

令和元年第3回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和元年 9月 3日 開会

令和元年 9月 13日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和元年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	10
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	10
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	47
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	52
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	55
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	58
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	61
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	65
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	68
○延会について	72
○延会の宣告	72

第 2 号 (9月4日)

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	74
○出席議員	74
○欠席議員	74
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	74
○職務のため出席した者	74
○開議の宣告	75
○議事日程の報告	75
○議案第6号及び議案第7号の一括上程、説明、議案調査	75
○議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、議案調査	78
○議案第10号の上程、説明、議案調査	79
○議案第11号の上程、説明、議案調査	80
○議案第12号の上程、説明、議案調査	82
○議案第13号の上程、説明、議案調査	84
○議案第14号の上程、説明、議案調査	85
○議案第15号の上程、説明、議案調査	88
○議案第1号の上程、説明、議案調査	89
○議案第2号の上程、説明、議案調査	97
○議案第3号の上程、説明、議案調査	98
○議案第4号の上程、説明、議案調査	99
○議案第5号の上程、説明、議案調査	100
○議案第16号の上程、説明、議案調査	101
○議案第17号の上程、説明、議案調査	102
○議案第18号の上程、説明、議案調査	104
○議案第19号の上程、説明、議案調査	105
○議案第20号の上程、説明、議案調査	107
○議案第21号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	109
○陳情書の処理について	122
○議案書の訂正	122

○散会の宣告	128
--------	-----

第 3 号 (9月12日)

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	126
○出席議員	126
○欠席議員	126
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	127
○職務のため出席した者	127
○開議の宣告	128
○議事日程の報告	128
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	128
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	138
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	139
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	140
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	141
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	143
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	144
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	145
○議案第6号、議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	146
○議案第8号、議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	152
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	153
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	154

○議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決	155
○議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決	155
○議案第１６号の質疑、自由討議、討論、採決	156
○議案第１７号の質疑、自由討議、討論、採決	157
○議案第１８号の質疑、自由討議、討論、採決	157
○議案第１９号の質疑、自由討議、討論、採決	158
○議案第２０号の質疑、自由討議、討論、採決	158
○陳情書の委員会審査報告	159
○発委第１号の説明、質疑、自由討議、討論、採決	163
○議員派遣の件について	164
○委員会報告について	165
○閉会中の継続審査（調査）事件について	169
○町政一般質問	170
根　津　光　儀　君	170
青　柳　はるみ　君	178
茂　木　健　司　君	185
○延会について	187
○延会の宣告	188

第　４　号　（９月１３日）

○議事日程	189
○本日の会議に付した事件	189
○出席議員	189
○欠席議員	189
○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名	189
○職務のため出席した者	190
○開議の宣告	191
○議事日程の報告	191
○町政一般質問	191
井　上　英　樹　君	191

高橋徳樹君.....	201
里見武男君.....	209
重野能之君.....	218
○町長挨拶.....	226
○議長挨拶.....	227
○閉会の宣告.....	227
○署名議員.....	229

令和元年 9 月 3 日（火曜日）

（第 1 号）

令和元年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月3日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 報告第 1 号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 2 号 資金不足比率の報告について
- 第 7 認定第 1 号 平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 2 号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 3 号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 4 号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 5 号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 6 号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 7 号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 8 号 平成30年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第15 議案第 6 号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第16 議案第 7 号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第17 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 9 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 第 2 1 議案第 1 2 号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 1 3 号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 1 4 号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等
に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 1 5 号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 1 号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 6 議案第 2 号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 7 議案第 3 号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 8 議案第 4 号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 議案第 5 号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 1 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 3 1 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について
- 第 3 2 議案第 1 8 号 土地等の取得について
- 第 3 3 議案第 1 9 号 工事請負契約の変更締結について
- 第 3 4 議案第 2 0 号 町道路線の認定について
- 第 3 5 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第 1 4 まで

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 渕 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	代表監査委員	角 田 隆 紀 君
総 務 課 長	茂 木 聡 君	企 画 課 長	水 出 智 明 君
まちづくり 推進 課 長	武 井 幸 二 君	保健福祉課長	関 和 夫 君
町 民 課 長	片 貝 将 美 君	税 務 課 長	高 橋 篤 君
農 林 課 長	飯 塚 順 一 君	建 設 課 長	桑 原 正 明 君
上下水道課長	一 場 正 貴 君	会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君
学校教育課長	堀 込 恒 弘 君	社会教育課長	丸 橋 昇 君

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子
議会事務局 係 長	佐 藤 功 樹		

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、平成30年度の一般会計、特別会計並びに事業会計の決算認定や、令和元年度補正予算案等の重要案件が提案される予定となっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長初め執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 開会に当たり、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和元年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに、心より厚く御礼を申し上げます。

7月の知事選挙におきまして、草津町出身の山本一太知事が誕生いたしました。若い山本知事には、今後の群馬県、そして、特に北毛地区のさらなる発展を期待するものでございます。

また、昨年8月10日に起きました群馬県防災ヘリコプター「はるな」の墜落事故により、吾妻広域消防本部職員6名を含む9名の方のとうとい命が失われ、早いもので1年が過ぎました。今後、二度とこのような事故が起きないように取り組んでいただければと思っております。

さて、ことしの夏は梅雨明けが遅く、1年交替での梅雨が長かったり短かったりしております。現在は非常に暑い日が続いており、世界的な規模で異常気象が起きており、原因は地球温暖化等が異常気象を起こしやすい環境をつくり出していると言われておりますが、今後とも警戒しなければならないと考えております。

さて、本定例会では、健全化判断比率の報告など報告関係2件、東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例についてなど条例関係10件、平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてなど決算関係8件、令和元年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他関係5件を提案させていただく予定でございます。

全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（須崎幸一君） ただいまより令和元年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須崎幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、11番、佐藤聡一議員、12番、根津光儀議員、13番、樹下啓示議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須崎幸一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月13日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、会期は11日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、あす9月4日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後も一層皆さんにご協力をいただき、単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案調査の段階でただせるものや質問者の要望を述べるものなど、一般質問の内容として適当でないものを避け、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと思います。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（須崎幸一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る6月24日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の新議員研修会について、4番、高橋弘議員より報告願います。

4番、高橋弘議員。

（4番 高橋 弘君 登壇）

○4番（高橋 弘君） おはようございます。

新議員研修会の報告をさせていただきます。

令和元年6月24日、午前10時30分から午後3時まで、群馬県市町村会館研修室において地方議会の制度と運営について研修会が行われ、参加させていただきました。この新議員研修会には、群馬県内より16町村から議員、事務局の方が合計70名出席され、当議会からは、渡議員、井上議員、茂木議員と私、事務局を含め5名出席いたしました。

講師は、群馬県町村議会議長会次長峯岸様でした。研修内容は、議会に関する法令、議会設置の根拠、議会は何をするのか、議員とは等々、地方自治法、会議規則、委員会条例について、議員必携を参考書として研修を受けました。

私ども新議員は大変参考になり、有意義な研修会であったと思います。今後も議員の果たすべき役割と責任を認識し、町民の負託に応える責務を負う議員として、議会活動に生かせるよう取り組んでいきたいと思います。

今回、このような研修会の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 以上で高橋弘議員の報告を終わります。

また、閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第127条ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る7月6日に開催されました名寄市、東吾妻町、杉並区 交流・友好自治体協定締結30周年記念合同式典について、13番、樹下啓示議員より報告願います。

13番、樹下啓示議員。

（13番 樹下啓示君 登壇）

○13番（樹下啓示君） おはようございます。

それでは、議員派遣の件につきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

去る7月6日、杉並公会堂におきまして、名寄市、東吾妻町、杉並区 交流・友好自治体協定締結30周年記念合同式典が行われました。出席者につきましては、町長、副町長、教育長、議長、そして私、樹下と水出議会事務局長、池原商工会長、また総務、企画両課の課長、次長、まちづくり推進課長、真田丸ミーティングチーム、小池、一場の両君と、総勢14名で出席をいたしました。

まず、田中杉並区長、加藤名寄市長、中澤東吾妻町長の3氏のご挨拶から始まりまして、各自治体の紹介ということで、現在までの経過と今後の活動についての報告がありました。当町の報告につきましては、真田丸ミーティングチームの小池、一場両君より紹介をしていただき、特に当町の報告がとてもよかったと、杉並区の副議長、名寄市議会議長より高い評価をいただきましたので、申し添えさせていただきます。

平成元年より、吾妻町時代、交流自治体として協定を結び、今回、交流自治体協定締結30周年を迎え、共同確認書の調印ということで、名寄市・杉並区、東吾妻町・杉並区により、共同確認書の調印を中澤町長、須崎議長、田中区長、島田副議長によりなされ、特にこの協定につきましては、東日本大震災の折に被災者を受け入れたということが記憶に新しいところでございます。今後とも交流の取り組みを一層促し、これからも引き続き活発な交流を進めていくことを確認いたしました。

次に、記念講演ということで、日本の伝統的な技術、江戸手妻の第一人者、藤山新太郎さんの奇術を拝見し、すばらしい日本古来のマジックに一同感動しながら、和やかなひとときを過ごさせていただきました。なお、杉並区に在住の方でありまして、平成10年に文化庁芸術祭大賞を受賞されている方だそうです。

その後に会場を移動いたしまして、総勢七十数名の夕食会、懇親会に参加をし、それぞれに交流を深め、今後につないでいくことを再確認し、都内に1泊し、翌7日朝、帰路につきました。大変有意義な式典でありました。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 以上で樹下啓示議員の報告を終わります。

これをもって議員派遣の件についてを終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第5、報告第1号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 健全化判断比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回ご報告をいたします健全化判断比率につきましては、平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.1ポイント改善され、3カ年平均値で11.3%となりました。比率が改善された主な要因といたしましては、町村合併以降に発行しております地方債について、交付税算入率の優位な地方債に特化している状況のあらわれでございます。

将来負担比率につきましては、庁舎建設事業及び保育所施設整備事業等の影響により、地方債残高が9億7,003万円増加しております。両事業において合併特例債を活用したことにより、公債費に係る交付税算入額は7億5,688万円増加しておりますが、庁舎建設基金等の取り崩しにより、充当可能基金が7,460万円減少したこともあり、今年度は0.8ポイント増加をいたしまして56.0%となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。

今後も引き続き、地方債の発行に際しては、交付税措置等財政措置の優位なものを活用し、公債費や地方債残高をきちんと見据え、事務事業評価を行い無駄な歳出を抑えるなど、さらなる財政の健全化に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町長からの報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（須崎幸一君） 日程第6、報告第2号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 資金不足比率の報告について説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告及び説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第7、認定第1号 平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認

定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額93億3,443万3,228円、歳出総額90億794万4,156円で、歳入歳出差引額の形式収支で3億2,648万9,072円の黒字となりました。そのうち、繰越明許費に係る翌年度への繰り越すべき財源が7,876万2,000円ありますので、実質収支額は2億4,772万772円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額でございますが、前年度と比較して9.0%、額にいたしまして7億6,784万6,352円の増額となっております。

歳入の内訳でございますが、町税につきまして法人町民税が前年度比2.0%、軽自動車税が2.2%の増となりました。町税全体では19億1,194万2,915円となり、前年度比0.2%の減となりました。

地方交付税のうち普通交付税は、合併算定替えの縮減措置により27億3,465万8,000円となり、対前年度比2.5%減、金額にして6,997万4,000円の減額となりました。

特別交付税については、特別交付税対象事業を今まで以上に取り入れたため、対前年度比3.6%、金額にして773万1,000円の増額となりました。

町債は、総務債において庁舎建設事業により4億8,120万円、民生債におきまして保育所施設整備により3億7,330万円増加したため、全体では53.5%、金額で6億8,050万円の増額となっております。

続きまして、歳出決算額ですが、前年度と比較して10.0%、額にいたしまして8億2,079万4,102円の増額となっております。

主な事業といたしまして、総務費では、庁舎建設事業に8億8,185万9,526円を支出いたしました。また、地域活性化対策費が9,146万1,012円の増、ダム対策費が5,778万5,477円の減となり、総務費全体では対前年度5億6,663万2,711円の増額となりました。

民生費におきましては、保育所建設事業に伴い、保育所費が4億1,240万7,562円増加し、民生費全体では対前年度比4億4,289万8,342円の増額となっております。

農林水産業費では、畜産振興費の畜産基地建設事業負担金の減、林業振興費の森林・林業

再生基盤づくり交付金の減などにより、農林水産業費全体では対前年度9,830万2,506円の減額となりました。

土木費では、上信自動車道関連事業、道路改良、橋梁補修工事などで増額がありましたが、ダム関連の町道松谷・六合村線改築事業の減などによりまして、総額で対前年度比5,697万1,220円の減額となりました。

教育費は、幼稚園増築工事皆減により、総額で対前年度8,678万4,443円の減額となっております。

依然厳しい町財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に心がけ、健全な財政運営を目指してまいりました。今後も優位な財源の確保と適切な予算執行に努めてまいります。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長から説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただき、ご認定賜りますようお願いいたします。

(発言する者あり)

○町長（中澤恒喜君） 訂正をいたします。実質収支額は2億4,772万7,072円の黒字でございます。訂正をいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

決算書の説明に入ります前に、配付をさせていただきました資料につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

最初に、平成30年度東吾妻町における施策の実績、このものでございます。これにつきましては、昨年度の主な事業実績を総務課から各課別にまとめたものでございます。

それから、もう一つですが、平成30年度東吾妻町一般会計款別決算書（対前年度比較）とあるものでございます。

まず、1ページですが、款別の決算書の対前年度比較になっております。

2ページにつきましては、款別の歳入歳出に対する執行率の一覧になっております。

それから、3ページでございますが、一般会計から水道事業会計までの各会計ごとの平成28年度から平成30年度、3年間にかけます収入支出の決算額の一覧となっております。

次の4ページでございますが、特別会計まで含めました全会計3年間の歳出の決算を性質別で合計した一覧でございます。

それから、5ページでございますが、地方債の残高の推移となります。平成18年度末の現在高から平成30年度末現在高までの一覧となっております。

それから、6ページでございますが、普通会計の基金残高の推移ということで、平成22年度から平成30年度までの一覧となっております。

それ以降につきましては、一般会計の目別決算の対前年度比較となっております。それぞれの資料につきまして、決算の参考にいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計の決算書につきまして、一般会計歳入歳出決算事項別明細書9ページになりますが、それによりまして、それぞれの課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） お世話になります。

それでは、決算書によりまして、1款町税について説明をさせていただきます。

9ページ、10ページでございます。

町税の予算総額は18億9,191万1,000円で、調定額は19億7,532万9,584円となり、対予算比は104.41%でございます。

収入済額につきましては19億1,194万2,915円で、対予算比101.06%、前年度の収入額と比較しますと360万円余りの減でございます。収納率につきましては、現年度課税分99.12%、滞納繰越分22.84%で、全体で96.79%、対前年度課税分で0.08ポイントの減、滞納繰越分で5.57ポイントの増、全体で0.05ポイントの増でございます。

不納欠損額につきましては522万5,465円で、不納欠損の中で地方税法第15条の7に規定される滞納処分を停止したものにつきましては100%でございました。

次に、収入未済額につきましては5,816万1,204円で、前年度より192万円余りの減額となっております。

続きまして、税目別でございますが、1項町民税、収入済額が7億2,159万4,469円でございます。1目個人町民税の収入済額が5億4,500万669円でございます。1節の現年課税分と2節の滞納繰越分の合計でございます。収納率で95.57%、前年比で496万円余りの減額でございます。2目の法人町民税につきましては、収入済額1億7,659万3,800円で、収納率で100.0%でございます。100%を超えてございます。これは、備考欄の法人町民税、法人税割分に還付未済金65万6,300円があるためでございます。主に年度またぎの事業年度

決算の法人が、中間報告の予定納付をした後、4月以降になりまして確定申告の決算額が予定納付額を下回ったことによる還付未済額でございます。過納金ということで、31年度の歳出還付となります。

続きまして、2項の固定資産税でございます。収入済額10億3,737万3,497円でございます。1目の固定資産税につきましては、収入済額10億1,079万7,597円で、収納率96.64%で、前年度比で247万円余りの減額でございます。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、収入済額2,657万5,900円です。これは関東財務局を初め、4団体からの納付金でございます。昨年度と比べまして、86万円余りの増額となっております。

次に、3項1目の軽自動車税でございます。収入済額5,968万5,500円でございます。収納率95.20%、昨年度と比較して128万円余りの増額となっております。

次に、4項1目の町たばこ税でございます。収入済額8,934万3,399円で、昨年度より62万円余りの減額となっております。

次に、5項1目の入湯税でございます。収入済額394万6,050円でございます。昨年度より121万円余りの減額でございました。

以上が1款町税の歳入決算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、そのページの最下段、2款の地方譲与税から13、14ページの9款地方特例交付金まで、これにつきましては、一定の基準によりまして譲与または交付される性質の歳入でございます。説明については省略をさせていただきます。

次、13ページにいただきまして、10款の地方交付税になります。29億5,703万5,000円で、前年度と比べまして6,224万3,000円、率にしまして2.1%の昨年から減ということになっております。

11款の交通安全対策特別交付金でございます。これは道路交通法違反の反則金、これを財源として交付されるものでございます。

1款の町税からこの11款の交通安全対策特別交付金、ここまでが使い道を限定されません、どのような経費にも充てることができるという一般財源になります。

続きまして、12款以降については各課にわたるものでございますが、歳入の部分につきましては、企画課長より説明をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金ですが、収入済額の合計が7,233万8,074円でございます。基本的には受益者が負担する性格のものでございます。

次ページの15ページにいていただきまして、13款使用料及び手数料でございます。収入済額合計が6,743万4,089円で、前年度と比べますと1,020万8,320円、率にしまして13.1%の減となっております。その主な要因としますと、こども園の開設によりまして保育所使用料が減り、こども園保育料がふえましたが、保育所使用料の減額幅が大きかったことが上げられます。また、収入未済額が使用料で381万4,530円出ておりますが、公営住宅使用料の収入未済が多くを占めているところでございます。

続いて、19ページ、20ページにいていただきまして、14款の国庫支出金になります。国庫支出金につきましては、その目的や性格によりまして、負担金と補助金と委託金の3つに分類をされております。収入済額の合計で3億7,580万5,660円となりました。前年度対比が11.5%でございます。金額にいたしますと4,871万498円の減でございます。この減額の主な要因は、民生費国庫負担金の児童手当交付金が児童数減少により減額したこと、また民生費国庫補助金の社会福祉費補助金におきまして、臨時福祉給付金事業補助金が皆減したことなどが上げられます。収入内容は、事業が多岐にわたっておりますので備考欄をごらんいただき、内容の説明については省略をさせていただきます。

次に、21ページにいていただきまして、15款の県支出金でございます。これも国庫支出金と同様に、負担金、補助金、委託金の3つに分類をされておまして、収入済額の合計で4億5,201万1,818円でございます。前年度対比が6.9%、金額にいたしまして3,375万5,219円の減でございます。収入内容につきましては備考欄をごらんいただきまして、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、25ページ、26ページになります。

最下段の16款財産収入でございます。収入済額の合計で4,708万3,976円でございます。公有財産、物品、債権及び基金の貸し付けや利子、売り払いなどによりまして生じた収入ということになります。

次に、27ページ、28ページの17款寄附金でございますが、収入済額の合計で878万9,279円でございます。ふるさと応援寄附金として835万8,792円、これが主なものとなります。

次ページにいていただきまして、18款の繰入金でございます。収入済額の合計が4億980万8,929円でございます。前年度から、金額にいたしまして2億7,023万3,850円の増となります。これは、庁舎建設に伴いまして借り入れを行った町債、これの返済、それから庁舎の建設費の一部に充てたために、庁舎建設基金からの繰り入れ2億251万6,000円が主な要因ということでございます。

次のページ、31ページ、32ページにいきまして、19款の繰越金でございますが、繰越金が3億7,943万6,822円でございます。

次の20款の諸収入でございますが、これまで報告をしてきた区分以外の収入ということになります。収入済額の合計が2億3,578万8,196円で、対前年度比が16.5%、金額にいたしまして4,673万1,233円の減となっております。減の主な要因は、給食費の無料化に伴う減収、収入減が上げられるところでございます。また、収入未済として367万9,572円ありますが、これは過年度におけます給食費の滞納分ということでございます。

次に、ちょっと飛んでいきまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

21款の町債でございます。収入済額の合計で19億5,260万円、前年度から6億8,050万円の増でございます。庁舎建設事業、それから保育所施設整備事業が増額の主な要因でございます。

次ページ、歳入の最終ページにいていただきまして、歳入の合計は、調定額が94億531万3,999円、収入済額が93億3,443万3,228円、不納欠損額が522万5,465円、収入未済額が6,565万5,306円でございます。

以上が歳入の説明とさせていただきます。

歳出につきましては、各担当課長より説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

それでは、歳出について説明させていただきます。

42ページをごらんください。

1款議会費でございます。人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしましては、「議会だより」費の印刷製本費114万7,500円。また、あと委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等の反訳業務委託料で、315万9,094円が主な支出となっております。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。支出済額は4億9,244万5,158円でございます。

次ページ、44ページをごらんください。

備考でございますが、職員人件費としまして、特別職2名分、総務課、企画課、地域政策課、会計課、町民課の環境部門の職員合計42名分の人件費、4億5,963万7,354円ござい

ます。

次の一般管理事務費でございますが、主なものといたしましては、臨時職員の社会保険料、社会参加費を含めた交際費、郵便料、総合法令管理システム委託料等が主なものでございます。

次の人事管理費でございます。44ページ、下から5行目になりますが、ここにつきましても、職員健康診断料や人事情報システムの使用料等でございます。

次ページ、46ページをごらんいただきたいと思います。

ここで、ささつな文学賞開催事業ということでございます。これにつきましては、第1回のささつな文学賞の受賞者が東吾妻町の方でしたので、その縁で開催を引き受けることになりました。引き受けまでの時間がなくて、予備費の充用で対応させていただきました。開催経費560万円かかっております。これは委託料として払っておりますが、このうち歳入で開催事務局から250万円、特別交付税等で80万円ほどの歳入がありました。事業の内容につきましては、川柳大会ということが開催の中身でございますが、町のメリットとしては、町が開催することによって有名ユーチューバーが町の魅力を発信してくれ、町の宣伝になるという事業でございました。

次に、2目行政振興費でございます。支出済額は1,680万334円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等でございます。住民センター整備事業補助金につきましては、小泉区、下之町区、新巻区、平沢区、唐堀区の5区で77万3,000円の補助金を交付しました。住民センター用地土地賃借料補助金につきましては、37行政区で131万1,750円でございます。また、魅力あるコミュニティ助成事業補助金につきましては、上野区一般備品整備事業で149万6,000円、三島唐堀区で伝統芸能備品購入事業へ94万円の補助がございました。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、3目財政管理費でございます。支出済額が538万8,195円、これは財務会計などのシステムレンタル料が主な内容でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 会計課長。

○会計課長（田中康夫君） お世話になります。

続きまして、4目会計管理費でございますが、支出済額は704万5,493円です。備考欄、

会計管理事業ですが、口座振替手数料や収納システムレンタル料等が主なものでございます。
事務用品管理事業につきましては、庁舎内に備えてあります事務用消耗品及び文書ファイリング用品の購入費が主なものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、5目財産管理費でございます。支出済額は9億7,041万9,781円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

庁舎管理事業の主なものは、電気料578万7,723円、電話料165万9,398円、次ページの庁舎駐車場用地の借上料331万474円等々でございます。

次に、庁用車管理事業でございます。これにつきましては、町有バス運行事業も含めまして、庁用車16台及び町有バス2台の管理に要する経費でございます。

次のその他財産管理事業でございますが、今年度につきましては、旧大戸小学校解体工事3,906万480円を実施しました。今後につきましても、古い校舎等につきましては、計画的に解体を行っていきたいと考えております。

次ページ、50ページになります。

50ページに職員駐車場借上料331万7,701円がございますが、財源として職員駐車場の使用料として304万500円を充当しております。

次の地域振興センター事業でございます。主なものは施設の運営管理費等でございます。

次の庁舎建設事業でございますが、皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。無事1月、ここ開庁することができました。合計額です、決算額ですが、8億8,185万9,526円ですが、29年度からの繰越明許費の決算額が6億830万4,000円、30年度分の決算額が2億7,355万9,126円となっております。よろしくお願いいたします。

次の54ページをお願いいたします。

6目公平委員会費でございます。支出済額は5万6,940円でございます。委員報酬3名分及び費用弁償でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、7目固定資産評価審査委員会費でございます。支出済額は2万8,732円。これにつきましては、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、8目財政調整基金費でございます。8,230万円を財政調整基金に積み立てをしたところでございます。これによりまして、現在の財政調整基金額は、後ろのほうになりますが、185ページに記載があります。残高とすると25億5,431万6,510円となります。

次の減債基金でございますが、減債基金への積み立ては1億1,773万1,000円でございます。庁舎建設にかかわる返済分を一括で積み立てまして、毎年の償還に充てているものでございます。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額が8,026万2,827円でございます。備考欄をごらんいただきまして、企画調整事業としまして1,907万8,835円でございます。この事業の内訳でございますが、第2次総合計画の冊子の印刷、それから吾妻広域町村圏振興整備組合への一般経費負担金が主なものとなっております。

次の光ケーブル等管理事業でございますが、3,485万3,296円の決算額でございます。光ケーブル保守業務委託料が1,263万6,000円、東京電力とN T Tの電柱への光ケーブル共架料や上信道事業に伴います移設工事1,358万1,000円が主なものとなっております。

次の定住促進事業でございますが、決算額が102万2,908円です。これにつきましては、お試し移住の住宅用の管理費、それから地方創生関連の新聞広告料などが主なものでございます。

次ページにいていただきまして、備考欄のふるさと応援寄附金事業でございます。支出済額が1,272万1,237円でございます。寄附額は835万8,792円となりまして、積立金は利子も含めまして836万1,348円となりました。寄附の返礼品につきましては288万454円となったところでございます。

次の少子化対策事業でございますが、決算額が4万5,800円。これは郡内合同で行いました婚活事業の負担金ということでございます。

次の食によるまちおこし事業では、合計で1,254万751円の決算となりました。おらがまちづくりプロジェクトの業務委託料が主なものでございます。

次に、10目運輸対策費、総額で4,186万256円でございます。

備考欄をお願いいたします。

路線バス運行対策事業としまして、乗合バスの補助金として3,801万3,992円が、このうちのほとんどを占めているところでございます。

次の鉄道対策事業ですが、141万1,360円でございます。町内にあります4駅に設置さ

れておりますトイレ、これにかかわる経費が主な内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前 1 1 時 0 0 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 0 分）

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 56ページ一番下、11目支所費をお願いいたします。支出済額は4,747万3,494円でございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。

東支所管理事業及び改善センター管理事業に伴う経費でございます。主なものとしましては、東支所の光熱費が615万7,085円、地域開発事業特別会計への繰出金が3,302万円でございます。また、改善センターでは、壁面の漏水修理工事代249万4,800円が主な支出でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございます。支出済額は769万4,057円でございます。この目につきましては、植栗、厚田、本宿の3郵便局の賃金や一般的な経常経費でございます。また、財源につきましては、全て一般財源は投入していませんので、全て来た財源で運営を行っております。

次に、60ページをお願いいたします。

交通対策費です。支出済額は1,118万8,140円でございます。この目は、交通安全対策に伴う経費等でございます。主なものは、交通指導員の18名分の報酬及び出勤旅費等でございます。昨年度より若干減りましたが、運転免許証の自主返納者支援品代、これが52万7,000円でございます。主な支援品は商品券でございます。また、工事費では、区画線工事費226

万8,000円、カーブミラー設置工事費219万2,400円、ガードレール設置工事で78万8,400円等でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、14目の電算業務費でございます。支出済額が6,718万6,571円でございます。次ページにかけて細かくあるんですが、電算業務に係るシステム、それから機器の保守業務、回線の使用料、ソフトウェアの使用料、機器のリース及び昨年につきましては、庁舎移転に伴うネットワーク機器の設定業務などが主なものとなっております。

次のページにいただいていただきまして、15目の開発費でございます。支出済額が19万463円。企画課で管理をしております庁用車に係る経費が主なものでございます。土地利用計画法施行事務費と開発指導事務費、この内訳は、ほとんどが庁用車の経費ということでございます。よろしくお願いいたします。

もう一つ、16目の広報広聴費でございます。支出済額が396万5,593円でございます。これは、毎月発行しております広報紙とお知らせカレンダーの経費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） お世話になります。

続きまして、17目地域活性化対策費ですが、支出済額が1億2,801万673円でございます。備考欄にありますのが、地域活性化事業におきましては、支出済額が1,387万8,703円で、主な事業としましては、次ページになりますが、定住促進事業、住宅取得奨励補助金交付事業でございまして、9件で859万9,000円でございます。

続きまして、地域おこし協力隊事業におきましては、隊員の賃金など551万2,100円の支出がございました。

次の丸になりますが、萩生地区活性化事業ですが、これにつきましては萩生のトイレの管理が主なものでございますが、69万9,458円の支出になります。

その次の丸になります。こちらにつきましては、国道145号廃道区間、またJR吾妻線廃線敷利活用など、吾妻溪谷活性化対策事業として1億792万412円の支出がございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、18目の交流事業推進費でございます。支出済額が140万1,625円でございます。備考欄の都市交流促進事業、合計額が44万2,021円、その内訳としますと、杉並区の阿波おどりに係る経費が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君）　交流人口推進事業でございます。こちらにつきましては、支出済額が32万110円で、主なものとしましては、杉並区で行われております東吾妻朝市に取り組んでおります団体への補助でございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君）　企画課長。

○企画課長（水出智明君）　続きまして、国際交流促進事業でございます。合計で63万9,494円でございます。これは、台湾基隆市との交流におきまして、先月の8月に中学生の派遣事業を行いました、その前段の打ち合わせ等に事務方で基隆市を訪問した経費が主なものとなっております。

続きまして、19目の山村振興対策費でございます。6万9,100円の支出額です。これは上部団体への負担金となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君）　総務課長。

○総務課長（茂木　聡君）　次、20目諸費でございます。支出済額は1,486万1,438円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

諸費の主なものにつきましては、法律顧問委託料、弁護士委託料、烏帽子山植林組合分担金等でございます。

次の68ページをごらんいただきたいと思います。

防犯事業でございます。防犯事業につきましては、LED防犯灯1,785灯のリース料と新設21灯、移設13灯、故障修理5灯、累計町単独設置基数106基の電気料、リース料が主なものでございます。

自衛隊事業でございますが、これにつきましては、自衛隊家族会事業の補助金が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） 続きまして、2款2項徴税費でございます。支出済額1億60万4,256円です。

1目の税務総務費は、支出済額6,045万734円で、一般職員9名分の人件費でございます。

2目の賦課徴収費は、支出済額4,015万3,522円でございます。

備考欄をごらんください。

賦課徴収費2,540万7,489円は、賦課徴収費全般に係る経費でございます。主な経費の支出は、税務情報マスター基本ソフト使用料、地方税電子申告支援サービス使用料、課税資料イメージ管理サービス使用料、1枚めくっていただきまして、還付金及び還付加算金等の経常経費でございます。

続きまして、住民税・軽自動車税でございます。支出済額13万7,681円は、町民税及び軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。

続きまして、資産税でございます。支出済額1,436万1,822円につきましては、主に固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。主なものは、課税客体調査及びシステム更新業務委託料、不動産鑑定業務委託料、固定資産情報管理システム使用料、宅地評価システム使用料等、経常経費でございます。

続きまして、収税、滞納繰越分ですが、支出済額24万6,530円につきましては、滞納整理、収納事務に要する経常経費でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費でございますが、支出済額の合計が5,571万5,382円となりました。人件費6名分、帳票類の発行のためのシステム利用料や保守点検料、人権啓発講演会の講師派遣委託料や旅券の発行事務端末機の保守料等でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 72ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。支出済額は74万3,764円でございます。これにつきましては、選挙管理委員会の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございます。支出済額は11万9,196円でございます。この目では選挙啓

発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございます。

続きまして、次ページ、74ページをごらんいただきたいと思います。

東吾妻町長選挙費でございますが、支出済額は795万5,515円でございます。選挙立会人報酬、職員手当等が主なものでございます。なお、平成29年度には事前準備に要した経費がございました。

4目群馬県議会議員選挙費でございますが、支出済額は413万8,636円でございます。この経費につきましては、事前準備や期日前投票所の経費、職員手当等が主なものでございます。歳入が、一般財源はほとんど出ていないような形にはなっております。

5目東吾妻町議会議員補欠選挙費でございますが、支出済額は3万1,400円でございます。投票は行われませんでしたので、選挙立会人の報酬や当選証書の筆耕謝礼でございます。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 次ページの75ページ、5項統計調査費、1目の統計調査総務費になります。支出済額10万9,111円でございます。統計調査総務費と確保対策事業に係る経費ということでございます。

それから、次の2目統計調査費でございますが、支出済額が62万624円でございます。工業統計調査から経済センサス調査区管理までございますが、これは各種調査にかかわるものということですが、経費的には住宅土地統計調査事業が多くを占めております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、6項1目監査委員費でございます。支出済額は63万8,943円でございます。これにつきましては、2名の委員報酬が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、最下段になります。7項1目ダム対策総務費、支出済額1,690万3,787円でございます。次ページに記載させていただいておりますが、職員1名分の賃金及び手当、また最下段になりますが、町道松谷・六合村線改良事業の下流負担金分を起債償還に充てるための積立金が主なものでございます。

よろしく願いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続きまして、2款8項事業費です。こちらのほうの1目の岩櫃ふれあいの郷総務費からになります。支出済額は3,621万3,848円でございます。こちらは、岩櫃ふれあいの郷、それから健康増進センターの運営にかかった管理運営の経費でございます。

続きまして、79ページ、80ページなのですが、コンベンションホールの管理費でございます。支出済額ですが、402万9,522円でございます。コンベンションホールの運営管理に充てた経費で、費用でございます。なお、コンベンションホールにつきましては、自主事業を2つ開催をしております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 続きまして、3目道の駅管理事業でございます。こちらにつきましては、支出済額が1,925万9,597円でございます。主な支出といたしましては指定管理料、また昨年から行っております70歳以上町民無料優待券の精算が主な事業になっております。よろしくお願いします。

続きまして、4目桔梗館管理費でございますが、こちらにつきましては、支出済額が1,905万5,233円でございます。主な支出といたしましては、先ほどと同じく指定管理料、また70歳以上町民無料入浴券の精算。また、こちらにつきましては、昨年大規模改修工事費で881万9,280円ということで工事を行いました。こちらが主な事業になっております。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） お世話になります。

それでは、3款の民生費をお願いいたします。

まず初めに、1項1目の社会福祉総務費でございますが、社会福祉事業といたしまして1億780万6,455円でございます。9名分の職員人件費のほかに、民生委員・児童委員報償費、保護司報償費。補助金につきましては、社会福祉協議会への補助金3,766万1,000円が主な内容でございます。

84ページをお願いいたします。

2目の障害福祉費でございますが、障害児者総合支援事業といたしまして3億2,424万4,275円でございます。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに要した経費でございます。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,225万3,096円は、国・県の補助金に加えて、吾妻東部3町村で負担しております。

障害福祉サービスに係る給付費につきましては、障害福祉サービス介護給付費、障害福祉サービス訓練等給付費、障害者自立支援（療養介護）医療給付費の3つを足し合わせた合計額は、前年度とほぼ同額の2億7,227万9,024円となりました。このほかに障害者補装具給付費、日常生活用具給付費など、ごらんのとおりでございます。

続きまして、障害福祉事業569万117円でございます。この事業は、障害児者総合支援事業に基づかない事業に対する経費で、腎臓機能障害者通院交通費補助金、特定疾患患者見舞金などでございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、最下段になります。1項3目の国民年金費をお願いいたします。支出合計は106万9,757円です。年金資格の取得、喪失等の事務手続に必要な需用費、年金制度改正に伴う電算処理システムを改修した委託料でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） それでは、86ページをお願いいたします。

4目の老人福祉費は、支出済額の合計が3億718万1,495円となりました。

まず、老人福祉事業といたしまして2億8,216万6,812円でございます。昨年6月から実施しております金婚夫婦等慶祝事業につきましては、8組のご夫婦が該当となりました。100歳の慶祝祝金は9名の方に慶祝の訪問をしております。

老人保護措置費委託料1,728万5,419円は、養護老人ホームに対する措置委託料10名分でございます。シルバー人材センター運営委託料530万8,000円は、社会福祉協議会へ委託しております。また、紙オムツ等給付事業委託料678万9,336円につきましても、社会福祉協議会へ委託しております。

吾妻養護老人ホーム負担金1,507万5,000円は、吾妻広域で運営しており、その負担金でございます。敬老会事業補助金は、地区で行う敬老事業に対しまして、35団体2,646名が対象となりました。老人クラブ運営補助金は、会員数が30名以上の18単位老人クラブと連合会に対して助成を行っております。

介護保険特別会計繰出金2億2,635万8,422円につきましては、特別会計の中で改めてご

説明をさせていただきます。そのほかにつきましては、例年どおりでございます。

次に、地域包括支援センター事業2,501万4,683円でございます。これは保健センター内にある地域包括支援センターの職員人件費と、介護予防給付ケアマネジメント委託料でございます。

続きまして、5目の福祉医療費、福祉医療事業といたしまして1億1,411万2,209円でございます。福祉医療は保険適用診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象者は中学3年生以下の子供、重度心身障害者、母子・父子世帯が該当となります。福祉医療費につきましては、対前年比4.9%減の1億1,179万6,055円となりました。この福祉医療費の財源につきましては、2分の1が県費補助金、このほかに過疎債、ソフト事業債分としまして1,940万円を充当しております。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは続きまして、やはり最下段になりますが、1項6目の国民健康保険費をお願いいたします。支出合計は1億4,876万8,887円でした。事務職員3名分の人件費並びに国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 7目の社会福祉施設管理費164万8,555円でございます。主なものといたしまして、指定管理となっておりますいわびつ荘とすこやかセンター福寿草の施設修繕費でございます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、同項8目後期高齢者医療費ですが、群馬県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金2億1,000万4,763円と、町後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定負担金並びに事務費分の繰出金6,745万286円の合計2億7,745万5,049円となり、9目の老人医療費については、支出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 続きまして、2項1目の児童措置費、支出済額は1億5,236万1,615円でございます。子育て支援費1億5,038万2,317円でございますが、主な内容とい

たしましては、出産祝金と児童手当の支給の費用でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話さになります。よろしくお願いいたします。

同じ目内の子育てひろば事業100万8,644円は、あづま農村環境改善センター内で実施しておりました子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週5日の開設で、1日平均約7.5人の親子の利用がございました。なお、本年4月からははらまち保育所2階に移転して開設をいたしております。次の子ども・子育て会議費97万654円は、現行の子ども子育て支援事業計画が本年度末をもって計画期間を終えるため、新たに本年度中に策定いたします次の子ども子育て支援事業計画のニーズ調査に要した支出でございます。

次のページをお願いいたします。

2目の保育所費、支出済額6億4,012万4,224円でございます。備考欄の保育所運営事業1億6,230万590円は、町内の保育所運営費でございます。この運営事業費の多くは、人件費となります。また、運営費には保育料収入のほか、電源立地地域対策交付金2,240万円を充当いたしております。

89、90ページから91、92ページ中段にかけまして備考欄に記載しておりますが、人件費以外の主な支出といたしましては、給食の賄い材料費、職員駐車場の整備工事費などがございます。次の保育所施設整備事業でございますが、そのほとんどが平成29年度からの繰り越し事業として、はらまち保育所建設に要した支出4億7,782万3,634円でございます。

続いて、3目学童保育費です。学童保育事業2,078万1,598円は、町設置の2つの放課後児童クラブの運営経費及び民営の2つの児童クラブへの補助金となります。なお、次の93、94ページの備考欄にございます放課後健全育成事業返還金139万1,000円は、平成29年度事業確定により発生した返還金でございます。

2項児童福祉費については以上でございます。

また、ただいまご説明を申し上げました関係につきましては、施策の実績39ページから41ページに記載されておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、3項1目災害救助費でございます。支出済額3万8,149円でございます。通常の災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金でござい

ます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 4 款の衛生費に移ります。

まず、1 項 1 目の保健衛生総務費、保健総務費といたしまして 1 億 842 万 3,630 円でございます。保健センター職員 9 名分の人件費と負担金や補助金などが主な内容でございます。

96 ページをお願いいたします。

2 目の予防費、支出済額の合計は 3,665 万 3,792 円でございます。最初の定期予防接種事業は 1,880 万 9,309 円となりました。こちらは予防接種法に基づく予防接種の経費でございます。

続きまして、定期外予防接種事業 196 万 3,190 円でございます。こちらは任意接種に対する補助金でございます。

インフルエンザ予防事業につきましては、1,504 万 4,018 円でございます。65 歳以上の高齢者と子供、妊婦に対するインフルエンザ予防接種で、3,400 円を上限に費用負担をしております。

狂犬病等予防事業につきましては、83 万 7,275 円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録と注射及び避妊手術の補助金でございます。

続きまして、3 目の母子保健費、支出済額の合計は 1,479 万 3,421 円でございます。

初めに、次世代育成支援事業につきましては、1 万 6,880 円となりました。

教育相談事業につきましては 181 万 1,062 円でございます。

続きまして、妊婦支援事業につきましては 825 万 2,311 円でございます。妊婦健診の委託料や不妊治療費の助成金でございます。また、乳児のオムツ等購入費補助金につきましては 271 件、292 万 9,273 円を助成しております。

それでは、98 ページをお願いいたします。

健康診査事業につきましては、293 万 1,361 円でございます。こちらは乳幼児の定期健診にかかった経費でございます。

次に、歯科健康診査事業につきましては、127 万 9,463 円でございます。乳幼児の歯科健診にかかった経費でございます。

次に、母子医療給付事業につきましては、50 万 2,344 円です。こちらは未熟児養育医療と育成医療に係る経費でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費、支出済額の合計は2,733万977円でございます。こちらは健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査、健康教育、健康相談等に要した経費でございます。健康診査事業につきましては、725万5,025円でございます。

続きまして、がん検診事業につきましては、1,840万6,040円でございます。こちらは各種がん検診の経費でございます。

生活習慣病予防対策事業につきましては、98万944円です。糖尿病予防教室や特定保健指導などに要した経費でございます。

自殺対策事業につきましては、68万8,968円でございます。こちらは自殺対策基本法に基づく計画策定等の経費でございます。

続きまして、5目の健康推進費につきましては、109万6,526円でございます。食生活改善推進協議会への業務委託料と、元気プランの中間評価調査業務の委託料などがございます。以上です。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 続きまして、4款1項6目の環境衛生費でございます。支出済額合計1,471万5,837円ございました。需用費、吾妻広域火葬場負担金が主な支出となります。このほか、個人住宅に対する太陽光発電システム設置費補助金や、畜産団地関係で実施しております水質検査委託料、蜂駆除防護服等の購入、備品の購入費となります。

その下、続きまして、7目公害対策事業費につきましては、支出済額が40万8,098円となりました。中学校に大気観測装置が設置してありますが、この観測装置の電気代、産業廃棄物不法投棄による水質汚染を調査するための水質検査、福島原発事故で関連対策事業として放射線量測定器の校正委託料となります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） 8目の保健センター管理費につきましては、249万7,882円でございます。こちらは保健センターの管理運営に要した経費でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 町民課長。

○町民課長（片貝将美君） 101ページをお願いいたします。

9目の霊園管理費をお願いいたします。支出合計は186万3,519円ございました。町内2カ所の維持管理費で、主な支出としましては経常経費、あがつま霊園の階段補修工事、シ

ルバー人材センターへの委託料、あづま霊園の支障木伐採等でございます。集会所の管理費は、あがつま霊園内にある集会所施設の電気料、火災保険料などの管理費となります。

続きまして、4款2項1目の清掃総務費ですが、支出済合計額が1億9,729万5,610円となりました。職員の手当、環境対策消耗品、町内に2カ所ありますトイレの整備費、電気料や水道料ということでございます。し尿処理料や環境美化におけるごみ袋の代金、集められたごみの収集委託料となります。さらには、吾妻東部衛生施設組合へのし尿処理、可燃ごみ、粗大ごみ等の処理に係る負担金の本総目の大部分を占めております。そのほか、資源ごみの集団回収奨励金も含まれております。

なお、家庭用ごみ処理機等購入補助金は、今年度はございませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

3項1目簡易水道費ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する建設事業補助金として、5つの組合に215万2,000円、簡易水道特別会計繰出金に1,600万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 5款労働費、1項労働費、1目労働諸費でございます。

支出済額が73万2,997円でございます。主な支出といたしましては、勤労者住宅建設資金利子補給補助金として6件、60万円の交付がございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） お世話になります。

103ページ、6款農林水産業費でございます。支出済額4億4,877万3,766円でございます。

1目農業委員会費でございますが、支出済額2,598万1,684円で、備考欄の農業委員会員につきましては委員報酬、それと職員人件費などの委員会運営に係る諸経費でございます。

2目農業総務費でございますが、支出済額は8,550万7,070円で、備考欄の農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員人件費でございます。農政対策事業につきましては、各農業振興協議会への活動補助金が主なものでございます。

3目農業振興費でございますが、支出済額は3,045万8,358円でございます。備考欄の経営所得安定対策事業につきましては、経営所得安定対策等推進事業補助金が主なものでござ

います。

次ページになりますが、農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者3名に対して給付金を交付いたしました。また、農業振興地域整備促進事業につきましては、委員の報酬及び費用弁償が主なものです。

農業近代化資金利子補給事業につきましては、17件に対し利子補給を行いました。

続いて、農業振興対策事業につきましては、農家組合長班長報酬、蒔蒾病虫害防除対策委託料、農機具等の導入補助であります営農施設等整備事業補助金が主なものでございます。

蚕糸業継承対策事業につきましては、吾妻養蚕製糸推進協議会に、また野生動物による農作物災害対策事業につきましては、電気柵設置等の経費の一部を補助いたしています。

続いて、特定野菜等価格差補給事業につきましては、県青果物生産出荷安定基金協会へ夏秋のトマト、ズッキーニの不足分の支払い、園芸用廃プラスチック処理事業はキロ当たり7円の補助を行い、約49トンの処理を行いました。

続いて、中山間地域等直接支払事業につきましては、21集落協定への交付金と事務的経費でございます。

環境保全型農業直接支払事業につきましては、環境保全効果の高い営農活動の実施のための交付金で、1件に対し交付をしております。

直売施設管理事業、いわびつ体験農園事業につきましては、施設管理のための経費でございます。

4目農業経営基盤強化対策事業費でございますが、支出はございませんでした。

続いて、5目畜産振興費でございますが、支出済額は1億1,290万1,101円で、畜産振興費につきましては、飼料牧野対策事業及び町畜産協議会への補助金が主なものでございます。

公団営畜産基地負担金事業につきましては、2経営体及び町の負担分を合わせた償還金でございます。

6目農地費でございますが、支出済額8,785万9,591円でございます。備考欄の基盤整備事業、萩生川西地区につきましては、農地整備耕作放棄地補助金が主なものでございます。

続いて、群馬県中山間地域農業農村整備事業につきましては、上の原地区県営事業負担金が主なものでございます。

県単小規模土地改良事業につきましては、岩井西地区及び植栗上組地区の用排水路の測量設計及び工事、鳥獣害防止対策事業では岩井地区に電気柵の設置の補助を行いました。

町単小規模土地改良事業では、町内26地区の農道等の維持補修と5件の暗渠排水等を行っ

ております。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農地維持支払交付金を16組織、資源控除支払交付金を13組織に交付をしております。

続いて、7目地籍調査費でございますが、継続費及び繰越事業費繰越額は、29年度よりの繰越分として4,223万1,000円、支出済額4,199万4,552円でございます。調査地区につきましては、矢倉の一部の4、須賀尾の一部の3、岩下の一部の1、須賀尾の一部4でございます。

次ページ、2項1目林業振興費でございますが、支出済額3,368万9,186円でございます。備考欄の林業振興費につきましては、緑の県民基金伐採事業を7地区、緑の県民基金管理事業を11地区、緑の少年団育成事業、美しい森林づくり基盤整備事業、特用林産物生産活力アップ事業、森林整備担い手対策事業などを実施しております。

有害鳥獣捕獲事業につきましては、有害捕獲対策事業でイノシシ、鹿、猿等の捕獲に対して補助金を交付しております。30年度の実績でございますけれども、イノシシ381頭、ニホンジカ202頭、猿12頭、熊13頭でございます。

次の地域おこし協力隊事業では、隊員2名の賃金等になります。

2目林業基盤整備費でございますが、支出済額は2,677万7,282円でございます。治山事業につきましては、県単治山事業への負担金でございます。県単林道改良事業につきましては、9カ所の林道橋梁点検業務委託料及び林道坂倉線の舗装工事でございます。

町単林道整備事業につきましては、維持修繕を3路線、林道除草を4路線、北榛名山線の路肩補修工事等を行っております。林道作業道総合整備事業補助金につきましては、作業道建設に係る補助金でございます。

続いて、3目町有林管理費でございますが、支出済額は341万6,942円で、巡視人への報償費、森林国営保険などの管理委託料が主なものでございます。

3項1目水産振興費でございますが、支出済額は18万8,000円、漁業協同組合等への補助金でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございますが、支出済額が3,275万573円でございます。こちらは商工観光係4名分の人件費が主な支出でございます。

1枚はぐっていただきまして、2目商工振興費でございます。こちらにつきましては、支出済額が7,277万2,441円でございます。主なものとしましては、企業立地推進補助金、また商工会活動補助金、商工業経営振興資金利子補給補助金などの交付が主な事業でございます。

続きまして、3目観光費でございます。こちらにつきましては、支出済額が6,297万8,284円でございます。観光管理費としまして2,517万5,996円の支出がございました。主な支出としましては、観光協会運営補助、またひがしあがつま夏まつり補助などでございました。

次の事業の観光宣伝事業につきましては、1,141万8,252円の支出がございました。こちらにつきましては、多言語版観光パンフレットの作成、また登山道の案内看板の整備などがございました。

また、この3目では、温川キャンプ場の管理事業、またあづま森林公園キャンプ場管理運営事業、また公園等管理運営事業、都市公園管理事業、溪谷自然公園管理事業、日本ロマンチック街道の負担金の補助、また真田丸継承事業等を行っております。

真田丸継承事業におきましては、昨年、支出済額が1,131万7,289円で、主な事業として、夏まつりのときに行いました西郷どん関連トークショーなどが行われました。こちらは好評をいただいております。

また、続きまして、4目の消費者行政推進費のほうに移ります。こちらにつきましては支出済額が58万9,308円でございます。主なものとしては、消費生活センター運営費補助金58万3,000円になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 会議の途中ですが、休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） それでは、8款1項1目道路橋りょう総務費のほうから説明をさせていただきます。

121ページ、122ページをごらんいただきたいと思います。

道路橋りょう総務費の支出済額は1億1,141万2,721円でございます。

備考欄をごらんください。

一般職の給与ほか手当負担金等がございます。また、この備考の中段にGISデータ補正業務委託というのがございます。これにつきましては、道路台帳の補正業務になっております。それ以外、関係団体への会費等も含まれております。

続きまして、2目道路維持費でございます。支出済額が1億364万8,236円でございます。

備考欄をごらんください。

1名分の臨時職員の賃金及び町道、普通河川等の維持管理及び測量設計業務委託や工事費、業者や行政区に依頼しております除雪、砂まき、原材料支給の機械借り上げ、次ページへお願いしまして、この目の下から5つ目ぐらいに、県営榛名西麓地区の事業負担金、通称弥栄農道というふうに申し上げておりますが、その県営事業の負担金、その下、急傾斜地崩落事業につきましては、奥田地区における急傾斜の負担金となっております。

続きまして、3目道路改良費でございます。支出済額が1億4,820万4,750円でございます。

備考欄をごらんください。

道路改良費の支出済額につきましては、1億41万7,703円でございます。主なものとしたしましては、町道馬場・相原線の用地測量業務委託から、用地調査及び登記手数料等ございまして、下段のほうには改良工事を行った部分が記載をされております。

続きまして、126ページをごらんください。

ダム関連事業費につきましては1,186万7,776円。町道松谷・六合村線の改築事業、群馬県に委託しておる部分でございます。この町道につきましては、平成30年度で工事が完了したという状況でございます。

次に、上信自動車道関連事業でございます。上信自動車道によって都市計画道路が廃止された部分、また上信自動車道によって線形が変わる部分等の費用、また工事用道路で改良を

予定しております町道新井・横谷・松谷線の用地費及び補償費等が主なものでございます。
なお、補償費につきましては、群馬県のほうから全額をいただき、町が執行しておるという状況でございます。

続きまして、4目橋りょう維持費でございます。支出済額1億135万5,388円でございます。

備考欄をごらんください。

大きなものいたしますと、鳩の湯橋の補修工事で2,980万円、前年度実施いたしました繰り越しで行っておりました寺澤橋が2,900万円強、見城橋が1,000万円強、そのような橋梁の工事を実施したところでございます。

続きまして、2項1目都市計画総務費でございます。都市計画総務費の支出済額につきましては902万4,512円。主なものいたしますとは、都市計画マスタープラン作成に伴います業務委託、また駅北区画整理区域内の土地の分筆であったり、都市計画道路の図面等の作成等を入れておるものでございます。

ページめくっていただきまして、128ページ、広場管理費、これにつきましては、福祉ふれあいロードの花植えであったり維持管理費でございます。48万270円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） 2目下水道費ですが、その他負担金は、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金で148万2,000円。下水道事業特別会計繰出金で2億996万9,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、3項1目公営住宅管理費でございます。支出済額2,079万9,831円でございます。公営住宅管理費、町営住宅の維持修繕、そういう部分の費用が備考欄に記載してございますので、お読み取りいただきたいと思います。

続きまして、2目定住促進住宅管理費でございます。箱島地区に4軒あります住宅の管理費としまして、支出済額55万183円でございます。電気、水道、修繕費等でございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、129、130ページをごらんいただきたいと思います。

3目の住宅管理費でございます。537万3,502円。備考欄で住宅・建築物安全ストック形

成事業535万9,700円でございます。これにつきましては、空き家の除去費補助が主なものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

空家対策事業ということで、30年度につきましては委員会が行われなかったということで、消耗品費のみですが、1万3,802円という支出でございました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、9款1項1目消防費でございます。支出済額が3億4,669万3,393円でございます。この目では、消防団運営費、広域消防費負担金及び消防施設整備費に伴う経費でございます。主なものは、消防団員314名分の報酬や出動旅費でございます。

また、下から5行目になりますか、防火水槽設置工事を毎年実施しております。30年度につきましては、下中区、烏帽子区、日向区の3地区合計で1,436万4,000円を実施してきました。

また、その下の消防ポンプ自動車2,646万円につきましては、第2分団第1部、植栗ですけれども、ポンプ車購入でございます。また、制服・活動服等購入費ということで、消防団員の新基準の活動服を購入いたしました。

次のページにいただきまして、防火水槽用地土地賃借料補助金につきましては25万1,210円で、73基分で29行政区に補助しました。

2目の水防費については、ございませんでした。

3目防災費でございますが、支出額は4,974万6,834円でございます。この目では、防災行政無線の維持管理費が主なものでございますが、平成30年度から令和2年度にかけまして、防災行政無線のデジタル化を実施しております。平成30年度につきましては、防災無線の親局の新庁舎移設工事費で4,374万円を支出いたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 続きまして、133、134ページからの10款教育費についてご説明をさせていただきます。

10款教育費、全体の支出済額は12億1,908万3,423円でございます。

1項教育総務費、1目教育委員会費ですが、こちらは教育委員会の運営経費です。教育委員の報酬及び経常経費で、支出済額が194万6,057円でございます。

続きまして、2目事務局費です。

備考欄をごらんください。

事務局費が1億8,959万8,469円でございます。主な支出といたしましては、非常勤職員2名、特別職1名及び一般職21名の人件費及び経常経費でございます。

134ページ下から15行目、16行目にございます小学校入学祝金252万円は、入学児童1人当たり3万円を84名に、中学校入学支度金784万円は、入学生徒1人当たり8万円を98名に支給したものでございます。

次の135、136ページ、上から7行目にございます高校生等通学定期代補助金84万3,000円の支出は、東吾妻町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、平成30年度から始めた補助制度により、延べ154名に補助を行ったものでございます。

続いての東吾妻町育英事業につきましては、育英審議会開催に伴う必要経費2万3,772円でございます。

続きまして、3目教育研究会費42万6,086円は、教育関係職員の研修及び研究紀要の印刷、講演などに要した費用でございます。

4目通学バス運営管理費では、支出済額1億4,008万3,704円でございます。原町小学校を除く4小学校と中学校で、合計15台のスクールバス運行及び管理に要した経費でございます。最下段のスクールバス目的外使用借上料につきましては、主に校外活動や部活動にかかわるバス借上料の経費でございます。

次に、5目給食センター運営管理費でございますが、支出済額1億9,560万9,783円でございます。135、136ページから137、138ページにかけて備考欄に記載がございますが、給食センター運営管理費では、一般職9名及び臨時職員の人件費と給食センター運営の経常経費、賄い材料費、給食運搬車の運転業務委託料などが主な支出となっております。

6目外国青年招致事業費では、支出済額が1,689万7,216円でございます。外国語指導助手4名分の報酬と経常的な経費でございます。

139、140ページをお願いいたします。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございます。学校管理費全体で支出済額が1億256万7,758円となりますが、これは管内5小学校の管理運営に必要な経費でござい

す。

備考欄をお願いいたします。

7節の賃金では講師3名、マイタウンティーチャー、特別支援員分でございます。その他、小学校の光熱水費、修繕料、工事費などが主な支出となっております。

このページから、141、142ページの下段まで、備考欄に修繕料、機器の保守料、施設関係の工事費、備品購入費の説明が記載されております。141、142ページ下段の原町小学校から143、144ページ、145、146ページまで、各学校ごとの経費でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、2目教育振興費ですが、教育振興費全体で支出済額1,588万6,375円でございます。小学校の教材・教具、就学援助関係の費用でございます。

147、148ページの20節扶助費83万4,177円は、要保護・準要保護就学援助費26名分と、特別支援教育就学奨励費13名分でございます。また、原町小学校から東小学校まで各学校ごとの経費が記載されておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、3目小学校施設整備費、支出済額8,044万7,200円は、東小学校、岩島小学校及び坂上小学校の空調設備設置工事に関する費用で、岩島小学校と坂上小学校の空調設備設置工事につきましては、平成31年度への繰り越しとなっておりますが、予定どおり工期内で完成をいたしましたので、この場をおかりしてご報告をさせていただきます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費でございます。学校管理費全体で支出済額が4,018万500円となりますが、これは東吾妻中学校の管理運営に必要な費用でございます。

2節給料は講師1名分の給料です。7節賃金、9節旅費はマイタウンティーチャー・特別支援員等の人件費でございます。主な工事といたしましては、非常用放送設備更新工事や屋外簡易トイレ撤去工事などを行いました。

節ごとの詳細につきましては、このページから149、150ページ、151、152ページの下段にかけて記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、2目教育振興費、支出済額658万4,533円につきましては、中学校の教材・教具、情報機器、就学援助関係の費用でございます。

153、154ページの20節扶助費100万9,255円は、要保護・準要保護就学援助費11名分、特別支援教育就学奨励費10名分及び被災児童・生徒就学援助費1名分でございます。

3目中学校施設整備費では、東吾妻中学校で施行いたします自立分散型エネルギー設備等導入推進事業費7,051万円を、平成31年度に繰り越しをいたしました。

続きまして、4項こども園費、1目こども園管理費でございます。こども園管理費全体で支出済額が2億2,577万100円となりますが、これは町内5こども園の管理運営に必要な経費となります。1節報酬から7節賃金及び9節旅費までは、非常勤職員として園長4名、職員21名、臨時職員、支援員、預かり保育担当職員の人件費でございます。

11節需用費は、各こども園の消耗品費、光熱水費、修繕料などでございます。

このページから155、156ページの中段まで、備考欄に修繕料、施設関連の工事費等の説明が記載されております。また、155、156ページのはらまちこども園から157、158ページ、159、160ページ、161、162ページまでは、各こども園ごとの経費でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続いて、2目教育振興費、支出済額251万7,895円は、各こども園ごとの経費でございますので、こちらにつきましても後ほどごらんをいただきたいと思います。

続いて、3目こども園施設整備費、支出済額4,482万円は、はらまちこども園を除く4つのこども園への空調設備設置工事に要した経費でございます。

ただいまご説明を申し上げました関係につきましては、施策の実績94ページから98ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただき、ご確認をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、10款5項の社会教育費、1目の社会教育総務費から説明させていただきます。

支出済額は、社会教育総務費で4,715万3,398円でございます。主なものは、社会教育に係る経常経費でございますが、19節の負担金、補助及び交付金で社会教育関係団体への補助金等がございます。

続きまして、163ページ、164ページでございますが、備考欄にあります成人式事業、それから放課後子ども教室推進事業も、こちらの社会教育総務費のほうに含まれております。

続きまして、2目の公民館費でございます。支出済額は2,247万4,330円でございます。備考欄にあります中央公民館の運営費につきましては、中央公民館に係る経常的なものがございます。なお、主なものにつきましては、婦人集会室のエアコンの取りかえ工事と修繕工事が多くを占めております。

次の166ページの備考欄でございますが、中央公民館の備品貸出管理事業から、高齢者教室、土曜教室事業、それから教養講座等につきましては、中央公民館で行っております事業

にかかった費用でございます。

それから、次の太田公民館運営費から168ページの下段にあります東公民館運営費につきましては、それぞれの公民館に係る費用、それから事業に係る費用でございます。

170ページの備考欄の上の丸印のブックスタート事業につきましては、中央公民館のほうの事業になります。

続きまして、3目の文化財保護費でございます。支出済額が566万5,441円でございます。文化財保護費は、文化財調査委員の報酬や指定文化財の保護及び伝統芸能活動を行っております団体の補助金が主なものでございます。

それから、備考欄の岩櫃城跡保存整備事業につきましては、専門委員の報酬ですとか岩櫃フォーラム等の開催の費用でございます。

吾妻峡保存管理事業では、吾妻峡保存整備に関する委員さんの旅費等でございます。

それから、カモシカ保護事業につきましては、4頭が滅失をしております。そちらのほうの報告、事務等に要した費用でございます。

4目の青少年対策費でございます。支出済額は138万6,318円でございます。主な費用としましては、青少年育成推進員の活動費、それから子ども会育成団体への補助金が主なものでございます。

172ページを開いていただきますと、備考欄に杉並・東吾妻子ども交流事業という項目がありますけれども、こちらに要する経費につきましても、こちらの方で支出をしております。

続きまして、5目の発掘調査費でございます。支出済額が1,052万4,283円でございます。こちら備考欄にあります発掘調査に係る費用でございます。それから、文化財の整理室等の維持管理に要する費用でございます。

中段の鉄製品の保存処理業務につきましては、繰り越しの事業でございます。

一番下の丸印なんですけれども、町内遺跡分布調査事業ということで行っておりまして、東吾妻の遺跡の詳細分布地図等の、それから報告書を刊行しております。

続きまして、6項保健体育費でございます。支出済額が1億857万500円です。

1目の保健体育総務費でございますが、主なものが、スポーツ推進委員の報酬及びスポーツ振興に係る経常経費でございます。

それから、東吾妻町スポーツ協会を初め、スポーツ振興団体に対する補助金等が主な支出になっております。昨年は、30年度は交流自治体の親善野球大会がありまして、東吾妻中学

校の生徒が参加しております。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 健康管理対策事業費411万2,766円でございますが、管内の児童・生徒・園児及び教職員の健康診断等に要した経費でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 続きまして、備考欄の一番下の丸なんですが、郡民体育祭事業でございます。長野原町をメイン会場に開催をされました。

なお、本年度から郡民スポーツ大会というふうに名称が変わっております。

続きまして、2目の学校開放事業費でございます。こちらにつきましては、管内の小・中学校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、それに要する費用でございます。電気料が主なものになっているかと思えます。

174ページが一番下段ですが、3目の施設管理費ですが、支出済額が9,045万4,757円でございます。社会体育施設管理事業は、町のスポーツ広場、それから東総合運動場、町民体育館等の体育施設等の維持管理に要する費用でございます。175、176ページを開いていただきますと、備考欄にその説明がございます。社会体育施設管理事業では、主にスポーツ広場のほうの暗渠の工事ですとか、幾つかの工事を行っております。

それから、次の丸の公園管理事業でございますが、これはスポーツ広場の西側にございます公園の遊具等の点検料に要した費用でございます。

それから、社会体育施設整備事業でございますが、主な工事につきましては、町民体育館の改修工事に係る費用、それから健康増進センターがありますが、そちらが体育館のほうの一角を使って運営をする準備をしておりました。空調設備ですとか、シャワー等の整備を行った費用でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 続いて、11款1項1目農業用施設災害復旧費でございますけれども、支出はありませんでした。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 続きまして、2項1目河川復旧費でございますが、支出はござい

ませんでした。

ページをおめくりください。

2目道路復旧費でございます。支出済額が1,530万2,641円。平成29年債で発生をいたしました町道紺屋町・平沢線道路復旧工事に伴う費用が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、3目の橋りょう復旧費につきましては、支出がございませんでした。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 続きまして、12款の公債費でございます。支出済額の合計が10億4,293万6,048円の償還を行いました。元金として9億5,786万1,860円、利子としまして8,507万4,188円で行いました。

次の13款の諸支出金でございます。支出済額が2,000万円でございます。水道事業会計への補助金となります。

一般会計の最後のページですが、14款の予備費でございますが、850万5,000円を充用させていただきました。内訳としますと、総務費の一般管理費のささつな文学賞の事業に560万円、それから賦課徴収費の還付金に290万5,000円ということでございます。

以上、歳出合計ですが、予算現額が100億9,224万2,000円、支出済額が90億794万4,156円、繰越明許費が7億6,142万2,000円、不用額が3億2,287万5,844円で行いました。

次のページをお願いいたします。181ページになります。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が93億3,443万3,228円、歳出総額が90億794万4,156円、歳入歳出差引額3億2,648万9,072円となりました。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が7,876万2,000円となりますので、実質収支額が2億4,772万7,072円になります。

182ページから186ページが財産に関する調書になります。185ページは基金の現在高、それから186ページが物品の現在高ということになっております。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員（角田隆紀君） お世話になります。代表監査委員を務めさせていただきます角田と申します。よろしくお願いします。

それでは、30年度の決算審査の結果について報告をさせていただきます。

個々の会計ごとの審査に入る前に、全体を通しましての意見について若干述べさせていただきますというふうに思います。

審査に当たりまして、期間につきましては7月9日から8月8日まで、土日を除きますけれども、19日間の審査を行いました。審査に当たりましては、先ほど説明がありました一般会計、これから説明があります国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、地域開発事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道特別会計、水道事業会計でございます。

審査の全体的な結果でありますけれども、まず決算の計数については正確であったということ。それから、予算の執行につきましては、議決の趣旨にのっとりまして、おおむね適正にかつ効率的に処理をされて、執行されていたということであります。それから、会計経理事務につきましては、関係法規に適合して適正に処理をされておりました。それから、財産に関する事務につきましても、適正に処理をされておりました。それから、事業の執行についてですけれども、15件の現地調査も行いました。その結果につきましては、おおむね適切に処理されて実施されていたということでございまして、以上の結果から、非違の点は認められなかったということでございます。

ただし、幾つか改善をしていただきたいというようなことがございましたので、2点ほど申し上げたいというふうに思っております。

まず1点目は、先ほど一般会計でも説明がありましたけれども、不納欠損なり収入未済、それから不用額の縮減について、今後努めていただきたいということであります。特に、不納欠損は、多分皆さんご存じかと思いますが、滞納処分の執行を停止して、納税義務を消滅させるというようなことございまして、一般の町民の方々に言わせれば、そういった判断をした理由なり経緯なりをやっぱり知る権利があるというようなこともありますし、自主財源の確保と負担の公平性を考えてみた場合というのは、やっぱりこれは問題であるというようなことがございますので、その理解に努めていただきたいというようなことあります。

それから、収入未済についてですけれども、町の予算は単年度会計でありまして、4月か

ら3月31日まで、それから出納の整理期間を含めれば、5月までの間については執行できるわけですが、とにかく歳入については、先ほど説明ありましたように相当の額、億に近い額が、一般会計だけでも約6,500万円の収入未済額がございます。これにつきましては、引き続き、またその種類については納めていただくことができるということで、徴収できるということでもありますけれども、これが積み積みもって、先ほど申しました不納欠損というようなことにもなりかねないということがございますので、こういった点につきましては、なぜそういったことが発生したかというようなことについて、きちっとやっぱ把握をして、縮減に努めていただきたいということでもあります。

それから、不用額、これにつきましては、前にもいろんな調査をして、この場で皆さん方にお示ししたかと思えますけれども、なかなかこれが、不用額というのは、相当な努力はしているというようなことが見受けられるんですけれども、まだまだ不用額について、かなり発生しているというようなことがあります。

特に、国民健康保険あるいは後期高齢者の特別会計なり介護保険特別会計、これらの事業につきましては、事業要望といいますか、給付額の把握が非常に難しいというようなことは非常に理解できますけれども、それにしても、例えば国民健康保険だけでも不用額が、約2億1,000万円ほどの不用額を出してきているというようなことがあります。これは使われない予算ですので、特にこういった額が発生したから悪いということではなくて、これは次年度予算の編成には回るわけですが、できることならば、こういったものも縮減に努めていただきたいということで、これらについては特に予算の積算の精査ですね、これをきちっと努めていただく、あるいはその事業評価を適切に行っていただく、それで常に進捗状況をチェックするなり、こういったことが必要かというふうなことが今回の監査の結果でも幾つか読み取れました。

したがって、不納欠損なり収入未済額なり、それから不用額の縮減に今後とも努めていただきたいということでありまして、これについては議員の皆さんも、ひとつご協力が願えればというふうに思っております。

それから、もう1点目が、現地調査を行いました。その結果、ちょっと見過ごせないようなことが幾つかございましたので、この場をかりて申し上げます。

1つは、指定管理施設等の運営管理ということでございます。特にいわびつ体験農園、これにつきましては、現地へ行ってみたら耕作放棄地状態です。セイタカアワダチソウが背丈以上に伸びていて、とてもじゃないですけども、野菜とか花が育てられるような状況には

なっておりません。これは指定管理に出しているわけですので、指定管理者に対して速やかな改善指導を行っていく必要がある、勧告を行う必要があるだろうというふうに思います。

それから、萩生にあるビジタートイレというんですか、これとあずまやがあります。これにつきましても、ことし女性の職員も一緒に行って、実際に使ってみて、私も実態を見ましたけれども、とにかく衛生状態がよくないというようなことがございまして、不衛生状態にあるということです。これについても速やかに改善指導して、旅行者が休息するのちょっと遠慮したくなるような状況ですので、この辺についての改善もできれば早急にお願いしたいということでもあります。

それから、もう一つが指定管理施設であるひがしあがつま地域活動支援センター、それから福寿草。これについては築40年以上たっていて、かなり建物自体の老朽化が進んでいるようなことがありまして、居住環境とか作業環境もよくないというようなことで、サービスあるいは作業効率の低下というのが懸念されるというようなことの状態にあるというふうに感じました。これらについては、建てかえとなると相当費用がかかると思いますので、空いているようなほかの公共施設があれば、そういったところへ移転するなどの検討をしていただければというふうに思っております。

以上、幾つかございましたけれども、事業の執行なりに当たっては、あるいは予算執行に当たって、若干のそういったことがございますので、それらを含めて、おおむね適正に処理されたということが言えるかというふうに思います。

それでは、まず認定の第1号の平成30年度の一般会計歳入歳出決算の結果について報告を申し上げます。

お手元に資料があるかと思いますが、このことにつきまして、地方自治法第233条2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計処理、証拠書類照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であると認められた。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額18億2,120万4,481円、歳出総額17億2,913万8,907円、歳入歳出差引額9,206万5,574円となり、翌年度へ繰り越しました。

まず、歳入ですが、国民健康保険税3億558万6,229円のほか、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金が主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費12億5,268万8,720円のほか、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等が主なものでございます。

続きまして、施設勘定について説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額8,953万2,315円、歳出総額8,701万7,017円、歳入歳出差引額251万5,298円となり、翌年度へ繰り越しました。

歳入でございますが、診療収入として5,771万2,467円のほか、国・県支出金、繰入金、繰越金、町債が主なものでございます。

続いて、歳出ですが、総務費4,361万3,436円、医業費4,104万3,602円が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入からご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の7ページからの歳入歳出決算事項別明細

書にて説明をさせていただきます。

1 款の国民健康保険税ですが、収入済額 3 億558万6,229円、不納欠損額284万3,100円、収入未済額5,219万4,816円となりました。

内訳としまして、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は医療給付費、後期高齢者支援金、介護給付金、それぞれ現年課税分並びに滞納繰越分、合計 3 億393万9,693円で、不納欠損額284万3,100円、収入未済額4,958万196円となりました。

1 項 2 目は退職被保険者等国民健康保険税で総額164万6,536円、収入未済額が261万4,620円となります。区分につきましては、1 目で説明した区分けと同じでございます。

2 款使用料及び手数料ですが、保険税滞納分の督促手数料となります。

3 款国庫支出金、ページをめくっていただきまして、4 款療養給付費交付金はございませんでした。

5 款の県支出金は、収入済額12億9,416万2,790円で、保険給付費等交付金の普通交付金並びに特別調整交付金の合計でございます。

6 款の財産収入は、基金積立金の利子でございます。

7 款の繰入金は 1 億2,834万1,085円ですが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分並びに保険者支援分、事業費繰入分、出産育児一時金、財政安定支援事業、福祉医療波及分繰入金など、それぞれ法令等の基準に基づいた繰入金で、一般会計からの繰入金となります。2 項の基金繰入金はございませんでした。

8 款繰越金は8,578万795円でございます。

9 款諸収入ですが、1 項 1 目は被保険者の延滞金、2 項 1 目、交通事故等による一般被保険者第三者納付金、3 目は一般被保険者からの返納金、次のページになりますが、4 目は退職被保険者からの返戻金、5 目雑入は指定公費負担医療費の合計732万3,506円でございます。

10 款町債についてはございません。

以上、歳入合計、昨年比 2 億5,888万46円の減額、18億2,120万4,481円となりました。

次に、15 ページからが事業勘定の支出になります。

まず、1 款の総務費ですが、支出済額合計619万1,542円。1 目一般管理費は、共同電算処理用紙などの需用費、被保険者証郵送料などの役務費やシステム保守、電算処理業務委託、2 次点検などの委託料、第三者行為に関する求償事務手数料の負担金、補助及び交付金534万1,370円となります。2 目の連合会負担金は、群馬県国民健康保険団体連合会への負担金

59万6,656円でございます。

2項1目賦課徴収費は、賦課徴収に伴う消耗品、国保税滞納対策システムリース料の合計16万8,164円となりました。

3項1目運営協議会費は、運営協議会委員報酬など8万5,352円になります。

2款保険給付費、支出済合計は12億5,268万8,720円で、1項1目の一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者療養費の各負担金、5目は委託料で一般及び退職審査、レセプト電算処理システムの各手数料の合計10億8,102万2,396円でございます。

2項高額療養費合計は1億6,764万5,064円で、一般被保険者、退職被保険者、一般被保険者高額介護合算、各療養費の負担金でございます。

3項の移送費は、該当がございませんでした。

4項1目、2目は、出産育児一時金補助金及び事務手数料6名分、252万1,260円となりました。

5項1目葬祭費は、30名分、150万円の補助金額でした。

3款国民健康保険事業納付金ですが、支出済額4億2,242万9,159円で、1項医療給付費分が一般被保険者、退職被保険者分合わせて2億9,300万1,012円となります。

2項後期高齢者支援金等分につきましても、2つの目を合わせて9,668万9,957円です。

3項介護納付金分は、国保事業介護分納付金3,273万8,190円となりました。5款の保健事業費の主な支出は、1項の特定健康診査等事業費並びに2項1目保健衛生普及費の電算処理委託料等及び2目、人間ドック委託料148名分の委託料となります。

6款積立金は8,076円、基金の利子分となります。

7款の諸支出金は、合計2,981万6,573円です。1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者、退職被保険者の保険税還付金及び平成29年度の特定健診、保健指導、国庫並びに県費、退職医療国庫療養給付費の償還金2,385万8,463円となります。

2項の繰出金は、国保施設勘定への繰出金になります。

3項指定公費負担医療費立替金は1万4,110円でした。また、予備費の支出はございませんでした。

以上が事業勘定の歳出となり、昨年比86.7%、2億6,516万円ほどの減、17億2,913万8,907円となります。

次に、25ページ、実質収支に関する調書でございます。実質の収支額は9,206万5,574円

でした。

28ページは財産に関する調書になりますが、申しわけありません、28ページ以降はちょっと原稿が間違っておりました。これはありませんので、申しわけありませんでした。

26ページです、すみません、8,077万2,838円となります。

以上が事業勘定の説明となります。

続きまして、施設勘定となります。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書でご説明申し上げます。

1 款診療収入は合計5,771万2,467円で、1 項外来収入とその他診療収入となります。

2 款使用料及び手数料は、歳入済額合計21万670円で、往診に使用しました車両代と診断書等の作成手数料でございます。

3 款国庫支出金は、医療施設等設備整備費補助金、いわゆるへき地診療所施設運営補助金でございますが、456万3,000円でございます。

4 款県支出金は、特別調整交付金に係る県補助金で、594万4,000円でした。

5 款繰入金は合計594万4,000円で、事業勘定からの繰入金となります。

6 款繰越金は1,031万2,300円です。

7 款諸収入ですが、合計34万5,878円で、特定健診審査等収入及び衛生材料費等の売却による収入となります。

8 款の町債ですが、医療機器整備のための過疎債450万円となります。

以上が施設勘定収入合計となり、昨年比83.6%、金額にして1,754万1,811円減の8,953万2,315円となりました。

次に、歳出でございます。

9 ページをごらんください。

1 款総務費ですが、支出済額4,361万3,436円ございました。職員人件費4名分並びに施設管理に係る経費や医師会等負担金、医師研究研修費として研修旅費、学会負担金となります。

2 款医業費ですが、支出済額合計が4,104万3,602円となりました。

1 項1目の医業管理費は、消耗品費のほか往診車車検代、賠償責任保険料や医療産業廃棄物処理委託料、代診医師派遣負担金などになります。2目医療用機械器具費ですが、集音マイクロホン修繕料、酸素供給装置のリース料、診断用X線画像読み取り装置や診断用X線装

置、薬用冷凍冷蔵庫を更新導入しております。3目医療用消耗機材費は、医療用消耗品となります。4目医薬品衛生材料費は医薬品の購入代金、5目検査費は血液検査委託料になります。

3款公債費は、合計235万9,979円です。償還金元金及び利子となります。

以上の合計が8,701万7,017円になりました。昨年比で974万4,809円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。収支額251万5,298円となりました。

14ページは財産に関する調書となりますので、ごらんいただければと思います。

以上が国民健康保険特別会計事業勘定と施設勘定の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の結果について報告をさせていただきます。

このことについて、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行については、おおむね適正であると認められた。

ただし、全体の中で言いましたように、国民健康保険特別会計の特に事業勘定の歳入については、不納欠損が約280万円ほどございます。それから、歳出におきまして不用額が、これは事業の把握がなかなか難しいというようなこともありまして、最終的には不用額として約2億円を減額しているというようなことがありますので、これらについては留意しておいていただきたいというふうに思います。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いをいたします。

ここで休憩といたします。

14時10分までといたします。

（午後 2時02分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第9、認定第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額2億628万928円、歳出総額2億501万2,422円、歳入歳出差引額126万8,506円となり、翌年度へ繰り越しました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億3,428万6,100円、繰入金6,745万286円でございます。

歳出の主なものは、総務費388万4,274円、後期高齢者医療広域連合納付金2億42万8,148円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

5ページをごらんください。事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額1億3,428万6,100円、不納欠損額2万7,300円となりました。

なお、収入未済額は9万7,300円の超過徴収となっておりますが、徴収後、保険者本人の死亡等で不用となった金額を含めますので、過年度分として関係者に返還を行います。なお、収納率は99.9%でございます。

2款の繰入金が1項一般会計繰入金6,745万286円で、事務繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

3款諸収入は162万5,654円です。1項の雑入は、広域連合納付金の精算に伴う返還金と人間ドック助成金及び電算処理システム関係助成金の合計161万3,454円、2項1目保険料還付金が1万2,200円となりました。

7ページをお願いいたします。

4款繰越金が194万6,888円になります。

5款国庫支出金ですが、後期高齢者医療制度事業の円滑運営のための事業費補助金として、97万2,000円となりました。

以上、歳入合計2億628万928円となり、昨年より561万円ほどの増額となりました。保険料と単年度での国庫事業補助金の増加が主なものとなっております。

続いて、9ページからの歳出をお願いいたします。

1款総務費ですが、1項1目一般管理費354万8,022円、2項1目徴収費33万6,252円の合計388万4,274円です。郵送料、庁舎移転に伴う専用回線の設置や機器移設並びにシステム保守点検委託料、保険料の過年度還付金となります。

2款は、群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金2億42万8,148円で、保険料の負担金

や基盤安定並びに事務費に係る負担金となります。

3 款保険給付事業費は、人間ドック委託料70万円でございます。

4 款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は2億501万2,422円で、昨年比で628万円ほどの増額となりました。

11ページ、実質収支に関する調書でございますが、収支額は126万8,506円でした。

以上が後期高齢者医療特別会計決算の説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について申し上げます。

このことにつきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して適正に処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であると認められました。

ここで、口頭で先ほど申しましたように、後期高齢者医療につきましては、不用額が約320万円ほど出てございますので、事業評価を適切に、適正に行って、予算執行に努力されたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第10、認定第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は17億7,870万1,337円、歳出総額は17億1,401万1,647円で、歳入歳出差引額は6,468万9,690円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入の主なものは、保険料3億5,323万4,000円、国庫支出金4億5,741万1,002円、支払基金交付金4億6,547万3,096円などでございます。

歳出の主なものは、歳出全体の94.8%を占める保険給付費16億2,412万1,427円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を申し上げます。

5ページの事項別明細書を願います。

歳入、1款の保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料でございます。保険料の収入済額は、対前年度比13.3%増の3億5,323万4,000円となりました。収入未済額につきましては、300万9,400円となっております。また、滞納繰越分のうち年度末時点で時効2年が経過した分につきましては、124万6,500円を不納欠損処分、徴収権の消滅を行っております。保険料収納率は98.8%となりました。

3 款 1 項の国庫負担金 3 億 271 万 8, 145 円ですが、これは介護保険給付に対する法定負担分となります。

2 項の国庫補助金ですが、1 目の調整交付金 1 億 2, 969 万 6, 000 円は、保険料給付費総額の 7.99% の交付となりました。2 目、3 目の地域支援事業交付金につきましても、補助割合が定められておりまして、そのとおりの交付となっております。

4 目の介護保険事業費補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修費に係る補助金、補助率 2 分の 1 でございます。

それでは、7 ページをお願いいたします。

7 目の保険者機能強化推進交付金 213 万 9, 000 円につきましては、平成 30 年度より新たに交付されたものでございます。

4 款 1 項の支払基金交付金、1 目の介護給付費交付金 4 億 5, 173 万 2, 096 円ですが、こちらは 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料でございまして、保険料負担割合は 27% でございます。2 目の地域支援事業交付金も同様でございます。

5 款 1 項の県負担金、1 目の介護給付費負担金 2 億 3, 359 万 1, 935 円ですが、こちらも介護給付に対する県の法定負担分でございます。

2 項の県補助金の地域支援事業交付金につきましても、それぞれの補助割合に応じた交付となっております。

9 ページをお願いいたします。

6 款の財産収入は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

7 款 1 項の一般会計繰入金 2 億 2, 635 万 8, 422 円は、保険給付費に対する法定負担分 12.5% と介護認定審査会経費などの事務経費でございます。

11 ページをお願いいたします。

8 款諸収入につきましては、第 1 号被保険者延滞金と高額介護サービスの返納金でございます。

9 款の繰越金は、前年度繰越金でございます。

歳入合計は、対前年度比で 8.9% 増の 17 億 7, 870 万 1, 337 円となりました。

続きまして、13 ページの歳出をお願いいたします。

1 款の総務費、支出済額の合計 1, 721 万 9, 080 円は事務的経費でございます。

1 項の総務管理費は一般事務費、2 項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費、4 項の徴収費は保険料の賦課徴収経費でございます。

2 款の保険給付費ですが、前年度より8.6%増の16億2,412万1,427円で、会計全体の94.8%を占めております。

15ページをお願いいたします。

1 項の介護サービス等諸費、支出済額の合計15億685万9,957円につきましては、要介護者が利用したサービス費で、その内訳が1目から6目までとなっております。

2 項の介護予防サービス等諸費、支出済額の合計が2,723万4,373円につきましては、要支援者が利用したサービス費でありまして、その内訳につきましては、1目から次の17ページの5目までとなります。

次の3項その他諸費、4項の高額介護サービス等費、5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、ごらんのとおりでございます。

6 項の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得者対策の一環として、施設入所者で所得の低い方は、食費と居住費の実費負担分が軽減されております。この給付費の合計額が5,579万6,409円となりました。

3 款の基金積立金につきましては、利息相当分8,604円を介護給付費準備基金へ積み立てしております。

続きまして、19ページ、4 款の地域支援事業費につきましては、支出済額の合計が3,952万1,156円でございます。こちらは介護予防に関する事業が主で、地域包括支援センターで実施しております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

5 款1 項の償還金及び還付加算金でございますが、前年度中の死亡等に伴う保険料の還付金と、前年度精算に伴います国及び支払基金への返還金でございます。

2 項の繰出金につきましては、前年度分の地域支援事業に係る精算分として、一般会計に繰り出すものでございます。

歳出合計は、対前年度比6.9%増の17億1,401万1,647円となります。

25ページの実質収支額につきましては、6,468万9,690円となります。

また、26ページの財産に関する調書は、介護給付費準備基金の状況でございます。年度末基金残高につきましては、8,648万4,266円となりました。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算結果についての報告をさせていただきます。

このことにつきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であるというふうに認められました。

ただし、介護保険につきましては、不納欠損が約124万円ほどありますので、保険税の滞納縮減、それから歳出について不用額が約6,122万円ほどございますので、事業評価等を行って、適正な予算執行に努力されたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、青柳はるみ。

以上です。

○議長(須崎幸一君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(須崎幸一君) 日程第11、認定第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,433万280円、歳出の総額は6,395万2,981円でございます。歳入歳出差引額は37万7,299円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

地域開発事業特別会計についてご説明させていただきます。

6ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入の部です。

1款分担金及び負担金ですが、収入済額25万円につきましては、情報通信施設加入者の負担金の5件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額412万5,500円で714件分でございます。その下の滞納繰越分3万4,000円につきましては、8件分でございます。

財産収入でございますが、地域開発積立金利子で39円、小水力発電施設貸付収入で満額の1,296万円でございます。これにつきましては、ことし10月1日から消費税分8%から10%になります。ですから、今年度、30年度よりは増収になるという計算でございます。

繰入金でございます。地域開発基金積立金で繰入金800万円、宅地造成事業で一般会計繰入金2万円、情報通信事業一般会計繰入金で3,300万円でございます。

繰越金ですが、142万4,198円でございます。

続きまして、諸収入でございます。諸収入につきましては、1の雑入の内訳ですが、支障電気通信路線移転工事補償費で237万6,000円、光ファイバーの芯線貸付料で212万4,273円、小水力発電事業講師派遣料1万6,270円でございます。この講師派遣料につきましては、昨年度、小水力施設ができましたものですから、担当職員が呼ばれまして、各県に講師として派遣をしてきた旅費でございます。合計としまして6,433万280円でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

1 款事業費ですが、支出が3,902万7,840円です。内訳として、1 項宅地造成事業は、消耗品等で1 万6,332円で行いました。

2 の情報通信施設事業費は、施設管理費として1,654万8,517円で行います。主なものは、施設の保守点検委託料で226万8,000円、新規引き込み工事で1,123万1,028円で行います。

1 款 3 項発電事業費で行います。旅費8,820円は、先ほども申しましたように、群馬県発の P F I 事業であります水力発電の事例発表を電力技術協会から依頼されまして、出張しました経費で行います。また、発電事業用地借地料16万3,789円、発電事業流水占用料45万2,382円につきましては、群馬県への支払いとなります。地域開発基金積立金1,383万8,000円は、発電施設貸付収入から必要経費を除いた残りを積み立てをしました。なお、29 年度の積立金の歳出が不足したことによりまして、積み立てできなかった額を30年度で積み立てを行っております。

2 の公債費で行いますが、支出済額2,492万5,141円、元金及び利子とも情報通信施設事業費で行います。合計といたしまして6,395万2,981円で行います。

13ページで行いますが、実質収支に関する調書で行います。先ほど申し上げました歳入6,433万280円から、歳出総額6,395万2,981円を差し引きますと、実質収支額が37万7,299円となります。

次の14ページの財産に関する調書で行いますが、土地及び建物につきましては、移動はございませんでした。基金につきましては、積み立てた分と使った分、先ほど桔梗館で修理を行ったという部分がありますが、そこへの充当をしておりますので、積み立てた分と使った分、差し引きで増減が583万8,000円ふえて、年度末で1,263万285円となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算の結果について報告をさせていただきます。

このことについて、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計

数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であると認められました。

地域開発につきましても、若干の不用額なり収入未済が発生をしておりますので、事業評価を行って適正な予算執行に努めていただきたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同、青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第12、認定第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億487万5,976円、歳出の総額は4億9,292万7,716円でございます。歳入歳出差引額は1,194万8,260円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入の1款分担金及び負担金ですが、収入済額が463万8,500円でございます。内訳ですが、農業集落排水分担金が87万1,000円、公共下水道負担金が376万7,500円でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額が1億6,961万34円となります。内訳ですが、1目公共下水使用料が4,612万3,087円、2目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて9,480万8,412円、3目農業集落排水使用料が箱島岡崎地区、岩下矢倉地区を合わせて2,867万8,535円でございます。

3款国庫支出金ですが、収入済額で1,710万円となります。内訳については次ページをお願いいたします。

浄化槽整備事業国庫補助金が750万円、農山漁村地域整備交付金が960万円でございます。

4款県支出金ですが、収入済額が426万1,000円となります。内訳ですが、浄化槽市町村整備事業県補助金でございます。

5款繰入金につきましては、2億2,413万7,307円でございます。内訳ですが、一般会計繰入金が2億996万9,000円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,416万8,307円でございます。

6款繰越金ですが、前年度繰越金が2,491万39円となります。

7款諸収入ですが、収入済額111万9,096円でございます。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が7,096円、雑入として、1節公共下水道事業雑入は、排水設備工事指定店登録変更手数料、管路施設等管理システム保守点検業務委託料で13万4,600円になります。

次ページをお願いいたします。

2節浄化槽整備事業雑入は、浄化槽撤去工事負担金2件分で58万8,600円の収入になっております。2目の駐車場等附帯工事費は、合併浄化槽6件の駐車場使用等の附帯工事を実施いたしまして、38万8,800円となりました。

8款町債ですが、浄化槽整備事業債、公共下水道事業債、農業集落排水事業債を合わせて5,910万円でございます。

以上、歳入合計額は5億487万5,976円となります。

続きまして、11ページ以降の歳出をごらんください。

1 款総務費ですが、一般管理費ということで、職員 5 名分の人件費と事務的な経常経費です。

次に、2 款建設費は4,525万1,373円でございます。これ以降につきましては各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんください。

最初に、公共下水道事業費ですが、518万320円です。主なものは、マンホール嵩上げ工事請負費と新規取付管工事請負費の合計488万1,600円が工事請負費となります。

次に、浄化槽整備事業費ですが、3,865万5,793円でございます。浄化槽設置工事請負費は34基を設置いたしまして、3,054万2,400円になります。また、2 件の解体撤去工事を行い、117万7,200円ございました。浄化槽排水設備設置工事費補助金として379万2,000円、26基分を支出しております。また、浄化槽市町村整備推進事業減債基金積立金として、218万1,096円を積み立ていたしました。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区は 2 万540円です。県農集排事業連絡協議会費 1 万6,000円が主なものです。

続いて、13ページをお願いいたします。

次に、岩下矢倉地区は全体額で139万4,720円で、新規取付管設置工事の56万1,600円と、マンホールポンプ圧送管復旧工事64万8,000円が主なものでございます。

続きまして、3 款施設費は 1 億8,408万1,121円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検管理業務委託料などを計上しております。

最初に、公共下水道事業費ですが、4,816万2,871円でございます。処理場曝気装置用インバーター交換工事842万4,000円と、処理場スクリーンユニット修繕213万8,400円は、吾妻浄化センター内の修繕でございます。中段の処理場及び管路施設管理業務委託料の1,590万8,616円は、吾妻浄化センター及び管渠の維持管理業務委託料でございます。汚泥運搬処理業務委託料548万80円は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処分の委託料です。その下の下水道事業変更計画作成委託464万4,000円は、下水道法改正に対応した認可変更のための委託料でございます。

浄化槽整備事業費の8,018万8,820円ですが、1,707基の保守点検等を行いました。浄化槽修繕料は、浄化槽のブロワー交換、修理及びタイマー交換等で626万5,918円でございます。また、浄化槽保守点検業務委託料と浄化槽清掃業務委託料を合わせて5,924万3,204円の委託料でございます。

次の農業集落排水箱島岡崎地区の2,603万7,018円ですが、処理場の汚泥脱水機等の修繕

料が453万6,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

処理場管路維持管理業務委託料の1,235万2,328円は、処理場及び管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の2,009万1,212円ですが、処理場の汚泥引抜ポンプ等の修繕料で183万6,000円です。処理場管路維持管理業務委託料の1,004万3,772円は、処理場及び管路維持のための業務委託料でございます。

次の農山漁村地域整備交付金事業の960万1,200円ですが、農業集落排水管路施設等の機能診断調査を行い、機能維持、強化を図る事業でございます。

続きまして、4款公債費でございますが、元金、利子を合わせて2億2,422万3,952円でございます。備考欄に元金と利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんください。

最後に、5款予備費ですが、予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計で4億9,292万7,716円で、執行率は97.37%となりました。

次の17ページは、実質収支に係る調書でございます。

18ページからは、財産に係る調書が記載してございますので、ごらんください。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

このことにつきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であると認められました。

下水道処理につきましては、滞納者、ここは収入未済にあらわれていますけれども、滞納額が年々ふえております。今年度は収入未済額が378万円ほどありますけれども、そういったことで年々ふえておりますので、この縮減に努めて、健全な下水道運営に努めていただき

たいというようなこと。それから、歳出につきましては、不用額は約1,300万円ほどありますので、きちっと事業評価を行って、適正な予算執行に努力されたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第13、認定第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は7,612万7,892円、歳出の総額は7,365万2,299円でございます。歳入歳出差引額は247万5,593円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

歳入ですが、1款1項1目簡易水道分担金として、収入済額で21万6,000円でございます。
13ミリ2戸分の加入分担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料の3,310万7,993円ですが、これにつきましては、水道使用料及び量水器の使用料です。内訳は、現年分が3,236万3,299円、過年度分が74万4,694円でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計より1,600万円の繰り入れです。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金として198万3,207円でございます。

5款諸収入につきましては、雑入の2万692円ですが、こちらはスクラップメーターの売却代金でございます。

6款町債ですが、簡易水道事業債1,240万円と過疎債1,240万円、合わせて2,480万円でございます。

次ページをごらんください。

以上、歳入合計で7,612万7,892円となります。

続きまして、歳出ですが、9、10ページをごらんください。

1款簡易水道費5,593万6,529円ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。

備考欄をごらんください。

一般職給料から災害補償基金負担金までは、職員1名の人件費でございます。簡水施設電気料614万3,397円ですが、簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料でございます。次亜塩素滅菌器等備品修繕料130万7,722円は、大柏木、広石、大竹給水機の滅菌器交換工事ほかでございます。配水管等施設修繕料364万4,632円は、配水管の破裂や施設の修繕費でございます。水質検査手数料227万3,076円は、毎月の基本検査料以外の原水全項目、浄水全項目検査等の手数料となります。

奥田給水区水源ポンプ交換工事の2,484万円から、検定有効期限満了量水器交換工事40万1,220円までが工事請負費で、合計2,623万4,820円となります。

次に、2款公債費ですが、元金及び利子を合わせて1,771万5,770円となります。

11、12ページをお願いいたします。

以上、歳出合計7,365万2,299円で、91.37%の執行率となりました。

13ページに実質収支に関する調書、14ページには財産に関する調書が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算審査の結果について報告を申し上げます。

このことにつきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合等を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算の執行については、おおむね適正であると認められました。

簡易水道につきましても、水道料金の滞納であったりとか、また不用額も約690万円ほど出ておりますので、使用料金の縮減に努めるということ。それから、不用額については、事業評価を適切に行って、適正な予算執行に努めていただきたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いをいたします。

ここで休憩をとります。

15時10分までとします。

(午後 2時59分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午後 3時10分)

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（須崎幸一君） 日程第14、認定第8号 平成30年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 認定第8号 平成30年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億6,847万5,557円、営業外収益3,850万6,758円で、水道事業収益が2億698万2,315円となります。

収益的支出では、営業費用1億5,472万1,958円、営業外費用2,968万959円、特別損失はございませんでしたので、水道事業費用は1億8,440万2,917円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金2,269万5,555円は、減債積立金へ積み立てをいたします。

資本的収入では、負担金3,298万6,841円で、資本的収入は3,298万6,841円となります。

資本的支出では、建設改良費3,361万4,708円、企業債償還金7,986万1,174円で、資本的支出は1億1,347万5,882円となり、不足する額8,048万9,041円は、当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額4万1,650円、当年度分損益勘定留保資金4,044万7,391円、減債積立

金4,000万円で補填をいたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議をいただきご認定を賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

それでは、東吾妻町水道事業決算報告について説明させていただきます。

決算書の7ページをごらんください。

これ以降の財務諸表につきましては、税抜きで表示しております。

まず、損益計算書ですが、1、営業収益の合計が1億5,641万168円、2、営業費用の合計が1億5,246万7,153円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が394万3,015円となりました。

営業外の利益を加算した経常利益が2,269万5,555円となりました。特別収益等はございませんでしたので、純利益も同額となります。その他、未処分利益剰余金が1億6,309万6,741円ありますので、当年度未処分利益剰余金は1億8,579万2,296円となりました。

次に、8、9ページをごらんください。

剰余金計算書でございます。

先ほど説明いたしました、9ページ右から3列目の未処分利益剰余金の欄の一番下の行です。当年度末残高として1億8,579万2,296円となりました。

8ページ下の剰余金処分計算書（案）ですが、当年度純利益2,269万5,555円を減債積立金に積み立てて、剰余金処理後残高を1億6,309万6,741円とするものでございます。

次に、10、11ページの貸借対照表をごらんください。

10ページ最下段の資産合計は、年度末における保有財産の額をあらわしております。固定資産、流動資産を合わせて23億8,072万8,580円でございます。

11ページの負債及び資本でございますが、これは資産を取得するための資金の調達元をあらわしております。負債は将来返さなければならないもの、資本は返さなくてよいものでございます。よって、負債と資本の合計額は、資産の額と同額となります。

続きまして、12ページの東吾妻町水道事業報告書をごらんください。

1、概要、(1)総括の営業状況ですが、加入戸数は若干増加しておりますが、それ以上に休止戸数がふえているため、給水戸数、給水人口ともに減少しております。漏水箇所の修繕

が進んだため、有収率は1.3%向上し80.8%でした。今後とも老朽管の更新を計画的に進め、有収率向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましては、電線共同溝事業及び上水道工事に伴う布設替えを実施いたしました。14ページに工事の内容が記載されております。

次の経理状況ですが、収益的収支では2,269万5,555円の利益が生じ、資本的収支では8,048万9,041円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載してございますが、収納率は98.28%でございます。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきます。

(2)の議会議決事項及び13ページの(3)行政官庁認可事項及び(4)職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですので、ごらんいただければと思います。

続きまして、15ページの3、業務、(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較となっております。表の下の供給単価が130円25銭、給水原価が136円65銭となっております。

16ページの(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費に関する事項は、対前年度との比較ですので、ごらんいただければと思います。

17ページの4、会計ですが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載してあります。企業債の未償還額は6億7,354万470円となっております。補助金については、一般会計より収益的収支において2,000万円を受け入れ、企業債償還金利息に充当いたしました。負担金につきましては、県上水道工事に伴う布設替え工事負担金を中心に、合計3,849万3,021円を受け入れました。

18ページの水道事業キャッシュ・フロー計算書ですが、これは資金の流れを明記してあります。年度末の現金及び預金同等物の期末残高は、8,880万1,174円となりました。

続きまして、19ページからの水道事業収益費用明細書をごらんください。こちらでも税抜きで表示しております。水道事業収益として1億9,491万3,167円となりますが、その明細を掲げてあります。

次の20ページから21ページまでは、水道事業費用の明細でございます。費用合計は20ページが一番上の欄にございますが、1億7,221万7,612円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動しております。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をごらんください。こちらは税込みの金額になっております。

資本的収入は3,298万6,841円、資本的支出は1億1,347万5,882円となりました。資本的支出の企業債償還金7,986万1,174円は元金部分でございます。

24ページから26ページに明細がございますので、ごらんいただければと思います。

最後となりますが、23ページには固定資産明細書が、24ページ以降は、先ほど申し上げました企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第8号 平成30年度東吾妻町水道事業決算審査の結果について報告をさせていただきます。

このことにつきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により、別冊決算書に基づいて会計書類、証書類等と照合を行った結果、別冊決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であった。また、予算執行については、おおむね適正であると認められました。

ただし、先ほどいろいろ説明がありましたように、給水人口が毎年減少をしておりますし、配水量についても減少しております。これに伴って、いろんな供給単価ですとか供給原価等も高くなってきておるということがあります。

こういったことを踏まえて、将来を踏まえて、昨年、上下水道課のほうでビジョンを策定したというふうに思います。これに基づいて、今後の具体的な安定供給なり、経営の安定化に向けての努力を一層努めていただければというふうに思っておりますので、それを申し添えておきます。

今後ともいろんな資本的な、多分投資というのが、相当膨らんでくるだろうというふうに思いますので、それらを含めて、水道料金等も当然変わってくると思いますけれども、安定供給なり経営の安定化に向けて、より一層の努力をしていただきたいということを申し添えておきます。

令和元年8月8日、東吾妻町監査委員、角田隆紀、同じく青柳はるみ。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、9月11日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は、あす9月4日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時23分）

令和元年 9 月 4 日（水曜日）

（第 2 号）

令和元年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第2号）

令和元年9月4日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第 2 議案第 7 号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第 3 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第12号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第13号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第14号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第15号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 1 号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 2 号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 3 号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 4 号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第 5 号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第17 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第18号 土地等の取得について
- 第19 議案第19号 工事請負契約の変更締結について
- 第20 議案第20号 町道路線の認定について
- 第21 議案第21号 控訴の提起について

第 2 2 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局 補 佐	高 橋 智恵子
議会事務局 係 長	佐 藤 功 樹		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号及び議案第 7 号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 1、議案第 6 号 東吾妻町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について及び日程第 2、議案第 7 号 東吾妻町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例についての計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、議案第 6 号 東吾妻町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について及び議案第 7 号 東吾妻町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例については、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例制定案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、必要な条例を整備するものであります。

まず、東吾妻町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例ですが、改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく 1 週間当たりの勤務時間が常勤

職員の通常の勤務時間より短い勤務時間であるパートタイムの会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償などについて定める条例案です。

次に、東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例ですが、こちらは、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に基づく1週間当たりの勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間と同一であるフルタイムの会計年度任用職員の給料、手当などについて定める条例であります。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、議案6号、7号の一括して説明をさせていただきます。

最初に、第1号会計年度任用職員でございますが、先ほど町長が提案されたとおり、いわゆる改正地方公務員法、これが先々改正される予定なんです、第22条第1項第1号に規定するいわゆる正職員が週38時間45分ですが、それより短い勤務時間、いわゆるパートタイム職員の規定でございます。条例第6号については、第1号会計年度任用職員、条例第7号につきましては、第2号会計年度任用職員、いわゆるこれが地方公務員改正法の第22条第1項第2号に規定する職員でございます。週38時間45分、いわゆるフルタイムの職員でございます。

両方とも手当の支給方法などについて提案させていただくものでございますが、施行については、令和2年4月1日を予定しています。

では最初に、第1号会計年度任用職員の条例でございますが、1枚はぐっていただいて、条項で説明させていただきます。第3条でございます。報酬本体や上限額、支給する各種の報酬などを規定しております。

なお、これは決まりでございまして、第1号、パートタイムの職員の方につきましては報酬で、第2号、フルタイムの職員については、給料で支払う決まりになっております。

続きまして、第4条、第5条、第6条、第7条でございますが、これにつきましては、各種報酬の支給条件や算出方法などを決めております。

ですから、通常でいいますと、第4号、特殊勤務手当、職員については、手当なんです、パートタイム職員につきましては、特殊勤務報酬という形になります。

以下、同じでございます。

第8条につきましては、期末手当、これは手当なんでございますが、手当の支給基準や額の算定方法などを規定しております。

第9条でございますが、支給する報酬の算定基礎を規定しております。

第10条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額の算出をしております。

次のページ、第11条でございますが、報酬の減額規定でございます。

12条、13条につきましては、費用弁償、出張に係る費用弁償等を規定しております。

附則にあるとおり、これにつきましては、令和2年4月1日から施行する予定でございます。

続きまして、議案第7号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についてでございます。

これ、1枚はぐっていただきますと、同じつくりになっておりますが、こちらについてはフルタイム、要するに正規職員と同じ時間勤務する職員についての決まりでございます。

第3条につきましては、支給する給料の範囲、適用する給料表でございます。適用する給料表でございますが、正規職員が使っています給料表の1級を使います。これは範囲について適用させておりますので、1級93号給までの範囲内で支給するという決まりになっております。

第4条でございます。等級別の職務内容について規定しています。

第6条でございます。給料の支給方法を規定しております。

第7条からずっと、7条、8条、9条、10条、11条、12条、13条はちょっと違うんですけれども、14条、15条につきましては、各種手当の支給条件や算出方法を規定しております。

13条につきましては、時間当たりの給与額の算出をしております。

次の16条、17条、18条につきましては、期末手当の支給基準や、額の算定方法などを規定しております。

19条につきましては、給与の支払い方法を規定しております。

以上、簡単な説明でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第 8 号及び議案第 9 号の一括上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第 3、議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 4、議案第 9 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 9 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、必要な規定を整備するほか、地方公務員法の一部改正により、職員の欠格事項が除かれたなどを踏まえ、関係規定を整理するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 第 8 号と第 9 号を一括して説明させていただきます。

議案第 8 号ですが、1 枚はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんいただければと思います。

改正前の 19 条、19 条の 2、20 条、21 条に全部共通するんでございますが、地方公務員法の改正によりまして、職員が成年被後見人または被保佐人、精神上の障害により、判断能力を欠いた者としてされていた場合は、今まではその時点で失職をしておりました。それが地方公務員法の改正により、失職することがなくなったことを踏まえ、関係規定の整備や文言の整理を行うものです。

なお、施行は国の施行を待って、令和元年 12 月 14 日を予定しております。

具体的には、19 条の線が引いてあるところなんですけれども、「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職」とありますが、この法第 16 条第 1 号が、

これが成年被後見人及び被保佐人になった場合の規定でございます。それを受けて、法第28条第4項がなった場合については、免職とするという規定になっているわけです。これがなくなりましたものですから、これを削除します。

以降、同じ形で削除をしております。

それと、1枚はぐっていただいて、2条関係で第22条でございます。22条の関係につきましては、現行、非常勤の職員、臨時雇用の職員、嘱託職員の給与の上限額を定めておりましたが、これを臨時的任用職員の給与に限定し、それぞれ月額、日額、時間額を定めるものでございます。この上限につきましては、先ほど提案させていただいた会計年度任用職員の上限額と額は同一のものでございます。これも、この施行につきましても、令和2年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第9号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましても、1枚はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんいただければと思います。第2条につきましては、改正後は地方公務員法の第22条の2第1項第2号に掲げる職員ということで、これはフルタイムのパート職員については、旅費の支給規定がありますので、それを定めるものでございます。

第2条関係の第3条につきましては、先ほど述べました被後見人及び被保佐人の条項がなくなったものですから、その文言の整理でございます。

これに関しても令和2年4月1日施行を予定しております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第5、議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、条例規則等、公布などする手続に際して、現在定めている掲示を改めるものであります。

詳細については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、説明をさせていただきます。

公告式条例でございますが、具体的に条例規則等の公布に関しては、条例により具体的な方法を定めなければならないということで、現状は役場及び支所の掲示場に掲示して行うということになっております。これを今回、役場のみにお願いしたいという条例でございますが、既に掲示する方法につきましては、いろんな形で方法がございます。実態としては、広報紙、ホームページ等について活用しているものでございます。

以前、旧の町でも5カ所あったんですが、それも役場1カ所にして、合併時で2カ所になりましたものが今、続いているわけですが、方法的にはもう紙ベースでなくて、お知らせできということで、1カ所でお願いしたいということでございます。

今後については、そういう形で、できるだけ紙ベースでなく、いろんな媒体を使ってお知らせをしていければというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第6、議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正案は、個人番号カードを印鑑登録証として利用できるよう改めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） おはようございます。

それでは、東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

現在、印鑑証明は印鑑登録証の交付を受けた後、必要に応じて印鑑登録証を提示して印鑑証明書の発行を受ける形となっております。年度当初より準備を進めてまいりましたコンビニ交付を実施するに当たり、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用できる形にするという改正でございます。

なお、サービス開始につきましては、地方公共団体情報システム機構との協議が調います10月7日からの実施を予定をしております。

新旧対照表をごらんください。次ページになります。

個人番号カード——マイナンバーカードですが——を用いて、みずから多機能端末機——コンビニ等に設置されている端末機でございます——を利用することにより、証明書の交付申請をし、その交付を受けることができるという1条を加えます。

なお、マイナンバーカードを利用しての印鑑証明書の発行は、コンビニ交付等での発行のみに使用できるものですので、窓口での利用については、従来のとおり、印鑑登録証を提示していただいた発行となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第7、議案第12号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の税条例改正は、平成31年度の地方税法等の一部改正が行われたことに伴います税条例等の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の非課税措置、また、軽自動車税の種別割に関する事項等を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） お世話になります。

今回の改正につきましては、先ほど町長の提案理由にございましたとおり、平成31年度地方税法の一部改正に伴う東吾妻町税条例等の一部を改正する条例でございます。

施行日の違い等から、1条から4条までの4条立てとなっております。

4条は、一部改正の一部改正でございます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表、1条をごらんいただきたいと思います。

まず、第24条、個人の町民税の非課税の範囲です。これは単身児童扶養者を非課税措置の対象に追加するものでございます。単身児童扶養者でございますけれども、平成31年度の税制改正におきまして、令和3年度分の個人町民税から、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対して、個人住民税の非課税とする措置が講じら

れます。

税制上の支援対象となるひとり親が単身児童扶養者として、地方税法第292条第1項第12号の2で定義されることになります。これは児童扶養手当の支給を受けている児童の父、または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者を単身児童扶養者として、前年の合計所得金額が135万円以下である場合には、個人住民税が非課税となることになります。

続きまして、第2条をごらんください。第36条の2、町民税の申告の改正です。法第317条の2、市町村民税の申告等の改正に伴う改正です。これは申告書記載事項の簡素化でございます。個人住民税の申告書について、住民税申告で適用を受ける所得控除の額のうち、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除等々の控除については、所得税において、年末調整で適用を受けた所得控除の額と対応する金額である所得控除については、その内訳は記載は要しないということになりました。

次に、第36条の3の2でございます。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正でございます。見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めます。今般のひとり親に係る個人住民税の非課税措置を適用するためには、給与所得者の場合、現行の扶養親族申告書にひとり親に該当する旨を記載して申告してもらうことが必要であるため、本改正が行われるものでございます。

次に、36条の3の3、個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正でございます。こちらも見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改めます。こちらの改正につきましては、先ほどの36条の3の2の改正と同様に、ひとり親に係るということで、その該当する旨を記載してもらって、申告してもらうということでございます。

次に、36条の4でございます。市町村民税に係る申告に係る過料の改正になります。本条の改正は、現行の36条の2の第7項から第8項までが、第8項から第9項までに繰り下がることに伴う規定の整備の改正でございます。

次に、3条でございます。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。課税です。

令和元年度分に限定をされていた第1項の軽自動車税の重課の規定が種別割の重課の規定として整備されるものでございます。

それから、令和2年度分及び令和3年度分の軽課の規定、第2項から第4項までが新設さ

れるもので、軽課の２年間の延長ということになります。

次に、附則第16条の２、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正でございます。種別割の賦課徴収の特例は、第１項から第３項までを新設するものになります。これは軽自動車メーカーによる不正行為に起因して、納付不足が生じた場合における種別割の賦課徴収の特例を定めるものでございます。

次に、第４条をごらんください。こちらにつきましては、東吾妻町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

初めに、附則第16条でございます。令和４年度分及び令和５年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で、第５項を新設をするものでございます。

また、附則第16条１項中、第４項を第５項に改め、第５項の１項を加えるものでございます。

次に、16条の２でございますが、附則第16条の改正に伴う改正で、第１項中第４項を第５項に改めるものでございます。

次に、改め文の附則でございます。改め文の最後のページをごらんいただきたいと思います。

附則です。第１条では、施行規則を、第２条では、軽自動車税、第１条関係に関する経過措置を、第３条から第５条までは、町民税の申告に関する経過措置を、第６条では、個人の町民税の非課税に関する経過措置を、第７条では、軽自動車税、第４条関係に関する経過措置を規定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。９月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第１３号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第８、議案第13号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

消費税法等の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日から10%へ引き上げられることに伴い、東吾妻町水道事業給水条例、東吾妻町簡易水道事業給水条例、東吾妻町公共下水道使用料条例、東吾妻町農業集落排水使用料条例、東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

上下水道関連で、消費税についての記述がある条例が5本ございます。

東吾妻町水道事業給水条例、東吾妻町簡易水道事業給水条例、東吾妻町公共下水道使用料条例、東吾妻町農業集落排水使用料条例及び東吾妻町浄化槽市町村整備推進事業に関する条例でございます。

この中の「100分の108を乗じて得た額とする。」の文言を「消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。」に改めるとともに、水道事業及び簡易水道事業給水条例の分担金に関する部分にも、「この場合において、1円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」の文言を加えるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第14号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、この条例の根拠となります上位法の子ども・子育て支援法が改正され、本年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴います改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、町長の提案説明にございましたとおり、子ども・子育て支援法の改正により、本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に対応するために改正をするものでございます。

主な改正内容といたしましては、3歳以上児で1号認定及び2号認定の者の利用者負担額を全て無償とし、3歳未満児で3号認定の者のうち、市町村民税非課税世帯の者の利用者負担額を新たに無償とするもの、また、1号認定の者が保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園型一時預かり保育料において、月額1万1,300円を上限に無償とするものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明をさせていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正に合わせまして、別表の整理も行ったため、説明中に見ていただくページが何回か前後いたしますけれども、ご容赦いただければと思います。

まず、第3条において、改正前の「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるのは、法律で規定されている用語の改正に伴いまして、字句の整理を行うものでございます。

第3条第1項第1号において、「別表第1に定める額」、これは新旧対照表の2ページから4ページにかけて備考も含めまして、改正前の欄に記載されております利用者負担額でございますが、その利用者負担額を無償とするために、「0円」に改めます。

次に、同項第2号において、改正前の「別表2」を「別表1」といたします。

4ページから6ページをごらんください。

まず、子どもの区分として、改正前の「3号認定（3歳未満児）」を「3歳未満児」に、「2号認定（3歳以上児）」を「3歳以上児」に改め、階層区分第1の「生活保護法による被保護世帯」を法改正に伴いまして新たに規定された世帯に改めております。

また、利用者負担額については、先ほど申し上げましたとおり、3歳以上児で2号認定の者の利用者負担額を全て無償とし、3歳未満児で3号認定の者のうち、市町村民税非課税世帯の者の利用者負担額を新たに無償といたします。

6ページの備考中の改正につきましては、法改正に伴う用語の整理を行ったものでございますので、ご確認をいただければと思います。

1ページをまたごらんください。

第4条も法改正に伴う字句の整理でございます。

第5条第1項においては、幼稚園型一時預かり保育料の表を別表第2とし、6ページの改正後の欄にありますとおり、別表だけを別に規定いたしました。

また、同条第2項の追加につきましては、1号認定の者が保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園型一時預かり保育料において、月額1万1,300円を上限に無償とする規定でございます。

2ページをごらんください。

第6条につきましても、法改正に伴う用語の整理と、改正前に規定されておりました延長保育料を別表3として6ページ、7ページにありますとおり、別に規定をさせていただきます。

第7条につきましても、用語の整理でございます。一時預かり保育料を別表第4とし、7ページにありますとおり、規定をいたしました。

第8条につきましても、字句の整理でございます。

なお、この条例につきましては、法改正の趣旨に伴いまして、令和元年10月1日から施行を予定しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第10、議案第15号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案させていただくこの議案は、この条例の根拠となります上位法の子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、条例中の字句の整理を行うための改正でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） それでは、詳細についてご説明を申し上げます。

この議案につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、法律の中で規定されておりました支給認定保護者が教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもが教育・保育給付認定子どもにそれぞれ改められましたことを受けまして、条例中の字句の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

第2条第1項第10号では、改正前の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、同項第11号では、改正前の「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものでございます。

以降、新旧対照表でお示しをいたしております第36条までの全ての条項の改正につきましては、改正前の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものでございますので、議員の皆様にはご確認を

いただくことで各条項ごとの説明は省略をさせていただきます。

なお、この条例につきましても、法の趣旨にのっとりまして、令和元年10月1日から施行を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いをいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2億3,284万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億1,081万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、歳入は、平成30年度決算額の確定に伴う前年度繰越金、国庫支出金、諸収入、町債の増などが主な内容でございます。

歳出は、吾妻溪谷活性化対策事業及び8月19日の集中豪雨による災害復旧事業の追加などを予算計上しております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（水出智明君） お世話になります。

それでは、予算書の1ページをよろしくお願いいたします。

一般会計補正予算（第3号）でございます。

この第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2億3,284万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ86億1,081万円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表につきまして、地方債補正でございます。1つ目は、地方債の追加になります。8月19日の集中豪雨による町道大宮・一本松線の災害復旧に伴いまして、公共土木施設現年補助災害復旧事業債を充てるために、1,100万円を追加するものでございます。

2つ目は、地方債の変更でございます。道路整備事業の過疎債においては、一般財源から地方債への財源の組み替えに840万円、消費税増税に伴う補償金の増額分として450万円、合わせまして1,290万円を充当していくということで、限度額を2億600万円に変更をするものでございます。

次に、臨時財政対策債でございますが、起債額の確定に伴いまして、2億1,070万円に限度額を変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳入から説明をさせていただきます。

何枚かめくっていただいて、8ページをお願いいたします。

まず、10款1項1目の地方特例交付金ですが、交付額が確定をしたことによりまして、675万円の減額でございます。

次に、15款1項4目災害復旧費国庫負担金につきましては、町道大宮・一本松線の災害復旧に伴う国からの負担金2,200万円の追加でございます。

同じく15款の2項2目民生費国庫補助金でございます。地域介護・福祉空間整備等交付金として、758万円の追加でございます。町内にあります福祉施設のボイラーなどの整備に充てるものでございます。

次の16款2項4目農林水産業費県補助金、ぐんまの肉牛応援事業補助金として100万円の追加です。この県の補助率が2分の1、上限100万円という補助金でございます。町内の畜産施設がICTを導入するということで、その補助金でございます。

同じく16款の5目商工費県補助金につきましては、真田丸継承事業におきまして、県から補助金が出るということになりましたので、16万3,000円を追加するものでございます。

19款1項2目財政調整基金繰入金1,831万円の減額でございます。これは歳入歳出を同額とするために、このところで調整をするものでございます。

次の２目介護保険特別会計繰入金ですが、前年度の精算分ということで、1,361万5,000円を介護保険特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。

20款１項１目繰越金でございますが、3,772万6,000円の追加となります。決算額の確定に伴いまして、前年度繰越金と繰越明許費繰越金を追加するものでございます。

次ページにいていただきまして、21款４項６目ダム関連事業雑入ですが、水源地域活性化支援事業として１億4,000万円の追加となります。

７目の雑入につきましては、県より新井・横谷・松谷線改良工事の土地購入費として109万6,000円、もう一つが多面的機能支払交付金過年度返還金として12万9,000円、合計で122万5,000円の追加となります。

22款の町債につきましては、土木債としまして、道路整備事業に1,180万円、除却事業として110万円の合計で1,290万円の追加となります。

臨時財政対策債確定によります1,070万円の追加及び災害復旧事業債として1,100万円の追加でございます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） それでは、歳出を説明させていただきます。

２款１項１目一般管理費でございますが、職員手当、時間外勤務手当50万円の追加でございます。これにつきましては、会計年度任用職員制度の例規の是正が今後かなりの量になってくるものと思われます。それにかかわるものが主なものでございます。

２款１項２目行政振興費についてでございますが、80万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、住民センター等の建物や駐車場の整備に要する機械借上料と原材料支給が主なものでございます。

続きまして、５目財産管理費でございますが、庁舎管理に伴う30万円の時間外勤務手当の追加でございます。また、工事請負費につきましては、非常に遅くなって申しわけなかったんですけれども、議員さんの駐車場の整備費でございます。84万7,000円でございます。

その他財産管理事業でございますが、旧大戸小学校の安全施設設置工事で71万5,000円の追加になります。

また、地域振興センター事業につきましては、屋根の防水改修工事ということで、雨漏り

がしましたので、防水の改修工事ということで319万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 9目の企画費でございます。

今回、地域おこし協力隊事業ということで、新たに地域おこし協力隊を入れたいということで、追加補正するものでございます。総額として113万3,000円の追加でございます。地場産品を使った食の特産品づくりや、関係人口の創出、これらのワークショップなどの開催等で地域おこし協力隊をそれを担っていただきたいということで、今まで以上に定住促進を推進していきたいという考えで入れるものでございます。

予定としますと、1月から、1名を採用していきたいということで、今回につきましては、今年度につきましては、3カ月分の事業費を見込んでいるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） よろしくお願いします。

17目地域活性化対策費でございます。

こちらにつきましては、地域活性化事業としまして、まず520万円の追加でございます。こちらにつきましては、定住促進事業、住宅取得奨励補助金の追加でございます。現在16件認定をしてございまして、そのうちの4件、町外の方もうちの町にうちをつくってくれるというふうな状況になってございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、吾妻溪谷活性化対策事業でございます。こちらにつきましては、1億4,007万円の追加でございます。まず最初にあります委託費の6,000万円でございますが、こちらにつきましては、国道145号廃道区間利活用として、濁水プラントヤード跡地をシャトルバスの回転場等に整備する委託でございます。次年度予定をしておりましたが、前倒しでことしできる分につきましては進めていきたいということで、6,000万円の追加でございます。

続きましての工事請負費の8,000万円につきましては、こちらは、JR廃線敷利活用事業における防災対策として、安全柵等の塗装工事や落石防護施設の土砂撤去の工事でございます。

この2点につきましては、先ほど歳入にありました水源地域活性化支援事業として支援をいただいております。

また、残りの7万円でございますが、こちらにつきましては、吾妻峡周辺地域振興センタ

一、電話回線、インターネットの環境整備を行う費用でございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 続きまして、20目諸費でございます。

これにつきましては、裁判の弁護士の旅費として5万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、2款8項2目コンベンションホール管理費、印刷製本費5万円の追加のお願いです。社会教育課にコンベンションホールが移管されまして、コピー費が不足したための追加のお願いです。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 続きまして、3目道の駅管理事業でございます。

こちらにつきましては、まず委託料のところですが、75万円、これにつきましては、広報へ掲載をしております無料入浴券、1枚を70歳以上町民、もう1枚を町民全体として委託をしておりますが、取り扱いがふえたことによる追加でございます。よろしくお願いします。

次の15節と18節の工事請負費と備品購入費ですが、こちらにつきましては、揚湯ポンプが古くなってきておりまして、備品として、揚湯ポンプのみを買おうというふうな当初予算お願いをしたわけなんですけれども、そちらを下げまして、工事費として、この年が明けたころ、きちんと交換工事を実施したいということでの要求でございます。よろしくお願いします。

続きまして、4目桔梗館管理費ですが、こちらにつきましても委託費につきましては、広報掲載による無料券の委託の追加でございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） お世話になります。

続きまして、3款の民生費でございます。1項4目の老人福祉費791万円の追加のお願いでございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金758万円につきましては、町内のグループホームの施設整備に伴う補助金でありまして、国庫補助金の全額を支給するものでございます。

また、介護保険特別会計繰出金33万円の追加につきましては、介護保険の報酬改定に伴うシステム改修費に係る繰出金でございます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

4款3項1目の簡易水道費ですが、117万7,000円の追加のお願いでございます。

整備事業補助金につきましては、町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金でございます。現在、7つの組合から補修、交換等の相談が来ているため、追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 農林課長。

○農林課長（飯塚順一君） 14ページをお願いします。

6款1項5目畜産振興費100万円の追加のお願いでございます。ぐんまの肉牛応援事業補助金の追加でございます。

6目農地費、9万8,000円の追加のお願いでございます。多面的機能支払交付金事業の還付金の追加でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） 7款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。

こちらにつきましては、小口資金損失補償金3件分の追加でございます。122万3,000円の追加をお願いいたします。

続きまして、3目観光費でございます。こちらにつきましては、15節工事請負費を見ておりますが、こちらにつきましては、隣の天神山公園の樹木、ちょっと大きくなり過ぎた樹木があります。こちらの伐採を行いたいと思っております。120万円追加でございます。よろしくお願いいたします。

あと最後に、真田丸継承事業がございましたが、こちらは16万3,000円の歳入がございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

8 款 1 項 2 目道路維持費104万6,000円の追加のお願いでございます。

再任用職員の社会保険料の追加、また、グレーダー車庫のシャッターが故障し、あけ閉めができないという状況でございますので、交換工事を実施したいということでの追加のお願いでございます。

15ページに移りまして、3 目道路改良費でございます。

833万2,000円の追加のお願いでございます。建物移転等補償費、9 月末までに完了すれば消費税 8 %、10 月以降にずれ込む場合10%にしなければならない。また、電柱等の移設につきましても、値上がりが見込まれるということで、700万円の追加をお願いするものでございます。

また、上信自動車道関連事業におきましては、133万2,000円の追加のお願いでございます。町道新井・横谷・松谷線の工事用道路として拡張用地を買収しておるところでございますが、追加買収が生じたことによるものが主なものでございます。よろしくお願いします。

続きまして、4 目の橋りょう維持費につきましては、財源の変更でございます。町単独費で予定していたものを起債に振りかえるということで、変更になる部分でございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

2 項 2 目の下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金を293万4,000円減額のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計の補正予算のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 申しわけありません。

3 項 1 目公営住宅管理費でございます。605万円の追加のお願いでございます。町営住宅の上河原団地の1、古い平家のほうでございますが、大変古くなって排水施設の改修をしなければならないということで、測量試験費と工事費を合わせて605万円の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（堀込恒弘君） 16ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、5目給食センター運営管理費では、4万9,000円の追加の
お願いでございます。公用車の車検に伴います自動車損害保険料及び自動車重量税の追加の
お願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費では、15節工事請負費に203万3,000円の追
加のお願いでございます。内訳といたしましては、東小学校職員室空調設備1台の交換工事
費用としまして80万6,000円、岩島小学校電話交換機更新工事費用といたしまして122万
7,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 11款2項2目道路復旧費でございます。4,720万円の追加の願
いでございます。

6月に新巻地区、7月に松谷地区、これにつきましては、国の災害対象にならない豪雨が
あったわけですが、この部分につきまして、舗装が傷んだということで、アスファルト復旧
工事を予定しております。また、8月19日に町道大宮・一本松線の路肩が崩落しましたが、
この部分につきましては、国費の災害復旧費を予定しております。合わせまして、4,720万
円の追加をお願いするものでございます。

なお、大宮・一本松線の関係につきましては、議員全員協議会のほうで、もう少し細かく
説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第12、議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ3,761万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,681万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（片貝将美君） それでは、国民健康保険特別会計事業勘定の説明をさせていただきます。

歳入からご説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。

8款1項前年度繰越金でございますが、3,761万6,000円の追加でございます。

次いで、4ページになりますが、歳出でございます。

6款1項基金積立金としまして、3,761万6,000円の追加でございます。医療給付自体が前年度より支出が減少したことと、国民健康保険制度における保険者の都道府県化に伴い、前年度医療給付分が確定したことにより、年度をまたいでということになることでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第3号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年度分の国庫支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが主なもので、5,630万円を追加し、歳入歳出それぞれ17億8,796万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくだしますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（関 和夫君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金32万9,000円の追加並びに7款1項5目事務費繰入金33万円の追加でございます。こちらにつきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る国庫補助金と一般会計からの繰入金でございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、804万8,000円の減額でございます。

9款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の確定に伴いまして、6,368万9,000円を追加するものでございます。

続きまして、5ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費143万5,000円の追加でございます。これは介護報酬改定に伴うシステム改修委託料と介護認定用のパソコンとOCRスキャナーの購入費をお願いするものでございます。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、基金から一般財源への財源組み替えでございます。

続きまして、3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金2,040万3,000円の追加でございます。これは前年度繰越金の確定に伴う積立金の追加でございます。

6 ページをお願いいたします。

5 款諸支出金、1 項 2 目償還金につきましては、2,084万7,000円追加のお願いでございます。これは前年度分の介護給付費等の精算に伴いまして、国庫と支払基金への返還金が確定したことによるものでございます。

2 項 1 目他会計繰入金1,361万5,000円の追加につきましては、過年度分の地域支援事業費交付金に係る精算分として、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第4号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに124万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,809万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） よろしくをお願いします。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。地域開発基金を財源として繰り入れを行いたいと考えております。
124万7,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。124万7,000円を情報通信施設事業費で軽トラック、ダンプ型なんですけれども、の購入費に充てて使用していきたいというふうに考えております。
現在使用している軽トラックにつきましては、今後、社会教育課で活躍する予定になっておりますので、よろしくをお願いします。

全額基金充当でございます。よろしくをお願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第5号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,546万3,000円を増額して、総額をそれぞれ5億3,377万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（一場正貴君） お世話になります。

4ページの2、歳入をごらんください。

2 款 1 項 2 目の浄化槽使用料ですが、288万円の増額のお願いでございます。これは新規に96人槽の設置申請があったための追加でございます。

3 款 1 項 1 目の生活排水費国庫補助金ですが、626万9,000円増額のお願いでございます。これは先ほどの追加浄化槽分の補助金でございます。

4 款 1 項 1 目の県補助金ですが、30万円追加のお願いでございます。これは公共下水道の新規管渠築造工事に対する補助金でございます。

5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、293万4,000円減額のお願いでございます。これは30年度決算により繰越金の額が確定したことと、需用費追加の差し引きによる減額でございます。

次ページをお願いいたします。

続きまして、6 款 1 項 1 目の繰越金でございますが、同じく繰越金の額が確定したことにより、894万8,000円追加するものでございます。

6 ページの3、歳出をごらんください。

1 款 1 項 1 目の一般管理費148万4,000円の減額のお願いでございます。これは職員の異動による人件費の減額によるものでございます。

続きまして、2 款 1 項 1 目の建設事業費ですが、1,504万7,000円追加のお願いでございます。これは公共下水道の新規管渠築造の測量設計管理委託料、浄化槽96人槽の設置費用及び設置時使用料の増加に伴う積立金の追加によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

続きまして、3 款 1 項 1 目施設管理費ですが、190万円追加のお願いでございます。これは岩下矢倉地区農業集落排水処理施設の汚泥脱水機の修繕料でございます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の協議案は、令和2年4月1日から、群馬東部水道企業団が常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理を開始すること及び藤岡市が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を開始すること並びに組合組織団体中の一部事務組合の掲載順を変更することとなっており、総合事務組合の組織団体間において、協議の上、定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 今、町長が提案したとおりでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表1の関係ですが、これにつきましては、掲載順の変更でございます。

その下の別表2、第3条関係ですが、これにつきましては、次のページ、2の一番上に「群馬東部水道企業団」、ここが新しく加わったところでございます。

それと、別表2の3、これにつきましては、新しく藤岡市が賞じゅつ金の支給事務に加わりました。

別表2の5、これにつきましても掲載順の変更でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第17号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

防災行政無線デジタル化工事は、東吾妻町役場新庁舎内に更新移設した防災行政無線親局設備へ、デジタル方式の親局無線送受信装置を新たに設置接続し、烏帽子中継局及び小野上中継局設備を介して、町内各所の屋外子局へ同時通報できる設備工事についてご審議願うものでございます。

役場新庁舎建設と同時に親局を更新、移設した経験、知識のあるパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と、1億9,800万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長(茂木 聡君) デジタル化の工事請負契約でございます。3年計画の2年目になります。防災行政無線子局デジタル化工事でございます。契約金額は1億9,800万円、契約方法は随意契約で、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社と契約をいたしました。

昨年度、3年計画で計画し、入札をさせていただいて、パナソニックジャパンが入札で落札をした関係によりまして、ことし、パナソニックジャパンと随意契約をさせていただきました。

1枚はぐっていただきますと、契約書があります。契約書につきましては、通常ですと、群馬県方式で仮というものが頭に入ってくるのが通常だったんですけども、パナソニックの法務部と協議させていただいた結果、仮契約日を設けることによって、地方自治法第234条5に規定する契約書とみなすということで、契約をさせていただきました。

最終、A3の図面がございます。これにつきましては、新設予定箇所、2カ所でございます。赤く塗ってあるところでございます。大柏木と須賀尾地区になります。

これで、全部で31カ所になりまして、それと、旧役場にもつきます。ここにもつきます。ですから、31カ所になる予定でございます。早い時期の完成を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第18号 土地等の取得についてを議題といたします。
提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 土地等の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

ハッ場ダム下流地域活性化対策として、吾妻溪谷活性化対策事業に取り組んでおります。その政策の一つ、J R 廃線敷を利活用しての自転車型トロッコ用地として、東吾妻町大字松谷字新井341番4ほか、142筆の土地1万1,040.96平米と工作物一式を1,300万円で分任契約担当官、ハッ場ダム工事事務所長と契約し、財産を取得する議案でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（武井幸二君） よろしく申し上げます。

議案第18号 土地等の取得について、提案理由の詳細説明を申し上げます。

ハッ場ダム下流地域の地域活性化対策として、J R 吾妻線廃線敷を利活用して、自転車型トロッコ運行事業を進めております。

雁ヶ沢交差点付近で分断されたJ R 吾妻線廃線敷の吾妻川下流側については、国土交通省関東地方整備局より、土地及び工作物を有償で取得することで協議を進めてまいりました。令和元年6月28日に国土交通省関東地方整備局ハッ場ダム工事事務所での応札に参加し、東吾妻町大字松谷字新井341番4ほか142筆の土地1万1,140.96平米と工作物一式、主なもの

としては、鉄道及び軌道用施設を1,300万円で落札いたしました。

この後は、ご議決をいただきました証しを添付し、国土交通省関東地方整備局へ添付しました普通財産売却申請書を提出し、分任契約担当官ハッ場ダム工事事務所長と契約締結を行うこととなります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第19号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 工事請負契約の変更締結について、提案理由の説明を申し上げます。

鳩の湯橋の補修工事工事請負契約は、昨年11月27日の第5回臨時会でご議決いただき、工事を進めてまいりました。変更内容は橋脚部への架設進入路築造のための土砂運搬費が増額となったことにより、7,955万2,800円の変更請負契約を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） お世話になります。

鳩の湯橋の補修工事の関係でございます。町長の提案にありましたように、昨年11月に開催された臨時会において議決をいただきまして、7,452万円で契約を締結してまいりました。

資料を1枚めくっていただきますと、右側に位置図がございます。この鳩の湯橋は1級町道鳩の湯線の大字須賀尾と本宿の境を流れる1級河川温川にかかる橋梁でございます。

1枚はぐっていただきまして、補強全体一般図というものがございます。橋長につきましては27.1メートル、幅員4メートル、2径間コンクリート橋でございます。架設年度は昭和38年でございます。

変更の金額でございますが、503万2,800円増ということでございます。この理由につきましては、先ほどもございました下の図面を見ていただきたいと思います。参考図でございます。橋の下、橋脚へおりる……

○議長（須崎幸一君） 説明の途中ですが、ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

（午前11時34分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時38分）

○議長（須崎幸一君） 続いて、建設課長より説明をお願いいたします。

○建設課長（桑原正明君） そうすれば、最初から説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

鳩の湯橋の橋梁補修工事につきまして、昨年11月に開催された臨時会においてご議決をいただき、7,452万円で契約を締結してきたところでございます。

1枚はぐっていただきまして、位置図が右側にございます。ごらんいただきたいと思います。

この橋梁につきましては、1級町道鳩の湯線、大字須賀尾と大字本宿の境を流れる1級河川温川にかかる橋梁でございます。

続きまして、1枚はぐっていただきたいと思います。

上に補強全体一般図というものがございます。この橋梁につきましては、昭和38年に架設されました2径間のコンクリート橋でございます。橋長27.1メートル、幅員4メートルを有する地域を結ぶ重要な橋となっております。

工事変更請負契約、仮契約をしておりますが、この金額につきましては、先ほど町長が提案説明の際に申しあげました7,955万2,800円、この増加した理由につきましては、下段、架設計画図（その2）というのをごらんいただきたいと思います。

斜線で塗られているような部分が架設の大型土のう、1トン土のうですね、これを並べてかさ上げをし、そこへ、進入路を設けたものでございます。当初契約いたしました運搬距離、原則的に建設課のほうでは2キロということで運搬距離を設定しておるわけですが、そのそばに残土がなかったということで、多くは旧坂上小学校跡地にございます土を運んだわけですが、その部分が大きなものとしまして、503万2,800円が増額となった部分でございます。

工事につきましては、今月中の完成を目指して工事を進めております。

なお、伸縮装置等の交換のため、全面通行止めを有する日数もあるわけでございますが、先ほどのその2の図面で見いただきますと、架設道路の上を林道坂倉線の橋がございます。こちらを利用して、迂回路として利用しておりますので、大きな障害は発生しておりません。

今後も、安全によい工事を進めていただくように担当も進めておりますので、ご議決いただくようよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

認定の決議をお願いする路線は、町道9655号の現在の終点から、先の沼尾大橋の東端まで町道9656号を新規路線として認定をお願いするものでございます。

橋梁点検の結果、橋面や横桁に修繕が必要と判断されたため、渋川市と当町が橋の部分を重複認定し、渋川市が修繕を行うことで協議が調ったことによるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（桑原正明君） 引き続きよろしくお願いいたします。

今回、町道認定をお認めいただきたい路線につきましては、先ほど町長の提案説明にございましたように、町道9655線ということで、沼尾大橋の中央部分までかかっている橋の先を認定をお願いするものでございます。

1枚はぐっていただきますと、位置図がございます。赤く塗られた部分、東吾妻町と渋川の境から橋の東端までということで考えております。

この町道につきましては、広域農道として整備され、沼尾大橋の半分を東吾妻町の町道として認定をしておりましたが、橋梁点検、橋梁補修を半分ずつしても無意味だということで、5年前から渋川市のほうと協議を行ってまいりました。

昨年度、渋川市が橋梁点検を行った結果、早急に補修を行う必要があるということが確認され、来年度から早速準備に入りたいということのため、急遽、町道の終点を渋川市の市道の部分、東端まで重複認定をお願いするものでございます。

なお、渋川市においても、9月定例会において、東吾妻町の町道部分、西端まででございますが、認定を行うということで、同時並行で進んでおるところでございます。

両自治体で認定手続が済んだ後に基本協定を締結し、年度別計画により、東吾妻町と渋川市が設計及び工事費を半分ずつ折半で負担し、維持管理につきましては、工事も含め渋川市が発注することとなります。

概算でございますが、沼尾大橋の補修総事業費につきましては、2億円強というふうに読んでおります。当然、国庫補助金を差し引きますと、東吾妻町の負担は約5,000万円程度かかるということが想定されております。

先ほど町長の提案説明にもございましたように、横桁が傷んでいるという状況では、転落防止柵の設置を早期にしたかったわけですが、それについても重さがかかるということで、補修工事が済んだ後に、転落防止柵等の再設置を計画しておるところでございます。

なお、起終点及び道路延長につきましては、調書に記載させていただいておりますので、

ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月11日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第21号 控訴の提起についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 控訴の提起について、提案理由の説明を申し上げます。

顕正会（東京都板橋区）から訴えのあった平成30年（ワ）第26854号損害賠償請求事件については、令和元年8月26日に訴訟代理人弁護士へ判決文が送達されました。その内容は、損害賠償6,716円の郵便送付費用、代替施設使用料の支払いを命じ、顕正会による施設の使用は顕正会の会員以外の不特定多数者への宗教的布教活動とは言えないというもので、町が社会教育法に抵触するという主張の正当性が認められませんでした。

そのため、上級審の判断を仰ぐため、控訴するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それでは、控訴の提起について、詳細説明を申し上げます。

顕正会から訴えのありました平成30年（ワ）第26854号損害賠償請求事件については、令和元年8月26日に訴訟代理人弁護士へ判決文が送達されました。

そちらの判決文につきましては、議案のほうに添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

経過として、まず、申請時の対応について説明をします。

社会教育法23条2項は、市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の宗

派、若しくは教団を支援してはならないとあります。今回訴えられた公民館使用申請に対応した職員は、顕正会が申請した公民館の利用については、社会教育法に抵触するおそれがあることと、公の施設であっても、他の集会施設が利用できることについては説明をしておりました。

そのときに、宗教団体だという理由で断ったのではなく、内容等を精査し、布教活動につながる内容であるため、公民館を使った集会としてはふさわしくないと判断し、他の施設等を紹介するなど、通常に対応をしたにもかかわらず訴えられてしまいました。

訴訟代理人弁護士へ判決文が送達されましたが、その内容は、損害賠償6,716円の郵便送付費用、代替施設使用料の支払いを命じ、顕正会による施設の使用は顕正会の会員以外の不特定多数者への宗教的布教活動とは言えないというものであります。

このことについては、町が社会教育法に抵触すると考えていたことが認められず、今後の公民館の事務に当たっても影響があると考えています。そのため、訴訟代理人弁護士とも相談し、さらに上級審への判断を仰ぐために控訴をするものでございます。

ご理解をいただきまして、ご議決のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） よろしく申し上げます。

ただいま担当課長からも説明ありましたが、これ、ちょっと読ませていただいて、一度は許可をした。二度目に拒否をしたということなんだと思いますけれども、一度目にもそのようなきちとした対応がとれていたのかどうかということをまず確認したいと思います。

今回は、東京地方裁判所の民事のほうで判決が出たということで、これらの金額を払いなさいという命令が出たわけですが、これに納得しない。だから、上告するということなんだと思いますけれども、争点、先ほど担当課長もおっしゃっていましたが、社会教育法の第23条の2項について、市町村の設置する公民館は特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援してはならないというふうに書いてあると思うんですが、公民館を貸すことが支援に当たるのかどうか、それが当たるという東吾妻町は判断をしているというふうに聞こえています。

そうすると、これが、貸すことにおいて、特定の宗教を支持、そして支援するんだという

ことが、立証ができるというふうにうちの町は判断しているというふうに聞こえているんですけれども、非常に大きな問題だと思います。

うちの町で断られたものだから、渋川市の勤労福祉センターを借りたと、借りた賃金を賠償してくださいよということなんでしょうけれども、多分、日本全国、この訴訟については、注目する案件なのかなというふうに思いますけれども、私はこれを読んだだけだと、なかなか貸すことにおいて支持や支援になるのかどうか、なるんだということを立証しなければ、裁判というのは勝てないんだと思うんですが、今であれば、六千何ぼを払えばとりあえず済むと。本当に、うちの公民館の職員の対応が完璧だったのかどうかというのも、ちょっと私も背景わかりませんが、やはり一度は貸したんだけれども、二度目は断る。ということとは、一度目に何かトラブル的なものがあったのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） ちょっとどういうふうに答えていいか、すみません、わからないですけれども、1回目に受けたときは、特にトラブル等はなく、職員が気づかなくて、宗教的な、社会教育法の23条の内容に触れるということに気がつかなかったということで、そのまま申請を受けてしまったということです。

申請書を受け取ってしまったので、それからそれを覆すというのは、それを拒否するというのは、非常にちょっと問題があるというふうに思われたということで、2回目の申請に来たときに、これは社会教育法に抵触するおそれがありますということでやりとりをしております。

なお、触れるかどうかということにつきましては、集会で流すビデオテープを確認させてくださいというふうなやりとりをしておりました。ただ、その申請に来た方の対応とすれば、ビデオは見せられませんということで、そのときは申請書は提出せずに、持ち帰っていったということでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ただいま課長のほうからの答弁聞きますと、1回目は申請書を受け取ってしまったということだったと思いますけれども、そもそも1回目に受け取るときに、きちっとしたマニュアル、要するにどういう趣旨なんだということを確認をしなかった、うちの町の落ち度というのはやっぱりあるんだと思うんですね。要するに、借りるほうとすると、一度は貸してくれたのに、何で二度目貸してくれないのよということもあるんだと思う

んですよ。

こういうような形、訴訟になってくると、もうそんなことはとりあえず置いておいて、要するに支援や応援に当たるかどうか、これが立証できなければ、この裁判というのは、東吾妻町は勝てないというふうに思われますけれども、これは勝てるという判断でいいですか、町のほうは。これに対して予算つけるということですから。どうですか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） その件につきましては、弁護士とも相談をして、勝てるということで、1審を覆すということで裁判に臨んでいきたいというふうな考えでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 私は多分勝てないと思っています。これは1人の判断です、考え方です。非常に難しいというふうに判断せざるを得ない。別にこの顕正会を支援するわけではなくて、どんな宗教であっても、ここに、被告側の理由もあろうかと思います。本件ビデオ放映の目的は、原告の会員の信仰心を深め、布教活動を促すことにあるからということだと思いますが、信仰心を深めることの何が罪があるんでしょうか、私はそういうふうに思っています。

このことについて、社会教育法の第23条2項の市町村が特定の宗教を支持、支援に当たるんだというふうに今課長おっしゃいましたけれども、これを覆すというのは、大変なことだなというふうに私は考えております。

それ以上、私も弁護士でもありませんし、裁判官でもありませんので、私の意見として言っておきますけれども、非常に難しいのではないかな。それとまず、うちの町の公民館の初期対応が非常にまずかったと、それは非を認めなければいけないと私は思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 議員のおっしゃるとおり、確かに1回目、受け取ってしまったということはいまはなかったなというふうに考えております。

ただし、2回目の申請書が出ていなくて、申請書を、来た時にやりとりを、町の職員とすれば通常の中身を確認させていただいて、それが布教活動的な内容に当たるかどうかというようなことは、判断させてくれというふうな説明をしております。

なおかつ、その前に、公民館のポスト等に、会員しか購入できないと言われている顕正会の新聞がどっさり入れられていまして、その新聞の中には、いついつどここの、中央公民

館の集会室でビデオ上映会をやりますというふうな広報的な内容も載っているような新聞で
ございます。

そういうふうな新聞を公民館のポストに、会員ではないそういう公的な施設にどさっと入
れられているような状況もありまして、ビデオの内容につきましては、会員の信仰心を向上
させる内容ではありますけれども、それに対してその教えというか、信仰を広く深めていき
ましょうというふうな内容が見受けられますので、これはただ単に会員の信仰心を向上させ
る内容だけでなく、それを広く広めていこうというふうな内容というふうな受けとめられ
るということで、今後の布教活動なり何らかのそういう対応が出てくるのかなというような
ことで、公民館の利用としてはふさわしくないというふうに判断をしております。

そんなところで、ぜひとも、今後の公民館の運営につきましても、事務につきましても、
かなり影響がある内容でございますので、もう一度、上級審のほうに判断を仰ぎたいという
考えでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） すみません、時間が押していると思いますけれども、今、課長のほ
うから説明を受けました。

私の自宅にも、頼んでもいないのに新聞が毎月届いているのかな、毎月。私はすぐごみ箱
に入れるので、内容的には確認はしておりませんが。ただ、これを民事のほうの裁判
所からの説明だと、会員しか買えないと、買えないけれども、勝手に配っているんだという
ようなものもきちっと立証ができるのかどうかということも、争点になると思いますし、ま
た、今回は争点は公民館ですから、公民館での1回目の例えば参加者が、顕正会の会員以外
の人が来ているとか、そういったものがきちっと立証できるのかとか、そういったものが多
分争点になるんだと思います。

そういった意味では、かなり厳しい、また無駄遣いになるかなと。そして、本当にこの地
方自治法に抵触するかどうかということが、これ、争点になっていますから、これがもし、
そうなんだということになると、日本中がすごいあれになるのかなんていうふうに思いま
すし、期待する反面、ちょっとかなり厳しいなというふうに考えざるを得ない。

単純に今課長のおっしゃったことだけで、この裁判が勝てるというのはまずあり得ないと。
その出来事においてきちっと立証できなければ、裁判というのは、立証できないというふう
に考えていただいたほうがいいと思います。私も経験ありますので、あえてそういうふう
に言うておきます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 会議の途中でございますが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を午後1時といたします。

（午後 零時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（須崎幸一君） 休憩前に続いて、質疑を行います。

社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 午前中の竹渕議員の最後の質問にお答えしたいと思います。

繰り返になってしまうかもしれませんが、一応、公の施設であっても、地方自治法では宗教団体等には貸すことはできますが、公民館という性質上、社会教育法の縛りがあるということで、その内容を検討した結果布教活動につながるというふうなことで判断して、許可をしなかったというふうな内容でございます。

このことについては、ここでまた、1審では負けてしまったんですけれども、控訴して、新たにまた町側の主張をよく説明をして、判断をしていただきたいということで、控訴いたします。

ビデオの内容も、先ほど申し上げたように、布教につながるような内容でもありますし、顕正新聞という新聞が公民館のほうに入れられて、いかにも公民館もその宗教団体と仲がよかったりというようなふうにとられましても、ちょっと迷惑なところもありますし、今後のそういう事務等に支障も出てくるんじゃないかということで、控訴するものでございます。

1審を覆せるというふうな判断をしまして、控訴するものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） ほかにございますか。

12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 事務局にお願いいたしまして、社会教育法第5章第23条の部分だけ印刷していただきました。その中には、「市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援してはならない。」というふうにございますが、今回のこのこと、顕正会が中央公民館で会議を開く、あるいは催しをする、それは特定の宗教を支持しているというふうに公民館がみなされるからということでございますか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） そういうふうに考えて、また、ビデオの内容ですとかを検討して、そういうふうにとられては困るということで、貸せない、公民館を使わせるのはふさわしくないというふうな判断をしたものです。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 見る人が誰かはちょっとあれですけども、支持したか、あるいは支援したかということに当たるかどうかということが問題だと思うんですけども、そのところはというふうに考えますか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 支持はしておりませんが、そういうふうに公の方にとられるのがまずいという判断です。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 私が聞きたいのは、公民館でその宗教団体が公民館を使用することを許可したということによって、その宗教を支持したということになるというふうにお考えですか。

会議を許可すれば、そのこと自体が、公民館が宗教を支持したというふうになるというふうに、見られるからじゃなくて、なるのだというふうにお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 根津議員のおっしゃるように、貸したことによって、支持するという捉え方をされるということで、町のほうは控訴するということでございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 見られるというのは、他から見られるということでしょうけれども、この判例、1審のもので言うと、それは、裁判所はそういうふうには見なかったということですけども、そのことはというふうにお考えですか。

○議長（須崎幸一君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） ビデオの内容等々を見て、教祖が訴えている部分等を踏まえて、布教活動に当たるという判断でございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） この裁判を我が町が続けていくということの意義、それから、このことがどういうふうな信念に基づいてやっていくのかというところを町長に伺いたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、ビデオを見せてくれということに対して、見せられないというふうな行動をとったり、また、何月何日に中央公民館でビデオを放映しますから、いらっしゃってくださいというものを不特定多数の家庭に配ってみたりということは、布教活動の一環だというふうに考えております。

そのようなことから、町は中立公正だということを示すために、必要な裁判だというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） そうすると、中立公正であるということを信念としてやっていくのだ、そういうふうに受け取ったんでよろしいですか。

結構です。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

13番、樹下啓示議員。

○13番（樹下啓示君） ちょっと確認をさせてください。

この表のところに、本件の訴訟については、弁護士に委任するという文言があるんですけども、よろしければ、町でお願いをしている顧問弁護士さんの見解はどのようなものであったかお聞かせいただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） それは、2審で1審を覆せるというふうな判断をしたというふうに聞いております。

○議長（須崎幸一君） 13番、樹下啓示議員。

○13番（樹下啓示君） そうしますと、弁護士さんの見解については、この訴訟はいわゆる勝てるという判断を踏んだということではよろしいのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） そういうふうに判断したんだと考えております。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

8 番、小林光一議員。

○8 番（小林光一君） ちょっといろいろな議論を聞いておりまして、公民館を貸すことが、この布教活動に当たるのかどうかということなんだろうと思いますけれども、社会教育法に抵触しないのではないかなというような感じを私は受けております。

それで、今、質問がありましたけれども、弁護士が勝てるというようなことを言っているようだけれども、その理由について少しお伺いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） すみません、ちょっと具体的なところは私、やりとりはしていませんけれども、最初に、訴えられたときに引き受けたときの打ち合わせというか、相談に行ったときの内容では、勝てるということを言っておりました。

最初のやりとりでやっぱり、その集会の流すビデオの内容を確認して、布教活動につながる内容だということで判断をしているので、その判断で使わせないというのは、間違いではないというふうなことを確認しております。

1 審の判決では負けてしまいましたけれども、その辺の主張がうまく通らなかった部分が多くあるので、2 審では控訴すれば勝てるのではないかというふうに考えているものと思います。

○議長（須崎幸一君） 8 番、小林光一議員。

○8 番（小林光一君） 理由がまだはっきりしないで、ただ、勝てると言っているだけで、我々のほうにそれが、ちょっと通じてこないところがあるんですね。

実は、こういうことについては、恐らく今までいろいろとほかのところでも裁判になられているのではないかなと、こう思うんですけれども、これまでのそういうものに対する判決というのがあったら、ご紹介いただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） ちょっと今、手元に資料がないので、答えられないんですけれども、すみません。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） 勝てる、勝てるとは言っているんですけども、今までも恐らく判例でこういうものが何件かあったと思うんですね。

それで、恐らく一般的には、どうも我々、僕の今まで聞いたところでは、公民館をそういうものに貸していると、宗教活動にも貸しているということ、もちろん布教はだめですけども、貸しているということはあると思うんですね。だから、その事例があったらちょっと教えてくださいということです。

それは、現在、調べたことはないんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 現在、公民館では貸していないと思います。

ちょっと全国までは調べていないんですけども、最初にビデオを見せてくれというふうなお願いをしたときに、受付に来た方には、検討する、貸せないというふうに言ったんですけども、その後に、弁護士を通して貸せないことの理由を文書で回答しなさいというふうなものが来ました。

そのときに、沖縄県のどこかの公民館のところで顕正会が行った試験、教義の習熟度テストというのをやって、やっぱり拒否をされて、損害賠償事件を起こして勝ったというふうな裁判の記録が一緒に送られてきました。それは確かに、信者だけに限定して、テストをするだけだというふうな内容だったので、顕正会が勝ったというふうな内容でございました。

やっぱり損害賠償訴訟事件で、そのときは賠償金が100万円で、同じようにどこかへ会場を移って、その会場使用料を幾らか請求されて、内容的には100万円は認められませんでしたけれども、残りの使用料については、顕正会が勝ったというふうな内容でありました。

○議長（須崎幸一君） 8番、小林光一議員。

○8番（小林光一君） そういたしますと、これはまさにその件と同じような件のような気がするんですね。

だから、そういう意味からすると、確かに弁護士は勝てるだろうと言っているんだそうですけども、どうもその辺はちょっとあやしいんじゃないかなというような感じがいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） そのときも、弁護士と話をしまして、そのときは確かにテス

トだけで会員だけが対象で、ほかにそういうふうな公の施設、貸し出せるような集会施設がなかったらしいということで、それは、裁判所の言うとおりにかなというふうな。ただ、今回は、ただ貸せないんじゃないくて、その集会に使う資料ですとか、流すビデオを確認させてくださいというふうなことをお願いをして、その内容で判断をしますというふうなことを弁護士同士でやりとりをしていただきました。

弁護士同士になりましたので、相手方の弁護士も、ビデオを見せて送っていただいて、それをこちらのほうで確認をしまして、布教活動につながるというふうなことで判断をして、弁護士を通じて、相手方の弁護士に、今回は貸せませんというふうなことを回答してきたところです。

そのやりとりの後に、やっぱり訴状が届いたというふうな状況なものですから、そのときの状況からいくと、やっぱり町の顧問弁護士とすれば、これは明らかに社会教育法に触れているんじゃないかという判断をしたものというふうに考えております。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 中央公民館で断られて、この渋川の渋川市勤労福祉センターですか、これは公のところなんでしょうか。その辺、確認お願いします。

○議長（須崎幸一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（丸橋 昇君） 多分、公の施設ではあると思います。ただし、公の施設であるからといって、宗教活動ですとか宗教団体に貸してはいけないということではありません。

公民館という建物が社会教育法という縛りがあるものですから、それに違反をしているということでもあります。地方自治法に、公の施設の使用に違反しているのではなくて、公民館という建物なので、社会教育法の縛りが出てきまして、それで社会教育法の23条の2ですか、特定の宗教を支持していないとか、そういうところに、抵触するんじゃないかということで、貸せないというふうな判断をしております。

そういうやりとりを申請に来た職員、者とやったんですけれども、それが理解していただけなかったというふうなことだと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 例えば、今、公民館は社会教育法で云々という、縛りがあるというこ

となんですけれども、じゃ、東吾妻町役場の会議室を借りたいと言った場合、これはどういうふうな見解になりますか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 役場の会議室等については、そういう民間の方には貸し出し許可を出しておりません。ですから、先ほど社教課長が言ったように、公の施設、ですから、コンベンションですね、コンベンション等については貸し出しをしております。そういったことで、社会教育法に該当しなければ大丈夫ということでございます。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） ほかにございますか。

3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） この案件をお聞きしてから、我々議員は町民の代表でありますから、町民がこの案件を耳にしてどう判断するのかということを考えてまいりました。大変判断に難しい内容であるというふうに思っております。その上でお尋ねをしたいと思います。

これまでかかった弁護士費用、そして第2審、あるいは控訴審までもつれた際のそれに係る費用等をどれほど算定しておりますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 1審の費用でございますが、手付で30万円、勝った場合に20万円、合計50万円でございます。今回につきましては負けたということで、30万円の支払いのみでございます。

2審の予定ですと、着手金、最初、手付金と言った、着手金が10万円、成功報酬が20万円という予定でございます。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） この裁判にかかわる費用というのは、町民から見ますと、直接受益があるものではないというふうに解釈をします。それによって、町民から見れば、役場の判断で例えばこれが裁判に負けてしまった場合は、大きな損失を出したのではないかというふうな見方をされるのではないかというふうに考えます。

町長にお聞きしたいと思います。

町長の名前がこの被告の代表の名前になっておりますので、町長としてのお覚悟をぜひお聞かせしていただきたいんですけれども、万が一、最高裁までもつれた、そしてそれが負け

てしまった場合、町長としてはどのような責任をおとりになるおつもりなのか、そこをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、ビデオを見せられなかったり、何月何日に中央公民館でビデオ放映をしますというものを不特定多数の家庭に入れてみたり、布教活動の一環だというふうなことは明らかなものでございますので、社会教育法に抵触することは確かなことでありまして、我が町は公正であるということを示すために、裁判は、また控訴をしていくことが必要だというふうに思っておりまして、今後のことは裁判の結果を待って考えてみたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 町の名前、そして町長の名前が挙げた裁判であります。これをやっていくには、やはり相当の覚悟が必要だというふうに思っております。

町長が本当に覚悟を決められて、また関係者の皆様、本当にこの町の中立性、それらを正当性を主張して、最後まで闘っていくというお覚悟の上に決心をされるのであれば、それは心から応援をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、我が町の中立性、公正、また正当性というものを示す大事な裁判だと思っておりますので、絶対に勝っていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立多数)

○議長（須崎幸一君） 2 番起立、3 番起立、4 番起立、5 番起立、6 番起立、7 番起立、9 番起立、11 番起立、12 番起立、13 番起立、14 番起立。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の処理について

○議長（須崎幸一君） 日程第22、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおりです。

それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を9月11日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎議案書の訂正

○議長（須崎幸一君） ここで税務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

税務課長。

○税務課長（高橋 篤君） ただいま発言の許可をいただきましたので、若干発言させていただきます。

先ほど私のほうからご提案をいたしました議案第12号でございます。東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についての9分の8という新旧対照表でございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

第16条の2でございますけれども、「市長」というふうに記載をしてございます。これは「町長」の誤りでございますので、字句の訂正をお願いしたいと思います。

こちらの附則16条の2でございますけれども、第2条改正でございます、まだ、現行の条例のほうに溶け込んでございませんので、ベタ打ちをしてつくってしまったときに誤ったものと思われまゝ。「町長」というふうには訂正をお願いしたいと思ひます。

大変申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいでしょうか。

◎散会の宣告

○議長（須崎幸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されますようお願ひいたします。

なお、次の本会議は9月12日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願ひいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時27分）

令和元年 9 月 12 日（木曜日）

（第 3 号）

令和元年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第3号）

令和元年9月12日（木）午前10時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2 号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3 号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4 号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成30年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 9 議案第 6 号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
- 第10 議案第 7 号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 第11 議案第 8 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 9 号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第12号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第16 議案第13号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 第17 議案第14号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第15号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第 1 9 議案第 1 号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）
第 2 0 議案第 2 号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 1 議案第 3 号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 2 議案第 4 号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 2 3 議案第 5 号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 2 4 議案第 1 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
第 2 5 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について
第 2 6 議案第 1 8 号 土地等の取得について
第 2 7 議案第 1 9 号 工事請負契約の変更締結について
第 2 8 議案第 2 0 号 町道路線の認定について
第 2 9 陳情書の委員会審査報告
第 3 0 発委第 1 号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
第 3 1 議員派遣の件について
第 3 2 委員会報告について
第 3 3 閉会中の継続審査（調査）事件について
第 3 4 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	1 0 番	竹 渕 博 行 君
1 1 番	佐 藤 聡 一 君	1 2 番	根 津 光 儀 君
1 3 番	樹 下 啓 示 君	1 4 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	水 出 淳	議会事務局 議 補 佐	高 橋 智恵子
議会事務局 係 長	佐 藤 功 樹		

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いをいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎認定第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第１、認定第１号 平成30年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る９月３日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） しょっぱなから、質問をすることをお許しいただきたいというふうに思います。

私からは、常任委員会等々で担当課長にも説明をいただきましたけれども、余りちょっと私としても理解ができないところがございますので、ちょっと質問させていただきます。

予算書の46ページのささつな文学賞開催事業ということで、今回560万円計上しております。この予算につきましては、当初予算、そして補正にも入っていない予算でございます。

そして、流用ということであります。この流用は予備費のほうから充当しているということで、基本的には特に問題ないわけでありますけれども、そもそもこの流用というものについてですけれども、予算の款の間と項の間の流用はできないこととなっているけれども、項の間については予算の執行上、必要がある場合はあらかじめ予算に定めることで流用することができる。しかしながら、こういった流用金額にはとても560万円ということですので、予備費を充当したということだというふうに解釈されます。この予備費用を使ったというのは、基本的には予備費として1,000万円計上してありますから、年度内に予算を新たにつけるわけではないので、議会に上程されるものではないということも解釈としては理解できるわけであります。

そこで、この予備費を使うというのは、基本的には突発的及び緊急性があった事業だというふうに理解、解釈できるわけですが、そういうことでしょうか、課長。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） お世話になります。

今、竹渕議員がおっしゃったように、緊急的かつ予算どりをする期間もなく、また、契約ということで、この事業は総務省の地域力創造事業の一環ということで契約をさせていただいた事業なのですが、日程的に非常に期間が短かったということでさせていただきました。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

緊急性が要であったというようなことでありますけれども、私のほうで調査した中では、この事業については、30年の6月1日に負担行為をしている。負担行為というのは、ある意味契約をしているということだと思います。そういった中では、当然ながら5月中、要するに当初には間に合わなかったけれども、5月にはもう情報的にはわかっていたということだと思います。

そういった流れの中で、予備費を充当したという行為について、とやかくという話ではないんですが、当然ながら6月の定例会、そして9月の定例会、12月の定例会、または臨時会等もございました。そういった中で、全員協議会等でやはり我々にきちんとかような事業を伝えるという義務というか、それはそちらのほうで考えることかもしれませんが、伝える必要性があったんではないかというふうに思われますけれども、どうでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 予備費の充用という流れの中で、予備費もちよっと多額にはなっていました。

委員会等で少し報告させていただいた程度で済ませてもらったということで、その点につきましては、今後は重々反省しまして、できれば全員協議会の場という形にはなるかと思いますが、そういう場で報告をさせていただいて、了解を得たいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

私が今、述べた話の中では、そのような形でやはり当初補正を組んでいないというような予算であっても、やはり560万円からの大金でございます。そういった中では、全員協議会につなげていただくということを真摯に受けとめていただいたということで、感謝を申し上げたいというふうに思います。

また当初、初日に、課長よりこの560万円のざっくりの説明がございました。ちょっとメモ程度に書いてあったんですけれども、このうち250万円が国からというようなちょっと表現をしたような気がしています。そして80万円が交付金として後で処理されるというような話をちょっと承っておるんですが、間違いないでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 国というか、ささつな自治体協議会の事務局というものがございます。そこからの負担金が250万円でございます。

交付税の中に、この事業費の一部として88万円が収入に入っているという形で、合計330万円ほどになります。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 非常にちょっとわかりづらいんですが、そうすれば560万円の今度これは支出でございます。この収入の部で16ページになりますけれども、開催業務負担金ということで、ここに備考欄に載っているわけでありましてけれども、私ども本来、ここで開催業務負担金という意味合いで、通常とりますと、例えば事業が1,000万かかりました。だけれどもうちの持ち分が例えば560万円ですよ。だけれども、ほかの町村にもかかわるので、ほかの町村から負担していただく分ですよということで、負担金というような意味合いに取れるんですが、実際のところどうなんですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 560万円につきましては、今回の川柳大会の開催費の全額でござ

います。これを町が委託契約を結び一括負担した分ですが、それ以外、今回につきましては、57自治体に参加しております。その他の自治体の分の負担金につきまして、ささつな自治体協議会のほうからいただいたということになります。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） なんとなく見えてきました。

今回の事業というのは、あまり私がしゃべると時間の関係があるんですね。時間がカウントされているんですね。

基本的にはネット上で、ユーチューバー、そして、またツイッターだとかそういったところの宣伝業務、広告ですよ、そういったものが事業費と計上されると聞いております。向こうのほうの事務経費だとか、そういったものも含まれているというふうに思われますけれども、今回ちょっと調査した中では、ネット上、要するに掲載された、そして、我が町のコマーシャルの部分については、当然、我が町が負担しなければいけないけれども、ほかの部分については、うちの町が持つ分ではないというような解釈でその分が減額されたというような金額のように私は解釈しているんですが、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） そのとおりでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうすると課長が先ほど答弁した内容と、私が今、質問させていただいた、ちょっと解釈が違うんだと思うんです。要するに、本当の負担金であれば、我が町から何らかの形で、各町村なりそういったところに請求書、請求等と上げているんですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） その事務につきましては、協議会の中で事務を実施しております。うちのほうからはそういったことはしておりません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうすると560万円を支払った先が、その協議会、ささつな協議会、そして、250万円が入ってきたのもささつな協議会ということの解釈でいいですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 納めたところが協議会で、その部分の負担金の部分も協議会とい

うことでございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、私も協議会の中までいろいろ調査するというわけにはいかないしわかりませんので、解釈の仕方とすると、協議会の中で取りまとめていただいで一括で250万円が納入される、その事務手続になったという話でしょうか。そうすると、その協議会との協議書みたいのはあるんだと思うんですが、あるんでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 開催業務の委託契約はございます。

竹渕議員おっしゃるようになりうちのほうとしてもわかります。全体経費でなく、その分差し引いたものを町が委託契約をすればよかったのではないかなんていうことなんですが、ささつな協議会のほうが全体を仕切っていて、その部分の仕事を町で受けて、その分を町が委託契約で支払って、残りの部分でほかの自治体の部分を町に、要するに町が余分に負担した分を返したという形にはなっております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、課長が言うのはわかるんですけども、当初の契約自体があやふやだったというふうに思わざるを得ない。要するに560万円かかるんだけれども、その250万円というのは当初の計画どおり、後で負担金があるんだと、要するにほかの町村の56自治体、ほかのそういったものの負担金もあるんですと、それが後で返還されるんですという約束事で契約してるということですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） ささつな協議会とは全体契約をして、契約しないと、相手方、要するにささつな協議会の事務局が事業をすぐに実施できないということから、全体で町は契約をいたしました。後日、負担金が入ってきたということだと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 560万円のうち250万円が収入入ってて、交付金というのは当然ここには載ってこないのですよね。これとは別な話ですよね、課長。確認します。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 交付税につきましては、特別交付税の中にルール分でございます。

12月ルール分の中に、この中の経費として、88万円分は特別交付税で見ますということで、国から連絡は来ております。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ちょっと話が戻ります。

今回、要するに契約を6月1日にしたということなので、5月中か4月かわかりませんが、先方のほうから早く契約をしてくれというようなことがあってこういうふうになったというふうに理解しておりますけれども、この契約をする際に、財政、企画課長に確認したところ、持ち回り審査をしたと、要するにこの業者で随契でいいかというような処理の仕方ですけれども、審査会。要するに月に1回、多分定期的な審査会があるんだと思うんですが、突発的なものについて、または緊急性を要するものについて、持ち回り審査をするというようなことをちょっと聞きましたけれども、そういう処理の仕方をされましたか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 緊急であったものでしたから、持ち回りで審査をさせていただきました。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 今回、私が質問をしたいのは行政手続上、問題がなかったのかということと、この事業の必要性、それと成果等についてということで、ちょっと触れさせていただきますけれども、この事業を行って、結果的な成果、要するにささつな文学賞ということで幅広く全国にこれを募集して、そして、ネット上でその受賞された方に賞品を授与したというようなことを確認しておりますけれども、その成果的なものについて、ちょっと担当課長からお話いただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 目に見えた結果というものは、要するにツイッターとかで、YouTubeとかで何回見ましたということで、その回数が出ておりまして、それが結果として見える分でございます。

賞品にギンヒカリとかタンバーガーをコマーシャルさせてもらいましたが、それが結果的にここに載ったことによって、どのくらいふえたかという結果は目に見えてはおりません。この関連のツイッターとかの投稿で、180万回を超える投稿があったとかそういった形での報告でございます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） そうすると、カウントとするとかなりの数字が上がったんだという

ような報告を受けているということだと思います。

この事業の必要性ということの中で、私もネット上でしか検索ができませんので、もう東吾妻町の事業のところは開けません。もう閉鎖されています。当然事業は終わっていますんで、表題だけ出ていますけれども、当然ながら今年度、第3回というのが普通なら開かれると思うんだけど、その様子が全く見えない。我が町はその協議会のほうから、当然、前年度受賞者が出たということで受けてくれないかという多分打診があったんでしょう。それで、当然、去年も誰かしらが受賞されたというのがあるんだと思うんです。そうすると、そこがするかどうか別としても、第3回、どこが受けたんだかというのがまったく見えてこないんです。その辺の情報はございますか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） うちのほうもささつなの事務局からは何の報告も受けておりません。ですから、3回目が開催はされると思うのですが、場所とかテーマとか、申しわけございませんが、今、受けておりません。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 私も調べたところ、第3回目が開かれるのかどうか、またはどこが受けたのかどうかという情報が全くわからない。そういった意味で、この事業の必要性というものが少し問われるのではないかというふうに思います。

そして、この事業は要するに利用したからいけないという話ではないんです。やはりこれだけの金額を使う場合には、議会にやはり説明責任が執行部とすればあるんじゃないか。これだけで判断するとなると、去年の段階で委員会にはちょっと触れさせていただいたということで、多分パンフレットのとか要項的なものを課長が多分説明したんだと思いますが、私のほうには文教に所属していましたが知らされていない。これ見たのは初めてなんですけれども、そうすると、例えば契約を6月にしているんだけど、例えば予備費を使わずに専決、当然、緊急性があったわけですから、専決をして、それでその後の臨時会なり、定例会で予算計上する。こういった流れというのが、妥当というんですか、そういうふうに思われますけれども、課長どういうふうに思われますか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 本来であれば、臨時会を開催して提案したいというのが一番です。それしかないという場合であれば、専決をさせていただいて報告というのが基本的な考え方だと思います。それにいろいろ間に合わない部分がありましたもんですから、予備費の充用

という形でさせていただきました。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） その辺がちょっと理解に苦しむところなんですけれども、予備費を使ってはいけないということではないので、それはそうとしますけれども、ここで当然忙しかった、緊急性があったということなんですけれども、持ち回り審査をしたと。私もなかなか課長さんたちから、全部資料をいただけないもんですから、正直言って、いろいろ調査しなければいけない。そういった中で、その審査会に提出した要するに理由書というのが、課長は多分持ってると思うけれども、あるんだと思うんです。要するに審査員に対して、こういう理由だからお願いしますという理由書が当然あるんだと思うんです。それについて、ちょっと触れさせていただきます。

ここを見ますと、必要性のことについて、ちょっと触れてます。この契約に、随意契約を選択した理由ということで、全国的な町のプロモーション活動につながるささつな文学賞は、総務省外部専門家招聘事業の一環で行われている事業であり、この業者と契約したいんだ、これいいんだと思うんです。しょうがない。だけれども、その下に米印で全額特別交付税措置ありと書いてあるんです。これは結果的にそうではなかったということにつながって、誤算であったというふうに私は思うんだけれども、仕方ない部分はあるんだと思うんです。しかしながら、当初の考えと結果的な部分で誤算が生じたとしか考えられないんだけれども、担当課長とするとどうですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 過去と言っても、このささつなのこれだけではないんですけれども、基本的に地域力創造事業については、負担金以外の部分については、全額特交でという考え方で総務省のほうも言っているという話を聞いておりました。今回も基本的には、今までの流れを踏んでいるので、特交大丈夫だろうということで考えていたんですが、ちょっと多少はみ出る部分がありまして、うちの町の考え方とは若干違いまして、二百何万程度ちょっと削られた部分があって、その辺はちょっと見込み違いでございました。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） 多分私が質問した後に採決に入ると思うんです。私は、否決するために質問しているのではなくて、答弁者は私をぜひ説得してください。立てるようにぜひ説得していただきたい、そういう答弁をお願いしたいというふうに思います。

そういった中で、当然誤算も生じたけれども、当然終わった事業でもあります。そういっ

た中で、今度は財政になっている、ちょっと水出課長にも確認しますが、最初に戻ります。今回このような処理の仕方というのは、間違いではないと私は思っています。しかしながら、妥当性に欠けるような気がしておるんですけれども、要するに今まで質問した一連の中で、議会にも報告していない、何らかの形であっても。ちょっと反省すべきところはあるんだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 企画課長。

○企画課長（水出智明君） 予算執行上、この予備費を使うということに関しては、手続上は問題ないということで、財政のほうも予備費を充用したということはありません。ただ、先ほど総務課長が言ったように、補正を取る、補正がだめであれば、まず専決で取るというところは基本かと思います。その辺で、財政を担う課としましては、多少その辺のことを言わなかったというか、言い忘れたというか、そういうところもあったことを踏まえると、財政のほうからするとちょっと足りなかったかという気持ちではいます。

今後におきましても、なるべく予備費を、今後も予備費の性格からいって、使わなくてはならないときは出てくると思います。そのときには、議会のほうに報告するなりの手続は、今後については、ちゃんと取っていきたいというような考えでおります。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

そういうことなんだと思います。私も真摯に取らせていただきます。この一連の話を聞いて、当然町長も理解していた件だと思いますけれども、要は30年度に我々に報告する義務、しなくても済んだ、結果的には済んだ、でもしたほうがよかったんではないかという、私話をしているんですけれども、一連のこの件について、町長からちょっとコメントいただきたいのですが。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、竹淵議員のほうに、委員会のほうでもお答えいたしましたが、これからこういうようなことのないように、小まめにこういったものは議会の皆様に報告しながら、互いにキャッチボールをしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

ぜひそういった形で、事業そのものを我々が認め、そして、一緒に我々も協力していくというような形にぜひつながるようにご努力していただきたい、そういうふうに考えているわけでございます。

そして、今回560万円をかけて、結果的にこういったある意味すばらしい事業をされたということで、なかなかネット上ですので、我が町の例えばハンバーガー、そういったものがコマーシャルされて今後につながればいいと思いますけれども、今後費用対効果が出るような事業にぜひ力を入れてやっていっていただきたいというふうに思います。

そして、もう一点ですけれども、今回560万円かけて事業をやって、57自治体も参加している事業だというふうに課長からの説明で確認ができました。そういった中で、30年度の施策の実績に総務課として載っていない事業です。これはどういうふうに考えたらよろしいんですか。

○議長（須崎幸一君） 総務課長。

○総務課長（茂木 聡君） 申しわけございませんでした。追加させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 10番、竹渕博行議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ぜひ、そういった真摯な対応を取っていただければ、私としては仕方なかったのかと、そして、相手があることですから、緊急性もあったと。なかなかネット上の問題なので、成果というものも上げづらいというか、要するに評価しづらい部分というのが、今回の事業を通して、次の事業に対しても参考になった案件だったのかと解釈いたします。そういった中で、ぜひ今後とも、議会にこういったものについてもつないでいただいて、そして、両輪で執行していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第2、認定第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第2号 平成30年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月6日、第2委員会室において、文教厚生常任委員会を開催し、町民課長より事業勘定、施設勘定ともに説明を受けたのち、質疑応答を行いました。

委員からは事業勘定について、監査委員指摘の不用額の発生について質問があり、課長からは次年度予算編成においては不用額が縮減されるよう精査していくとの答えでした。

委員会採決においては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第3、認定第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第3号 平成30年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月6日、第2委員会室において、文教厚生常任委員会を開催し、町民課長より説明を受けた後、質疑応答を行いました。

委員会採決においては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第4、認定第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇)

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 認定第4号 平成30年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、去る9月5日、第2委員会室において、文教厚生常任委員会を開催し、保健福祉課長から説明を受けた後、質疑応答を行いました。

委員会採決においては、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議におかれましても、よろしくお取り計らいください。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、竹淵博行議員。

○10番（竹淵博行君） この件、先ほどもそうなんですが、特に問題ないということで、私

も認めましたけれども、委員会付託になっております。

そういった中で、委員長、この介護保険についても状況説明というのは必要だと思いますけれども、どうなっていますか。

○議長（須崎幸一君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 状況説明をいたします。

高齢化に併い、事業規模が大きくなっていること、介護予防が大切であることなどが委員会の中で話されました。

以上です。

○議長（須崎幸一君） よろしいですか。

○10番（竹淵博行君） はい。

○議長（須崎幸一君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第5、認定第5号 平成30年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長(重野能之君) それでは、報告申し上げます。

去る9月5日、総務課長の出席を求め、審査をいたしました。

歳入総額6,433万280円、歳出総額6,395万2,981円、差引額37万7,299円となりました。

監査委員の指摘なども踏まえ、住宅団地の未販売区画販売促進の必要性を認識するとともに、情報通信事業施設などについて課長に説明を求めました。

当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長(須崎幸一君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎幸一君) 委員長は自席にお戻りください。

質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(須崎幸一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(須崎幸一君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第6、認定第6号 平成30年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る9月5日に、上下水道課長の出席を求め、監査委員の指摘も踏まえ、審査をいたしました。

歳入総額5億487万5,976円、歳出総額4億9,292万7,716円となり、収支は1,194万8,260円でした。一般会計からの繰入金については2億964万1,000円あり、将来に向けての接続率の向上の議論や、また、委員からはマンホールふたのカラー化による地域おこしなどの提案もありました。

審査の結果、当委員会としましては全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第7、認定第7号 平成30年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 重野能之君 登壇)

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る9月5日、上下水道課長の出席を求め、監査委員の指摘も踏まえ、審査をいたしました。

歳入総額7,612万7,892円、歳出総額7,365万2,299円、収支は247万5,593円となり、今後にも適正な運営を求めることなどを議論しました。

当委員会としましては、全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第8、認定第8号 平成30年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月3日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告申し上げます。

去る9月5日、上下水道課長の出席を求め、審査をいたしました。

給水戸数4,350戸、未処分利益剰余金は2,269万5,555円となりました。

今後、供給単価の見直しも含めて、監査委員の指摘も十分踏まえ、当委員会として慎重に審査し、全会一致で認定すべきものと決しました。本会議においても同様にお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成30年度決算認定については、8件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（田中康夫君） お世話になります。

ただいまは平成30年度各会計の決算をご認定いただきまして、まことにありがとうございます。

なお、決算審査にあたって、議員の皆様並びに監査委員各位からいただいたご指摘やご意見は真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいる所存でございます。

引き続き皆様のご指導、ご助言をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第6号、議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第9、議案第6号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、日程第10、議案第7号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての、計2件を一括議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第6号 東吾妻町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第7号 東吾妻町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号、議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第11、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第9号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての、計2件を一括議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第8号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第9号 東吾妻町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第13、議案第10号 東吾妻町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第14、議案第11号 東吾妻町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１２号の質疑、自由討議、討議、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第15、議案第12号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１３号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第16、議案第13号 東吾妻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第17、議案第14号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前 10 時 58 分)

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

◎議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第18、議案第15号 東吾妻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第19、議案第１号 令和元年度東吾妻町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第20、議案第２号 令和元年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第21、議案第3号 令和元年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第４号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第22、議案第４号 令和元年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第５号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第23、議案第５号 令和元年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第24、議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第25、議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第１８号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第26、議案第18号 土地等の取得についてを議題といたします。

本件については、去る９月４日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第27、議案第19号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第28、議案第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（須崎幸一君） 日程第29、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情5号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、報告いたします。

本件につきましては、説明者の出席はなく、9月6日、総務建設常任委員会において審査をいたしました。

沖縄県、そして、過去74年間の宜野湾市市民の現状を考え、また、基地受け入れ先の名護市は移設に条件つきで容認している等の主張の趣旨は理解でき、全会一致で趣旨採択と決しました。

本会議におきましても、同様にご判断いただきますよう、お願いしまして、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

陳情6号 日向地区の町道並びに上本丸橋改修に関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る9月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、ご報告いたします。

本件につきましては、去る9月6日に、陳情者代表日向区長の丸橋様を初め、地元区関係者、また、建設課長ほか職員の方々にご協力いただき現地調査を実施しました。その後、庁舎に戻り、建設課長から説明も受け、審査を行い、数年の計画で補修等の実施が可能である

と判断もでき、全会一致で採択するものと決しました。

なお、委員会の中におきましては、このような委員会採択によって、直ちに工事が施工、完成するような誤解を地元住民の方々に与えないよう配慮すべき、また、原材料支給制度もあることを改めて住民の皆様にも周知していくべきとの意見も出されました。

以上をつけ加えまして報告とさせていただきます、本会議におきましても同様にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情 7 号 東吾妻町町立小学校におけるフッ化物洗口実施に関する陳情を議題といたします。

本件につきましては、去る 9 月 4 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 陳情 7 号 東吾妻町町立小学校におけるフッ化物洗口実施に関する陳情について、去る 9 月 6 日 10 時より、第 2 委員会室において、委員全員出席

のもと、陳情者代表、町立原町小学校学校歯科医、外丸雅晴先生においでいただき、趣旨理由の説明を行っていただきました。安全であること、効果の高いこと、実施において現場負担は少ないことをお話しいただきました。

その後、質疑応答を行いました。委員からは経費について、現行の歯科医院におけるフッ素塗布クーポン券方式との違いについて、中学生に対する実施の可能性についてなどが質問されました。

陳情者からは、家庭の事情で虫歯の多い子どもが存在し、本陳情の実施が有効であること、実施に当たり、学校歯科医が児童、保護者に十分説明し、インフォームド・コンセントを図ることのお約束をいただきました。

委員会採決は全会一致で採択すべきものと決しました。本会議におきましても、採択いただきますようお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情４号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る９月４日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。

総務建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りします。本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（須崎幸一君） 日程第30、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について説明いたしたいと思います。

東吾妻町議会会議規則（平成18年東吾妻町議会規則第1号）の一部を改正する議会規則を別紙のとおり提出いたしました。

令和元年9月12日提出、提出者、議会運営委員長、佐藤聡一です。

お手元に行っている資料の新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回、会議規則の一部を次のように改正するという事で、第2条第1項を議員は「疾病、看護、介護、育児、忌引、災害その他事故のため会議を欠席するときは、」その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。旧改正前は「事故のため出席できないときは、」ということを改正いたしました。附則としてこの規則は公布の日から施行するということです。

9月10日の議員全員協議会でも説明いたしましたが、改めて趣旨を説明させていただきます。

本改正案は、欠席届の取り扱いに関して社会情勢などを勘案し、育児、介護等の場合の欠席について、新たに明記するものでございます。

議員各位におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（須崎幸一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（須崎幸一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（須崎幸一君） 日程第31、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月10日開催、吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月25日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月5日、6日、7日、8日及び9日開催の議会報告会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長（須崎幸一君） 日程第32、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

9番、重野能之議員。

（総務建設常任委員長 重野能之君 登壇）

○総務建設常任委員長（重野能之君） それでは、総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

令和元年7月18日に、一条工務店が旧伊香保ゴルフ倶楽部清瀧城コース跡地に進める、大規模太陽光発電事業に関し現地視察を実施いたしました。

企画課長、職員の方にもご同伴いただき、当日午後1時より開始し、現地には一条工務店、また、工事施工者である大林道路の関係者の方にもお越しいただき説明を受けました。

その後、午後2時過ぎより、奥田地区区長を初め、地元住民の方からも当該工事、また事業において、豪雨などにより土砂災害等の懸念、心配があるとの説明を受け、現地を確認してまいりました。

工事開始は本年9月から開始し、約3年の工期を予定され、規模も大規模になることから、地元地区と事業者、工事施工者との間での防災対策協定の締結の必要性を認識するとともに、町にとっても財源的にも大切な事業であり、今後も、注意、関心を持っていくべきものとの思いを委員間で共有をしました。

以上、報告といたします。

○議長（須崎幸一君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 根津光儀君 登壇）

○文教厚生常任委員長（根津光儀君） 9月定例会、文教厚生常任委員会報告。

第2回定例会以降の委員会活動について、報告いたします。

去る7月20日、日本赤十字社原町赤十字病院の視察研修を行いました。委員6名及び保健福祉課長が出席いたしました。

視察は町からの医療機器補助事業により導入されました検査機器、自動洗浄機、X線一般撮影装置について行いました。

その後、院長を初め、病院職員との懇談を行いました。医師不足、赤字の累積、看護師寮の老朽化等、病院の実情について伺いました。

公的病院の感染症病床にかかわる交付税について、県から受け取れていないこと、病院経営には常勤医師の確保が必須であり、関係各機関の連携が必要であることが確認されました。

産婦人科における妊婦検診は実施されていること、レジデントと呼ばれる研修医制度が近い将来実施される可能性があることなど明るい話題もありました。

今定例会以降、西吾妻福祉病院を初めとする医療機関の視察研修、町立学校施設等の視察研修の必要性を確認して、閉会いたしました。

○議長（須崎幸一君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 佐藤聡一君 登壇）

○議会運営委員長（佐藤聡一君） それでは、議会運営委員会の委員会報告をいたします。

まず、8月28日開催の議会運営委員会において、議会報告会については、11月5日火曜日、坂上地区、6日水曜日、東地区、7日木曜日、太田地区、8日金曜日、原町地区、9日土曜日、岩島地区と決定いたしました。

全員協議会でお願いした資料等作成をお願いいたします。

次に、高校生議会については、11月19日火曜日午後2時より、中学生議会は11月29日午後2時より、それぞれ開会となりました。詳細の打ち合わせは、事務局長が窓口になります。

その他、今回提出した議員発委2件、議会運営基準、視察研修の件、今後の検討事項として議員報酬を元に戻す件、ユーチューブ公開の件、第58回吾妻郡民スポーツ大会の件等の協議、確認を行いました。

また、9月10日開催の議会運営委員会において、議員全員協議会で協議した発委内提案のうち、議会規則の一部改正は提出、議会基本条例の一部改正及び議会運営基準については、もう少し時間をかけて検討することになりました。

高校生、中学生議会の議員懇談会のテーマについては、学校側とも協議をし決定することになりました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 行財政改革特別委員会。

行財政改革特別委員長。

（行財政改革特別委員長 青柳はるみ君 登壇）

○行財政改革特別委員長（青柳はるみ君） それでは、行財政改革特別委員会からの報告をいたします。

3件の調査事項のうちの1、行財政改革に関することでは、実質公債費比率、将来負担比率とも有利な起債を活用し、改善が見られました。10月7日から証明書のコンビニ交付が開始される報告がありました。

調査事項2の町営施設の有効活用では、総合戦略本部、特定課題対策分科会で、役場庁舎旧庁舎跡地利活用について審議され、東洋大教授の助言や関東地方整備局のアドバイスも受け、駅からどのエリアにするか、駅周辺の地権者の意向について、これから当たっていくということでした。

委員の意見では、町づくりのポイントとなるエリアで費用対効果はどうか、町民のためによいものを、また町外の客も選んでくれるエリアに、人が集う場所として、また、電車に乗る駅について原町駅を選んでもらえるよう、十分な駐車場も必要ではないか。

ほかに今、使われていない榛名湖畔の施設を初め、現在使われてない公共施設はどうなっているかとの質問がありましたので、当委員会でも調査していくことになりました。

調査事項の3、公共交通に関して、法定協議会で検討されているということの中間報告では、交通の弱い地域に対して具体的なイメージで示され、大変よかったとの認識でした。

当特別委員会では、路線バスとスクールバスとの連携を進める最適な運行方法との評価でした。

内容に関してですが、審議過程の中で3つの案があり、1は従来踏襲型、2は併用型、3は交通資源活用型のうち、2の路線バスとスクールバス併用で、併用車両3台は朝夕通学重視の路線定期運行、日中は区域デマンドで電話予約に対応し、拠点バス停で原町方面へ接続。

これから今後、大柏木トンネル開通も視野に入れて、バスの連携するところで坂上地区の小さな拠点とし、住民の利便となるコンビニなども考えられる。

バス運行の併用車両3台は、スクールバスと路線バスとも交付税措置が受けられ、町の実質負担額は現行より減額になるとの試算がありました。

令和2年から、坂上地区で試験運行を目指す新たな輸送サービスの取り組みです。住民の声とシステムの連携をスムーズに、また、乗りかえに高齢者と荷物の移動にサポート体制が必要と要望いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（須崎幸一君） ハッ場ダム及び地域開発特別委員会。

ハッ場ダム及び地域開発特別委員長。

（ハッ場ダム及び地域開発特別委員長 里見武男君 登壇）

○ハッ場ダム及び地域開発特別委員長（里見武男君） それでは、6月定例会以降のハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告をいたします。

去る8月21日に、当委員会でハッ場ダムの視察を実施しました。ハッ場ダム工事事務所長の朝田所長に案内をしていただきました。せっかくの機会なので、委員外議員にも参加していただきました。

今年度末に完成のダムはほぼ外観が完成し、ダム下流側天端とダム管理事務所、上流側のダム湖を視察いたしました。

下流側では国指定の名勝吾妻峡の景観に配慮することから、溪谷を出ると急に高さ116メートルのダム本体があらわれるような状況になっていて、すばらしい景観だと思いました。

ハッ場ダムの目的は、洪水調節と利水ですが、観光振興にも貢献できるような環境づくりにも配慮されています。観光エレベーターと点検用エレベーターの2基が両サイドに設置されていました。

ダム直下には名勝吾妻峡に配慮して、常時毎秒2.4トン放水する計画になっております。県企業局のハッ場発電所は1万1,700キロワットを発電し、一般家庭の1万2,000戸分に相当します。令和2年末に完成予定であります。

天端では安全手すりの設置もほぼ終わり、ダム管理事務所も完成しており、事務所内は展示物の準備を待つだけの状態でありました。

ダム上流側の視察では、今後、二度と踏み入れることができない湖底となる場所まで行き、ダムの予定上限水位のところを見上げると、その大きさに感動いたしました。

また、9月9日に、委員会を開催し、国交省、県、町より事業の進捗状況の説明がありました。国交省からはダムを見おろせるやんば見放台の見学者が50万人を超え、ことしは8月までに1万9,000人の来場者があったとの報告でした。

10月ごろよりいよいよ水をためる湛水試験が始まるとの報告がありました。県からは主なものは大柏木トンネルの天井のコンクリートの打設が、全長3,005メートルのうち1,140メートルが完了し、消火栓工事も同時進行中で、開通は令和2年度末ですが、早目の開通を目指し、工事を行っているとの報告でした。

町からは、廃線敷の道陸神トンネルの補修工事として、全長432メートルのうち296メートルをH鋼で骨組みをし、エキスパンドメタルで囲う計画であります。

8月2、3日にレールマウンテンバイクの試乗会を実施して、129人の方からのアンケートをいただき、楽しいや乗り心地がよい等の回答がありました。秋には、溪谷コースと田園コースの試乗会を実施予定との報告がありました。

天狗の湯の入館者は4月から8月で4万5,156人で、前年より3,262人の増員となった。直売所てんぐでは15万4,180人で、前年より1万3,670人の増となった報告がありました。

上信道の進捗では、祖母島箱島バイパスが令和元年度末開通と、長野原・鎌原間が整備区間に格上げされたとの報告でありました。

委員からは、基金事業提供先の下流都県の方々をレールマウンテンバイクの試乗に招いてはとの意見や、ダム下流岸の遊歩道の崩落箇所の補修工事について、国にも協力していただき、町と協議して対応してほしいとの意見がありました。

以上で、ハッ場ダム及び地域開発特別委員会の報告とします。

○議長（須崎幸一君） 議会広報特別委員会。

○議会広報特別委員長（樹下啓示君） ありません。

○議長（須崎幸一君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（須崎幸一君） 日程第33、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員

会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

ここで休憩をとります。

再開を午後１時といたします。

（午前 11 時 49 分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第34、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（須崎幸一君） 初めに、12番、根津光儀議員。

12番、根津光儀議員。

（12番 根津光儀君 登壇）

○12番（根津光儀君） 議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って中澤町長に質問いたします。

岩櫃城跡が国の史跡として、指定されようとしています。指定を受けて、今後どのような対応をしていくべきなのか。我が町には、そのほかにも文化財は多くありますが、どのよう

に保護、保全し、活用していくべきなのかお伺いいたします。

平成5年3月に吾妻町教育委員会は、岩櫃城跡保存整備計画策定報告書をまとめました。その序章で、当時の策定委員長、脇屋真一さんは、貴重な文化財はあくまで保護しなければならないが、さりとて文化財を活用、享受しようとする人たちには、適切な利用の道を講じて、惜しむことなくこれを提供することが、行政当局に課せられた責務であると述べています。

26年前、この報告書は、国指定史跡への昇格を仰ぎ見ていましたが、吾妻町は動きをとめ、計画書はお蔵入りとなりました。

合併後の平成22年、東吾妻町はようやく動きを再開し、今日に至ります。二度と後戻りすることがないように祈りたいと思います。

さて、文化財について町長の見解をお尋ねいたします。

1、文化財とは、文化によって築かれてきた財産と考えますが、町長の考えはいかがですか。

2、文化とは、人々が必死に生き、暮らしていくことそのものと考えますが、いかがでしょうか。

3、文化財には有形のものと無形のものがありますが、地名や表現の中に消え入ろうとしているものがあります。そのようなものについてどう考えますか。

東吾妻町における郷土史の研究成果についてお尋ねいたします。

1、吾妻町時代に、丸山不二夫氏や脇屋真一氏などが、郷土の歴史を掘り起こす活動をしてきましたが、どう評価されますか。

2、そうした方々の研究成果をしのび、新たにまとめて編さんすることが必要と考えますが、どう考えますか。

岩櫃城国指定後の取り組みに、視野を入れて伺います。

1、岩櫃城跡が指定される意義について、町長のお考えをお聞かせください。

2、岩櫃城についての研究の中で、寺院や神社についての考察が欠けているように考えますが、今後の調査で進めていくということでしょうか。

町指定文化財のほかにも、保護すべき貴重なものがあります。

1、地名や言葉など時間とともに消え入ってしまいそうなものについて、早急な調査、研究が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2、町民が誇りを持って暮らす町づくりに必要な文化をつくっていくために、文化財保護

基本計画のようなものが必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以降、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、文化財についての見解についてですが、根津議員がご指摘のとおり、文化財は歴史の中で生まれ、きょうまで守られてきた国民的財産であります。東吾妻町の文化財も、生まれ育った私たちの遠い祖先が伝えてきた、貴重でかつ後世に残すべき文化遺産と考えております。

また、文化は人間と他の動物を区別する大きな特徴の一つで、世代や地域、人種などさまざまな環境の中で、育まれてきた証明でもございます。ご指摘のとおり、まさに人間が生きてきたあかしであると考えております。

次に、地名や表現については、過去に吾妻町の地名や「あちやがら漫筆」などのように、まとめられてきた研究成果があります。しかしながら、地域、地名や通称名など、その地域独特の呼び方、方言などは、世代間の中で使われなくなっていくことが、多々あるものの一つと考えております。

特に地域に住まわっているお年寄りなどから、聞き込みなどをして把握する方法が有効と思いますので、過去の研究成果に学びながら、どのように記録として残していくかが大きな課題と考えております。

次に、東吾妻町における郷土史の研究成果についての質問ですが、地域の歴史を知り、考える上で、数多くの郷土史をまとめられたお仕事は、何物にもかえがたい町の大きな財産でございます。今後も先輩方の偉業に学びながら考える必要があると思います。

丸山不二夫さんは「加部安左衛門」、「上州の精麻を追って」などをまとめられております。脇屋真一さんは言語学者として、旧吾妻町の方言をまとめました「あちやがら漫筆」や「吾妻の伝説」などを執筆をされております。現在では、なかなかわからない東吾妻町の文化的側面の一端を伝えてくれる貴重な成果と考えております。議員のおっしゃるように、貴重な資料ではありますが、今のところ新たに編さんする予定はございません。

次に、岩櫃城跡史跡指定に関する質問についてお答えをいたします。

岩櫃山は東吾妻町のシンボルであります。また、地域の方々に大切に守られてきた岩櫃城

跡は、まさに東吾妻町の歴史を今に伝える貴重な歴史的遺産の一つと考えております。その遺産が、この度文化審議会により、文部科学大臣に国指定史跡へと答申されたことは、国がこの東吾妻町の歴史を、日本が将来に残すべき文化遺産であると認めていただいたと考えております。

岩櫃城跡は、東吾妻町の町づくりを考える際の重要な資産として、これからも大切に守り伝えていくことは、大きな責務であると考えております。

次に、岩櫃城に係る寺院や神社についての考察についてであります。岩櫃城を取り巻く寺社については、近年刊行されました岩櫃城跡総合調査報告書の中で、周辺寺社調査としてまとめております。これは、基礎資料の収集であり、今後これらの寺社を、どのように岩櫃城跡と結びつけていくか、その検討は今後の課題と考えております。

岩櫃城跡総合調査報告書は、現時点の岩櫃城研究の集大成と言えるものでございますが、今後はこの冊子を基礎にして、さらに研究を進めていく必要があると考えております。

次に、文化財保護に関する基本計画についてですが、地名や言葉などについては、「吾妻町の地名」や「あちやがら漫筆」など、過去の研究成果があり、非常に重要な資料と考えております。その成果を活用し、必要があれば新たに調査をしていきたいと考えております。

最後の文化財保護基本計画の策定については、策定の必要性は感じております。平成31年4月に文化財保護法が一部改正され、文化財の保存活用地域計画の作成が盛り込まれました。地域の文化財を広く把握し、どのように保存し、活用していくかを定める計画と位置づけられております。

現在群馬県が、県の文化財保護の方向性を示す大綱の作成を進めております。その大綱を参考にして、町内の文化財を把握し、どのように保存、活用していくのかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 丁寧なお答え、ありがとうございます。

まず最初に、文化財あるいは文化についての町長の見解を聞かせていただきました。本当に、私どもの祖先が営々と築いてきた、この町に伝わるさまざまな遺跡、遺物、非常に貴重なものだと思います。町長も同じようにお考えであるということは、本当に私としてもうれしいなと思っております。

それで、その中に形のあるものは、私たちにも見えやすいんですけども、形のないもの

がございます。その中で、例えば神社の各氏子さん方が守っておられる、お祭りの仕方そのものです。それから、これは一番目につく形のものですが、お神楽、獅子舞のようなもの。これも続けていく人がいないと、消えていってしまうものだと思います。

文化協会を中心に、現在さまざまな活動が行われている中で、発表会を文化公演という形で行っておりますけれども、こういったもの非常に大切だと思います。もう一つその中で、ある方がおっしゃっていたのは、あの舞台の上の形ではなくて、実際に奉納される場所、神楽殿であるとか、それからお社の境内、あるいは形態によっては門づけのものありますので、そういう実際のものを、きちんと収集していつてほしいというようなことを言われている方がいました。

そういったことも含めて、何というんですかね、ビデオ化したりしていくことが大切だと思います。

文化協会という組織は、その協会の中に入っている団体に対して、さまざまなことを行う。伝統を保存しようとする人たちに対して補助をしたり、それから先ほどの文化公演会のような事業を行うんですけれども、ここに入らない形のものも、中にはあろうかと思います。そういったものも、拾い上げていくようなことをしないといけない。ただ、これは文化協会の仕事ではないのかもしれない。そうすると、教育委員会なのではないかというようなことになってくるとは思いますけれども、そういったことがあろうかと思います。

それで、町長は有形、無形のものについて、特に消え入ろうとしているものについて、聞き取りを行い、そして残すことがこれからの課題というふうにお答えになりましたけれども、これ実際にやっていくようなお考えがあっておっしゃったのでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 根津議員の今、ご質問の中に文化公演会のお話が出てまいりました。

各地域で伝わっているそれぞれの神楽、獅子舞等を、町民の皆さんに広くごらんいただくということで、大変いい催しだなと思っております。小学生、中学生も来て、大変うれしく見入っているということは、大変いいことだなと思っております。

そういうものを今後は、行政だけで当然できないわけでございますので、文化協会を初めとした団体の皆様と協力をしながら、こういった文化財を今後も伝えていくようにしていかなければならないと思います。

当然、文化協会とお互いに連携しながらでございますけれども、聞き取り調査等も今後考えまして、我が町の文化を消えゆく前にしっかりと記録して、そして伝えていくと、残して

いくということが必要だと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） ぜひ地域の人たちに、どのようなものがあるのかというようなことを聞きながら、そして記録に残すことを事業として起こして、進めていただきたいと思います。

次に、そういった活動を熱心に、その人の個人のライフワークという形でやられたのだと思いますけれども、鬼籍に入られた丸山先生や脇屋先生のような方がおられますけれども、そうした方の研究成果をぜひ編さんして再構築するというのが、そういう活動をするのが、この町の過去を見直す一つの手段として、有効だと私は考えます。町長はそういう考えはないんだというふうにお答えになりましたけれども、私は、ぜひそういうところへ踏み込んでいただきたい。

そして、こうしたほかにもおられますよね。東地域の方もおられるでしょうし、各地域にそういったことをやっておられた方、それから現在もやっている方あると思いますけれども、そうした方々と協力して、そして過去に大きな業績を残した、これらの方々を顕彰するということは、非常に大切だと思いますけれども、もう一度、町長はその辺のところはどうお考えなのかお聞かせください。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 丸山さん、あるいは脇屋さんの研究成果というものが、こういったようにまとめられておまして、これはこれなりにちゃんとそれぞれ皆様が、お二人が全ての才能と知識をここに集約してつくられたものでありまして、非常に貴重なものだと思っております。こういうものは、こうやって見ていただければ、非常によく内容は受けとめることができるわけございまして、新たに編さんというふうなことでございまして、今までのそういうものを、お二人ものを抜粋したようなものを、いわゆる子供用、小学生、中学生用にダイジェスト版というふうな感じですかね。そういうふうにすることは考えられるかと思えます。

お二人のものを、その原点をそのまま。また新たに編さんするというふうなことは考えていないということであります。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 町長のお考えはわかりました。

ぜひ抜粋して、子供たちに読んでいただくというようなことでも結構です。手をつけてい

ただきたい。皆さんに知っていただきたい。そういうことが大切だと思います。

私はこうしたことが、町の過去のことを知ってもらうということは、とても大切だと思います。新たに、どこかに出て行って、新しい事業をするということも大切かもしれませんが、実際にこの町で、私一番最初に申し上げましたように、文化とは必死に生きて暮らしていく、そういうところにあるものです。ですから、そのことをきちんと残す、伝える。そして新たに知るということは、大切なことだと私は思います。

そして次に、ちょっと言わせてもらいますが、岩櫃城研究の中で確かに、町長が言っておられたのはこの冊子だと思うんですけども、この中には、これは総合調査で非常に広範囲に調査してありますけれども、実は、これ。町長と議論するような話じゃなくて、私が言いたいのは岩櫃城跡というのは、戦のための施設の跡なんですね。必ずそこには、死者を弔うという行為があったはずなんです。そういうことを、今後の岩櫃城跡整備の中に、ぜひともそういう視点を取り込んでいただきたいということでございます。

戦だけをおもしろおかしく取り上げていくのではなくて、その裏には必ず、そうした死者を悼むという行為があったはずですので、そのところにも切り込んでいくのが、本来の岩櫃城の研究だと私は思っております。

さて、地名や言葉など消えていってしまいそうなものがあるんですけども、特にその中に地籍調査の中で言えば、小字という単位があると思うんですけども、小字のまたそのもとになるような地名も、今なら残っています。

特に、この岩櫃城の周辺のそうした地名だけでも、まず手をつけていくことが、岩櫃城跡の研究の基礎になると思うので、その辺をぜひともやっていただきたい。先ほどの一番最初の町長のお答えの中では、聞き取りをして調査していくというような話がありましたけれども、岩櫃城跡周辺から手をつけていただければと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず、根津議員がお示しになりました報告書、岩櫃城跡総合調査報告書でございますけれども、これは岩櫃研究の集大成ということで、まとめまして印刷をいたしました。

当初、一般の方にも頒布したわけでございますけれども、お金はいただいて配らせていただいたんですが、当初予定より相当多くの希望があって、増し刷りをして出したというふうな経緯がありまして、これは非常にうれしく、町としても思ったところでございます。そういうものをまたもとにして、さらに岩櫃城跡の研究もしたほうがいいということでござい

しょう。

とにかく、根津議員が言われるのは地名ですね。地名のもととなるような、その地域の一般的に伝わってきた言い方ですね。そういうものも、非常に大切にしなければならないということはわかっております。そういうものも忘れ去られることは、非常に今、喫緊の課題だというふうには思います。お年寄りの方がまだいらっしゃる中で、聞き取りをするということも、非常に大切なことだと思っておりますので、今後もその点につきましては、担当課とお互いに検討しながら、調査等を行う必要があるかどうかということを検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 町長も、このことの緊急性について認識していただきました。そして早急に取り組むべきだというふうな、基本的なお考えをお持ちで、私も安心いたしました。

文化財の調査であるとか保護という、何かこう長い時間の中でやっていけばいいやって思いがちですけれども、今、町長がそうなんだ、忙しいこともあるんだというふうにおっしゃったとおり、本当に時間を大切に使うといけないといけない。そういったことをゆっくりやるものもあるよね、それはと思いますけれども、そうしたことをやって、そしてこの総合調査報告書を生かしていくということが、過去のお蔵入りになった岩櫃城跡の反省の上に進んでいくためには、ぜひ文化財保護基本計画というものを、町で持っていただきたいと思います。

このことについては、先日、社会教育課のほうへ伺いましたところ、そもそも上位法の文化財保護法があって、その中でまず県が策定してから、町になるような行政手順ではないでしょうかというようなことを言われましたけれども、県のほうの策定ができれば、当町ですぐ行動に移せるような、そういったスタートアップがきちんとできるような体制を整えていただきたいと思います。

それが私からの要望でございます。町長、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 文化財保護基本計画の策定ということでございます。

この策定の必要性は、前にもお答えしたように必要性は感じております。今後、県の文化財保護の大綱というものを作成をするということでもありますので、その内容等も十分に参考にいたしまして、町の文化財、どのように保存、活用していくかということを、まとめていくようにしてまいりたいと思っております。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津光儀議員。

○12番（根津光儀君） 1点、話をもとに戻して、もう一度お願いしたいことがあります。

実は、郷土史家の脇屋真一さんが研究した、そのような冊子になっておるものは、もうそれでいいかと思えますけれども、そうではなくて研究の成果を、町に預けているものがあるかと思えます。そういったものが、まさにこういうふうにお蔵入りになったままになっているのかと思えますので、その辺をきちんと文化財を保護して、活用するということが大切ですから、一度目を通していただけるとありがたいと思います。

その辺、教育長にお答えを願うことはできますか。議長。

○議長（須崎幸一君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 社会教育課の皆さん方や、それから社会教育委員、それから文化財調査委員の方々等ともお話しをしていながら、今の方向を考えていきたいと思えます。

○議長（須崎幸一君） 12番、根津議員。

○12番（根津光儀君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、14番、青柳はるみ議員。

14番、青柳はるみ議員。

（14番 青柳はるみ君 登壇）

○14番（青柳はるみ君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を3項目に分けてさせていただきます。

第1に成年後見制度の町の構築について伺います。

2016年に制度の利用促進する法律が施行され、2017年に閣議決定により、市町村には利用促進のための計画の策定が求められています。そこで当町の取り組みはどうでしょうか。

認知症やひとり暮らしが急増していることや、障害者を抱える家族の高齢化が進む中、利用しやすい環境づくりが求められています。現に、最近私のもとに2家族から相談がありました。町では、問い合わせや相談がどれぐらいありましたでしょうか。トラブルを避け、町

民を守るためにも、町でも住民が使いやすいようにする制度の構築が、必要と思います。

町長はどう認識されていますでしょうか。

次に、2項目め、食品ロスと住民への支援のため、「もったいない条例」を提案します。

日本において年間646万トン、毎日大型トラックで1,700台分の食糧が、廃棄されているといえます。

しかし、子供の貧困は7人に1人と深刻です。本年5月に国として、食品ロス削減推進法を整備。自治体の役割を明記し、国民運動として取り組むよう求められています。子供だけでなく高齢者初め、誰もが利用していい子供食堂が、全国でつくられています。埼玉では小学校区に1つ、300カ所を開設の予定と聞きます。

当町では、地形的に難しい面があり、食品を届けるフードバンクとしたいと思いますが、町民活躍の面からも、町長の考えはどうでしょうか。

関係機関と連携し、提供する人、受ける家庭ともども喜ぶ取り組みを、住民の力を発揮してもらうよう制度の構築、関係機関との協力体制を考えてもらいたい。どこの家庭でもあるであろう乾麺、農産物などの余っているものを、フードバンクとして預け、食べきれなく活用してもらいたい人がいると思います。

住民共通の認識を持つため、住民の行動規範を条例制定して、「もったいない」を社会に展開し、人の優しさが感じられる町にしたいと思います。町長はどう思われますでしょうか。

次に3点目、不燃ごみの小袋の普及を進めることについてお尋ねします。

今、通常売られている大袋は、目いっぱい入れると、集積場所に持っていくのが重すぎて困難だし、破れてしまうということを聞きます。小袋であれば、何カ月もためずに出すこともできるし、高齢者でも持ちやすい。不燃ごみ用の中袋、小袋とあるが、売られている商店が少ないので、存在を知らない人が多いです。小袋の存在もあることを周知して、商店にも置いてほしい。今、置いている店が少ないのはどうしてか。箱で買ってしまおうと、小さな店では売りさばけないことから扱わないといえます。これをクリアするには、どうか考えていただきたい。

以上、3点を質問いたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の成年後見制度の町の構築についてであります。議員ご指摘のとおり、国におきましては成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定をされました。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が、これまでと同様自分らしく、安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう、支援するための制度でございます。

東吾妻町では、障害者福祉計画の中で、成年後見制度の利用支援や法人後見支援事業などを盛り込んでおります。主に、地域包括支援センターが窓口となって、成年後見制度に関する相談等に対応しております。また、二親等以内に成年後見の申し立てができる親族がない場合等につきましては、市町村長による申し立てを、家庭裁判所に対し行っております。

平成26年度以降の市町村長による申し立て件数は、4件でございます。

今後につきましては、成年後見制度の利用促進に向けて、広報等の啓発活動を初め、支援の充実を図ってまいります。

2 点目のご質問であります。本年5月31日に、食品ロスの削減の推進に関する法律が公布され、11月30日までに施行されることとなっております。同法第12条では都道府県食品ロス削減推進計画を、第13条では市町村食品ロス削減推進計画を制定することが求められております。市町村食品ロス削減推進計画は、国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえるとともに、廃棄物処理法の規定による当該市町村の一般廃棄物処理計画などと、整合性を図るよう努めなければならないとされております。

当町の一般廃棄物は、中之条町、高山村、東吾妻町で構成する吾妻東部衛生施設組合におきまして、共同処理を行っており、一般廃棄物処理計画も組合において、3カ町村一括の計画を策定しておりますので、町の食品ロス削減推進計画策定に当たっては、県や吾妻東部衛生施設組合などの関係機関と連携して進めていきたいと考えております。

この推進計画を進める中で、フードバンクにつきましても検討していきたいと思っております。また、住民共通の認識を持つため、住民の行動規範も、もったいない条例として制定してはどうかということでございますが、まずは食品ロス削減への取り組みを、推進計画に基づきながら進めていきたいと考えております。

3 点目のご質問ですが、吾妻東部衛生センターに確認をしたところ、ごみ袋は大、小、極小の3種類ありますが、委託販売ではなく、取扱店の買い取りにより販売を行っているとのことあります。そのため、大規模販売店では取りそろえていると思いますが、中小の販売

店では、全ての種類を置いてはいない状況もあると伺っております。

今後は町広報で、ごみ袋の種類などについては周知するとともに、町商工会等へも相談を持ちかけ、より多くの販売店に協力をお願いできる方策を考えていきたいと思っております。なお、吾妻東部衛生センターのホームページでは、ごみ袋取り扱い指定店の紹介もされておりますので、ご利用をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

成年後見制度についてですが、県内での利用者が後見制度を使った方が、昨年6月までで3,000人で、渋川市では257人いるということで、非常に今、障害者の両親が高齢者になって困るという意見が多いということを聞きます。

私も今、2件ばかり頼まれたという話をしましたが、3年か4年前に1件は頼まれて、そのときに、やはり利用しやすいということが住民にはわからなくて、住民の方と公証役場に行って、家庭裁判所に行って、あちこち回らなければできなかったということで、今後、町でそうした窓口ができていくということで、非常に助かったなと思っています。

成年後見制度、こういうとき気軽に相談していいんだよ、我慢することないよということで、もっと利用促進をしていただきたいと思うんですが、渋川市のホームページを見ましたら、成年後見制度については、各支所でも扱っておりますということでした。各支所のこんなときには、こういうところへ電話をとりあえずしてくださいということで、住民が使い勝手がわかりやすいように、広報していただきたいと思います。

こちらの側で、こういうことはちゃんとしていますよというのではなくて、住民に対して、こういうことは、ここに言えば大丈夫なんですよという広報をしていただきたいし、利用促進条例というのを、全国で2例しかありませんが、利用促進条例をつくっているところ全国の1つはわかりませんが、1つは渋川市がつくって、2例しかないんですけれども、そうやって住民のこの後見制度の話は、最期の終活にも通じていると思います。それなので制度の周知、気軽に相談できるんだよということを、住民に知らせていただきたいと思いますが、そのような努力をしていただけますでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この成年後見制度につきまして、まだ町民の皆様は、その内容がご理解が行き渡っていないという点もあると思います。

今後は、あらゆる広報の媒体等も使って、また支所等でもこの制度についても、説明書等も配布をしながら、広めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） 本人の権利とか財産を守る、また終活に通じる支援の充実のために、広報の啓発に、今おっしゃったように努められて、住民を守る体制が町にはあるんだよということを訴えていただきたいと思っています。ぜひ広報、活用を促すようお願いいたします。

次のフードバンクなのですが、東部衛生組合のこういう衛生センターへ行くごみの、やはり48%が生ごみだということで、この生ごみの中にはまだ使えるものもあるかもしれませんし、廃棄ということが非常に高いんだなと思います。

その廃棄という、町長の答弁の中では廃棄ということで、ロス削減推進計画というのは、廃棄物の処理を少なくするという意味から、ロスの取り組みをしていくというふうに捉えたんですけれども、そうではなくて食品を有効活用のほうへ向けていただきたい。そのために、もったいない条例という意識、何か決まりをつくるのではなくて、そういう住民のそれを生かしていこうと。自分のうちで使えないんだったら、ほかに使えるところへ回してあげよう。

食品ロス、フードバンクをやっている団体が言っていたことなんですけれども、差し伸べた手をありがたく手を結ぶ人もいるんだということで、例えばこの夏、新盆で行ったら、そうめんを箱でいただきます。でも家族は少なくて使い切れない。結局、賞味期限が切れて、酸化しちゃって捨ててしまうじゃなくて、これだけ自分で使うけれども、ほかは使い切れない。また、お歳暮とかそういうお中元とかで食べきれない。こういう物を誰か使う人がいればということで、フードバンクが住民の力でできればいいんですけれども、そういう意識をつくる土台を町で構築してほしいなと。意識を促す、食品廃棄をしないようにしようよという、そういう促すような広報をしてほしいなということで、もったいない条例をという気持ちで言っていますが、廃棄ということではなくて生かす、その視点でやっていただきたいと思います。

ご答弁お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 食品ですね、余り多くつくり過ぎて、捨ててしまうというふうな場面もあるかと思います。食品ロスをなくしていく、削減していくという意識を、今後も町の関係の広報等も使いながら、啓発をしてまいりたいと思います。

ほかの自治体で県外だったと思いますが、テレビで子供食堂を支えるのが、一般の家庭の要らなくなったといえますか、使われない物がそこに行って役立っているというふうなものも見たところでございます。

今後も、そういうもののフードバンクということにつきましても、検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 14番、青柳はるみ議員。

○14番（青柳はるみ君） フードバンクということをしていただきました。

フードバンクを始めたのが、全国で山梨なわけですけども、命を支える食堂を月2回最大3カ月、宅配便で送っているんだそうです。対象が高齢者とか失業者、ひとり親家庭、外国人また被災者、就学援助を受けている世帯ということで、段ボールに入れて、その家族構成を見て、中身を選んで町民の力でやっているということで、そこにサバ缶と大根入れて、サバ缶のその缶詰をそっくり入れて大根を煮るとおいしいですよという、簡単な子供でもつくれるような、そんなコメントを入れた段ボールを宅配する。

宅配というのは宅急便に頼むというんじゃなくて、そのメンバーが届けたり、また遠いところは宅急便もあるんだと思いますけれども、そういう手間のかかるところの手当てを、ちょっと町でしてあげれば、そういう人とのつながり、また要らないものが生かされるという町民同士の力のかけ声ができると思うので、そういうことを構築ということで、お膳立てしてあげる。町民活躍、食品のもったいないを生かす、そういうことで少し町から支援をしていただければ、住民ができるんじゃないかと、活躍できるんじゃないかという思いでいます。

あなたの差し伸べた手を握り締めた子供たちがいますというのが、フードバンクのキャッチフレーズになっておりますから、皆さんそういうものを家庭で要らない物を出してくださいと言えば、本当に喜んで出していくんじゃないかと思います。それには何もないところから始められないので、お膳立てを町でして、また意識のところでも今、町長も言っていただきました。意識のために広報していきますとおっしゃっていただきました。そこを推進していただきたいと思います。

続けて、袋のことなんですけれども、大袋しか知らなかったんです。そうしたら衛生センターに行ったら、こんなちっちゃいのと中くらいのとあるんですね。知らなかったんです。それで書いてありますよと言うので、この配られるここにも書いてあるんですけども、見ないんですよ。それでお店に行っていないものだから、ないものと思っていたんですが、非常に大変大変だと、あちこちから聞きます。そして、お店に行ったらベシア、Aコープ

の薬のほうのところ、あとセブンイレブンの新巻店には全部ありました。それで新巻店、ついこないだ先週買ったばかりだということで、どうしてほかのセブンも、みんないろいろ調べたんですがないんです。というのは、この段ボール箱で、そのごみ袋をお店が買ってくるものだから、何年も売れないんだよというんですね。

だから今、町長言っていました。商工会で頼んでみよう、相談してみようと。商工会で袋買って、余り売れないから、少しだけ仕入れるよというお店もあるんじゃないかと思うんです。やはり、ごみ袋いっぱいになるまでためておくのは、数カ月かかるんですね。ちょっとだけたまって、ぱっとこう持って行けるような、そんなふうに商工会にも相談してみたいとおっしゃっていただきましたので、そのようにまた小さい袋がありますよと、ぜひ町広報でも教えていただきたいと思います。

とにかく、近くで買うところに置いてないんだから、どこのお店に置いてありますなんて言っていないのかどうか分かりませんが、あることを言わなくちゃ。それで、近くのコンビニにどうして置かないんですかと言ったら、そんなに売れないからというわけですね。でも、いる人もいますので、今の商工会で少しだけ分けてできるようなことを考えていただきたいと思います。

最後にコメントひとつお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ごみ袋、日常生活に必須のものでありますので、この種類につきましても今後町民の皆様にご理解をいただいて、最適な大きさの物を買っていただくよう、広報してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須崎幸一君） 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を14時05分といたします。

（午後 1時55分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 2時05分）

◇ 茂 木 健 司 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、5番、茂木健司議員。

5番、茂木健司議員。

（5番 茂木健司君 登壇）

○5番（茂木健司君） まず質問の前に一言申し上げることがございます。

平成から令和になり、我が町の住民の方が大分、大勢亡くなっております。町民の方に対してご冥福をお祈り申し上げます。

第1であります。町長に質問お願いいたします。

岩井親水公園における遊具の整備についてお尋ね申し上げます。

第2に、県道植栗・伊勢線の改良工事についてお伺いいたします。

第1の岩井親水公園における遊具の設置ですが、一、二歳の低年の子供たちを持つ親御さんが、少ないながらもおられると思います。少しでもよいですけれども、遊具の設置をするべきと思いますがどうか、その1点でございます。

2点目、竜ヶ鼻橋工事に関する工事用道路、岩井親水公園の接続道路として利用できないか。この2点でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、茂木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の岩井親水公園について、水辺の涼を求めて、子供連れの町民の方のご利用も見受けられます。公園の敷地につきましては河川区域になりますので、工作物の設置に関しまして、河川を管理しております群馬県中之条土木事務所への届け出等が必要になります。

平成28年度に原町地内にあります公園に、ブランコ2連を2基、シーソー1基、滑り台など複合遊具1基を350万円で設置をいたしまして、休みの日など多くの親子にご利用いただいております。

親水公園への遊具設置には、関係機関から設置の許可を受け、財源を確保しましても、複

数の遊具を設置する場合、遊具周辺の安全スペースを含めて、100平米の平らな場所が必要になります。現在の親水公園にそれだけの平らな場所、平場を占有しますと、皆様にお世話になって開催をしております水仙まつりの駐車スペースなども、確保が困難になってしまうかと考えております。

若者、子育て世代、高齢者の皆様に親しまれる公園となるよう、遊具の設置も含めて検討してまいりたいと思います。

2点目の県道植栗・伊勢線改良工事に伴う工事用道路、岩井親水公園の接続道路として利用できないかについて、町の考え方をお答えをいたします。

議員の質問をされている道路は、水仙まつりが開催されるたびに、岩井・植栗地区の生活道路や主要地方道渋川・東吾妻線の渋滞が発生し、地元から「一方通行でよいから」との要望が、町に寄せられた経過がございます。

しかし当時は、親水公園の川沿いの道路は河川管理用道路であることから、町道認定ができない道路であること、また現在の竜ヶ鼻橋に近く、交差点の設置が困難なことなどの理由で、事業化に向けた検討がストップした状況でございました。

現在では、上信自動車道の植栗・中之条インターチェンジへのアクセス道路として、中之条土木事務所により一般県道植栗・伊勢線改良工事が進められております。この建設工事計画で、吾妻川に計画をされております（仮称）竜ヶ鼻橋が3径間、2本の橋脚の橋となることから、河川内に橋脚が計画をされ、植栗側からも工事用道路が計画をされることとなり、町は過去の地元要望を受けた経過を参考に、工事用道路の線形も協議を行い、決定されました。その工事用道路の完成後は、約3年間工事に使用することとなります。町が中之条土木事務所へ工事用道路を残すことはできないか、要望をした理由としては、水仙まつりやドクターヘリの利用の際のアクセス向上など、地元からの要望も受けてきた経過がございます。

土木事務所にとっても、仮設進入路の撤去費が軽減をされるメリットもあり、仮設進入路の使用後は、町が用地買収を行い、町道として整備する方向で協議が調っております。

しかし、現県道への取り付けには、縦断勾配の改修や北側道路下部の永久構造物の築造、大泉寺川を横断するためのボックスカルバートの築造など、多額の費用が想定をされます。用地買収の際には、議員各位からの後押しが必要となりますので、その際はご協力をよろしくをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 5番、茂木健司議員。

○5番（茂木健司君） ただいま町長からご回答をいただきまして、ありがとうございます。

できるのであれば1点、2点でもいいんですけども、あそこの親水公園、大人も子供も利用できるようにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それと、2点目の竜ヶ鼻工事に関するのですが、水仙まつりが大分定着されまして、にぎやかにできることは、町にとっても大事なことでと思います。ぜひとも町の力で残せればよいかなと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁はいいんですか。

○5番（茂木健司君） よろしくお願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1点目の岩井親水公園の遊具の件でございますけれども、公園の遊具というものは1つ、2つとか数少ないと、なかなか子供たちの利用が進まないといいますが、その1人だけで長い時間使ってしまうというようなことがあるので、できれば数多く遊具があるところに、段々ふやしていくというふうなのがいいという見解もございますので、岩井親水公園につきましても、今後利用できる面積等ももう一回十分に調査いたしまして、遊具の件につきましては検討したいと思っております。

また、植栗・伊勢線の道路につきましても、今お話しをいたしましたように、中之条土木事務所のご協力がいただけるということでもありますので、これに沿って、特に水仙まつりのときは非常に利用の価値のある道路となると思いますので、進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 5番、茂木健司議員。

○5番（茂木健司君） 大変ありがとうございました。これはやはり町民の人たちの、要するに町をよくしようという気持ちでみんなやっていると思いますので、ぜひお力をかしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（須崎幸一君） 答弁よろしいですね。

以上で、茂木健司議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は明日 9 月 13 日 午前 10 時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（須崎幸一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2 時 17 分）

令和元年 9 月 13 日（金曜日）

（第 4 号）

令和元年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程（第4号）

令和元年9月13日（金）午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	須 崎 幸 一 君	2 番	渡 一 美 君
3 番	井 上 英 樹 君	4 番	高 橋 弘 君
5 番	茂 木 健 司 君	6 番	高 橋 徳 樹 君
7 番	里 見 武 男 君	8 番	小 林 光 一 君
9 番	重 野 能 之 君	10 番	竹 渕 博 行 君
11 番	佐 藤 聡 一 君	12 番	根 津 光 儀 君
13 番	樹 下 啓 示 君	14 番	青 柳 はるみ 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	小 林 靖 能 君	総 務 課 長	茂 木 聡 君
企 画 課 長	水 出 智 明 君	まちづくり 推 進 課 長	武 井 幸 二 君
保健福祉課長	関 和 夫 君	町 民 課 長	片 貝 将 美 君
税 務 課 長	高 橋 篤 君	農 林 課 長	飯 塚 順 一 君
建 設 課 長	桑 原 正 明 君	上下水道課長	一 場 正 貴 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	田 中 康 夫 君	学校教育課長	堀 込 恒 弘 君
社会教育課長	丸 橋 昇 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 水 出 淳

議会事務局長 佐 藤 功 樹

議会事務局長 高 橋 智恵子
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（須崎幸一君） おはようございます。

連日大変お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださいますよう、あわせてお願いを申し上げます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（須崎幸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（須崎幸一君） 日程第１、町政一般質問を行います。

◇ 井 上 英 樹 君

○議長（須崎幸一君） 初めに、３番、井上英樹議員。

（３番 井上英樹君 登壇）

○３番（井上英樹君） それでは、議長の許可をいただき、質問をさせていただきます。

まず、質問に先立ち、さきの台風で被害に遭われました千葉県、神奈川県、また、各地域

の皆様は心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

今回は、大きな項目で2点、町内行政区における災害時対応策の周知徹底についてと、ハッ場ダム完成後の町内観光戦略における官民協働の体制づくりについて質問させていただきます。

まず、町内行政区における災害時対応策の周知徹底についてであります。

昨今の気候変動や災害は、一昔前の予想をはるかに超える域に至っております。今回、千葉県において甚大な被害が出ており、特に電力の喪失による二次災害のような状態が、今現在も続いております。このような現状を見る限り、災害が少ないと言われている当町におきましても、ある日突然、その安全神話が転じてあだとなる可能性が高まっていると考えます。住民の生命と財産を守るため、また、現在当町に準備されております東吾妻町地域防災計画を実効性のあるものとするためにも、万一の災害時における初動体制並びに行政側・住民側双方の役割分担について明確にし、住民へお知らせすることが必要と考えます。

また、定期的に防災訓練等も実施することが必要と考えます。特に災害時、孤立化が想定される地区におきましては、日ごろから行政と住民の間で対応策や協力体制を確認しておくことが必須であるというふうに考えます。

以上のことから、この災害に関することに関して4点質問いたします。

まず、1つ目、さきの町政懇談会におきまして複数の行政区より、災害時対応について住民よりご意見が出されました。特に行政区における区長など、役員の初動対応について不安が述べられました。これに対しての具体的な対応策を求めます。

2つ目、東吾妻町地域防災計画において、行政区と婦人会を奉仕団という形で動員することが盛り込まれております。このことが各団体に周知されているでしょうか。

3つ目、孤立化集落対策は、平常時から万全を期すべきと考えます。孤立化の可能性が高い地区は、特に周知や訓練を早期に実施すべきではないでしょうか。

4つ目、東吾妻町地域防災計画に基づいた防災訓練を実施すべきではないでしょうか。町内全域の一斉訓練はなかなか困難かと思われそうですが、地区ごとに複数年に分けて実施をすることも考えられると思います。そういった訓練を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、4点、町内行政区における災害時対応策の周知徹底についての質問であります。

続いて、大きな項目の2点目、ハッ場ダム完成後の町内観光戦略における官民協働の体制

づくりについてであります。

ハッ場ダムの完成と吾妻峡のトロッコ自転車の整備、また、大変喜ばしいことに、岩櫃山の国指定などがあり、今後、当町の観光資源が一変する重要なファクターと考えております。このようなハードの整備に合わせ、今後重要となる取り組みは、町内各地区の観光拠点の見直し整備と、それぞれの連携体制づくり並びに人材育成やコンテンツといったソフト面の整備であります。日ごろから主体的に活性化活動を行う団体は、さまざまな知識やアイデアに加え、独自に町外とのネットワークを持ち、それに加えて実行力を備えております。この住民パワーを十二分に生かせないということは、当町にとって大変大きな損失であると思います。新たな観光資源に対して全庁的な戦略チームをつくり、一丸となって取り組むことで、ダム下の観光振興だけでなく、町内全域に波及効果を生み、次世代の活力をつくり出すことができるものと考えます。

以上のことから、ハッ場ダム完成後の町内観光戦略における官民協働の体制づくりについて、2点お尋ねします。

1つ目、ハッ場ダムとトロッコ自転車等、ハード整備が整いつつある中、今後は町内に点在する既存の観光資源を結び、コンテンツ、いわゆるソフト面を中心とした次なる観光戦略を早急に構築する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、町、観光協会、商工会等のほか、地域活性化などで主体的に活動している町内諸団体に呼びかけ、観光戦略のアイデアづくりや意見集約及び協力体制を構築してはいかがでしょうか。

以上、私の一般質問としてお尋ねいたします。これ以降、自席にて質問させていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは、井上議員のご質問にお答えをいたします。

1、町内行政区における災害時対応策の周知徹底についての1点目の、「行政区における区長等の初動対応についての不安についての具体的な対応策」についてでございますが、大規模な災害が発生するおそれがある場合は、全職員を動員すると地域防災計画で対策本部の計画で定められております。

また、行政区の区長さん等の対応につきましては、地域を守る活動として、地域の危険箇所把握、情報収集、伝送体制の確認などの平常時の対応と地域住民の安否確認など、災害初動時の対応となります。

今後、住民一人一人が隣人等と協力し、地域を守る初動対応を行政区等と協議し、初動対応パンフレット等によりまして、周知をしていく予定でございます。

2点目の、「地域防災において行政区と婦人会を奉仕団として動員することが盛り込まれているが、このことは各種団体に周知されているか」についてでございますが、地域防災計画で町の各種団体の動員は、災害時救護のボランティアとしての活動を行うものであります。

今後、町は災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、各種災害時の初動対応が円滑にできるように、区長会等と情報交換を行って連携していく予定でございます。

3点目の、「孤立化集落対策は平常時から万全を期するべきと考える」についてでございますが、集落が点在しているため、災害時には孤立化する可能性が十分考えられます。このような地域から情報を収集したり、地形の状況等を確認し、孤立化集落を特定する必要があります。

今後は、関係資料の整理、防災関係機関、そして町民の協力をいただいて、孤立化の可能性が高い集落を特定するための協議を進めてまいります。そして、孤立化の可能性が高い集落が確認された後、対象集落の町民の皆様へ、パンフレット等で災害時の対応等を周知していく予定でございます。

4点目の、「東吾妻町地域防災計画に基づいた防災訓練を実施すべきではないか」についてでございますが、現在、町は地域防災計画で防災訓練の種目と実施機関を定めておりますが、十分実施できていない状況であります。

実施につきましては、消防団や広報紙等を通して、再度防災知識の普及を図り、行政区及び防災関係機関と連携し、地域の状況に合った防災訓練計画を検討し、その結果に基づき、訓練計画を年度、そして地域ごとに、町民皆様に訓練の内容を十分理解していただき、実施していく予定でございます。

次に、2、ハッ場ダム完成後の町内観光戦略における官民協働の体制づくりについてでございますが、議員ご指摘のとおり、ハッ場ダム本体工事や自転車型トロッキ運行施設など、国指定名勝・吾妻峡へ多くの皆様にご来場いただくためのハードウェアの整備は進んでおります。また、一般社団法人東吾妻町観光協会や道の駅あがつま峡を管理しております株式会社ACCに加わっていただき、吾妻峡周辺地域振興ビジョンの作成も行いました。

ビジョンの内容は、国指定名勝・吾妻峡の魅力をいかに発信して、ＪＲ吾妻線や上信自動車道を使って、多くのお客様にご来町いただくための仕掛けをまとめたものになっております。

今後は、吾妻溪谷温泉郷や浅間隠温泉郷など既存の観光施設へ多くのお客様をお誘いするシステムを、各施設の皆様と構築していく検討を進めてまいります。

なお、地域振興や観光振興、地域活性化の視点で、主体的に活動いただいているＮＰＯ法人など、地域諸団体からいろいろなアイデアや意見をいただき、地域諸団体と協働して観光振興、地域振興を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） ３番、井上英樹議員。

○３番（井上英樹君） 大変ご丁寧なご返答をいただきまして、ありがとうございます。幾つかまた気がついた点がありますので、重ねて質問させていただきたいと思います。

まず、災害時対応策の周知徹底についての項目でありますけれども、町長おっしゃいました孤立集落対策、孤立集落地域を、これから検証して確認をされてというお話だったんですけれども、既に東吾妻町地域防災計画の中には５カ所、その危険区域として挙げられております。ですので、そのエリアについては、早期に訓練なり、あるいは周知徹底ということができるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 計画に定められております５カ所の地域につきましては、議員のおっしゃるとおり、今後、今回のような台風１５号の災害等の例も踏まえながら、どのような災害が起きるのかを検証しながら、訓練等も行っていきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） ３番、井上英樹議員。

○３番（井上英樹君） 可能性というところで見ますと、そういった孤立化の高いエリアが、やはり一番危惧される場所であるかと思います。この最近の災害を見る限り、実は天災による直接的、第一次的な被害にあわせまして、その後の二次被害というのが大変実は大きくなっております。

というのが、もう皆さん既にご存じかと思いますが、千葉県では、きょう現在でも約１８万世帯、停電状態にあります。きょうでたしか５日目だったと思うんですけれども、５日間電力喪失という、そのような事態が発生しております。ご記憶に新しいかと思いますが、昨年の９月、北海道で地震がありました際も、北海道電力がブラックアウトという

現象が起きました。電力喪失であります。これに当たりまして、北海道の一番おくれたところでは、丸1日以上停電があったかというふうに記憶しております。

そのような状態で、当町におきまして、この東吾妻町地域防災計画というのを見てみますと、そのライフラインに関しては、電力に関しては、全て東京電力が対応するというふうに書かれてあるだけであります。ということは、町民の側に立ってみますと、町民は、じゃそのブラックアウトに対してどういった準備をしておけばいいのか、あるいは、それは集落ごとにどういった対応を、地域の皆さんと協力して準備しておけばいいのか、そういうことについて余り知識が共有されていないのではないかなというふうに考えるわけです。ですので、そういった面も踏まえまして、その二次災害、三次災害というところも想定した東吾妻町地域防災計画——これ、作成されたのが、恐らく平成26年ごろではないかと思うんですけども、ブラックアウトという言葉は、それ以降に世の中に広まっていった言葉であります。大変その災害時に危惧されるということで出てきました。実際にそのような事例が起こったことがありますので、当町におきましても、そういったことへの備えも万全にしていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の台風15号、千葉県に大きな災害、被害をもたらしました。今回の特徴は風台風、強風が吹いて被害が拡大しておるということであります。状況等を見ますと、倒木で電線に被害を与えたり、大きな鉄塔が風で倒れてしまったりということで、電気関係が壊滅してしまったということでございます。

当町におきましても、集落に行く電柱、電線には、その近くには立木が立っておるわけございまして、今回のような被害、当然想定をされるわけでございますので、今後こういったものを踏まえて対策を十分にとっていかなければならないと思います。電気がとまることによって水道施設もとまってしまって、水の供給もできなかったということでございますので、大変に大きな災害となっております。こういったものを踏まえて、当町で対応できるもの全てを考えて、そして計画し、また、それによって訓練も行っていくことが必要かなと思っておりますので、十分今後対応してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 前向きなご回答、ありがとうございます。

このブラックアウトにつきまして、実は問題が今回噴出をいたしました。一つは、災害エリアから通信網が断たれて、要は状況判断が一切できないという、これが何日間かあったわ

けですね。その災害に遭った地域の情報がわからないということがありましたので、ここの町におきましても、特に孤立化が懸念されるエリア、電力喪失した場合、携帯も通じない、電話も通じない、そうなった場合に、じゃどうやってその状況を把握していくのか、そういったところまで突っ込んだ想定をして、準備をされるべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員おっしゃるとおりでございまして、先ほども申し上げましたあらゆる場面を想定しながら対応することが必要かと思っております。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 災害時対策については以上であります。

本当にいつ何どき、この町でもそういったことが起こるかわからない、今まで町民も、それから行政サイドも、この町は安全なんだという認識が非常に高かったと思います。私もこの町に移住してきたときに、本当にこの吾妻というエリアは災害が少ない安全なエリアだなという認識がありましたが、しかし、今、全国的にこのようなことが起こっておりますので、ぜひともあらゆることを想定した準備をお願いしたいと思います。

続きまして、大きな項目の2点目になりますけれども、八ッ場ダム完成後の町内観光戦略における官民協働の体制づくりについて、町長からご返答いただきましたハード整備が整って、それから、これからはそういったコンテンツとソフトですね。それから、町内の観光協会、商工会、そして、お名前が挙がりましたACCですね。こちらの今皆さんで、そういう計画をつくられていらっしゃるということだと思います。

今後、また新たなアイデアというのは、次々に必要になってくると思うんです。観光戦略というのは、一回つくって終わりではなくて、やっぱり一次、二次、三次、本当に1年、2年でわーっとにぎわして終わりでは、これは意味がないわけで、こういったにぎわいを10年、20年と継続させていくためには、次から次の戦略、観光客の皆さんに喜んでいただくような、そういった手段、方法をつくっていかなければならないと思うわけであります。

そういったときに、そのアイデアの源をどこに求めるかということなんですね。私が問いたいのは、そこにあります。そういった既に町内で積極的に活動されている皆さんというのは、日ごろから意識をしています。意識をしているから、外の方と話をするときにも、町のPRをしよう、町の商品を何か売りたい、そういったことを、もしくは、この町に遊びに来ていただきたい、そういったことを常に意識しているわけですね。そういったこと

を常に意識している町民の皆さんのアイデアや意見というのは、会社とか組織の中にいる方とは、また違う目線があるというふうに思うわけであります。なので、そういったところを存分に拾い起こしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 観光につきましては、NHKの大河ドラマ「真田丸」でタイトルバックにいつも岩櫃山が出てまいりまして、また岩櫃城も出てまいりました。それ以来、岩櫃山周辺に訪れる皆様が多くなってきているところでございました。

これに関しましては、町民の皆様が組織しておりますあざみの会でありますとか、忍びの乱の皆様が、その真田丸の放送のときからしっかりと連携して、さまざまなイベント等を行っていただいております。引き続き現在も、忍びの乱や忍び登山等も行っておりまして、またあざみの会の皆様につきましては、岩櫃山や岩櫃城に関する毎年登山をしながら、また、歴史学者のお話を聞くようなイベントも行っておりまして、まことにありがたく思っております。

今後も、こういった団体の皆様と連携しながら進めてまいりたいと思います。あすの東吾妻ふるさと祭りは、こういった皆様が本当にご協力をいただいて、このお祭りをまた大きく変化させていただいております。インターネットの動画配信、ニコニコ町会議が、このお祭り等を1日インターネットで全国に配信していただくというふうなことでございまして、本当に画期的なことだと思っております。

また、岩櫃みこし、20年来倉庫の中にしまっていましたけれども、今回は「岩櫃真田御興」と命名して、またこれを練り歩いてくれるということでございまして、こういった活動が、この東吾妻町を活性化して、そして東吾妻町へ皆さんが来ていただくような状況にますますなっていくんだというふうに思っておりますので、町民の皆様のご協力をいただいて、これからも東吾妻町の観光、また、活性化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 町長おっしゃるように、この岩櫃城跡、これを中心とした観光PR、これに関しましては、この原町、もしくは岩島地区の皆様、大変関心が高いかと思えます。

ただ、私が今おります坂上地区に関しまして言うと、岩櫃、真田というキーワードに関して、それほど関心が高いのかなどうかなというところも感じるわけです。なので、要は活性化していく、そのエネルギーを全町的に広げなければ、この町全域が活性化していくことにはならないと思いますので、これは岩櫃、真田に関して言うと、原町とその岩島地区の一部

になりますか、ここのエリアの方たちを中心に、また外部の意見もまた取り入れる。それと連携をする形で、じゃ坂上には坂上のどんな観光資源があって、それをどういった形でダムに来られたお客様、岩櫃山に来られたお客様を、じゃどうやって坂上のほうに回していくか、あるいは、東地区のほうでもありますよね。東地区の観光資源、そこにどうやって、この町内をずっと全域見ていただくようにするか、そこに関しまして、それぞれの地区の活動している団体と十分な連携体制をつくられるべきではないかというふうに思うわけであります。こういったところでもって考えていただきたいと願っております。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員ご指摘の岩櫃山、岩櫃城につきましては、このたび岩櫃城跡が国指定史跡に指定されることになります。群馬県では太田の金山城、高崎の箕輪城に続いて県内3つ目、城跡が国指定史跡になるということで、さらにこの岩櫃山周辺が注目をされるということになっております。これによりまして、この波及効果というものも町全体に及ぶことが必要だと思っております。

特に、坂上地区につきましては、原町地区からちょっと離れているということもありまして、関心がないようだということでございますけれども、岩櫃周辺に来た皆様が、また坂上地区にもこういった見どころがあるというようなことを知れば、訪れることになります。坂上地区にもきれいな滝の沢という流れがあります。また、長寿地藏尊というお地藏さんがあって、私もことしのお祭りには行ってまいりました。多くの皆様がおいでいただいております。

また、浅間隠温泉郷ということで、古民家を移築した宿があったりということでございまして、また、へそ岩というんですか、珍しい岩があったりということで、見どころもあるわけでございまして、東地区にも箱島湧水という名水百選に選ばれたものもあります。

岩櫃山周辺だけでなく、こういったものが各東吾妻地区の町内に点在をしているわけでございまして、こういうものを結びつけながら、東吾妻町一体的に活性化、観光振興を図ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） 町長がおっしゃいました各地域の、特に坂上の観光スポットですね、名前を挙げていただきました。

町長がおっしゃいましたそれらの観光スポット、これは総じてハードウェアになるわけですね。問題は、これから先、それらを実際にお客様に見て回っていただくための、このソフ

トウエア、コンテンツをつくっていかねばならないんじゃないですかというのが、私の大きな問いであります。

そこで、昨日、一般質問におきまして、根津議員も質問されておりましたけれども、この町の歴史とか、あるいは、この町から外に出ていって偉大な業績を残した偉人の皆さん、こういった方々も実は町の宝であり、また、観光資源なわけです。そういったものも合わせましてハード、そしてソフト、これの充実によって、この町の魅力が、恐らく100%じゃないんです、そういうことを合わせてリンクさせていくことで、200%にも300%にもなっていくわけですね。ぜひ、そういった取り組みをやっていただきたいと思っておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提案、ご質問などは、大変もったもなことでございます。

東吾妻町におきましても、歴史的に大変立派な方がいらっしゃいます。最近は特にPRさせていただいております石坂壮作さんでありますとか、また、坂上でいくと加部安左衛門さん、あるいは、ほかにも地域にそれぞれそういった方々が歴史的なものを研究して、それを多くの本にして、発表していただいている方もいらっしゃるわけでございまして、そういった方のご貢献を無にしないで、これをさらに東吾妻町をPRするための材料としていくことが必要かと思っております。

真田につきましては、これを小・中学生向けの冊子にしまして配布をいたしました。こういうものも町外に持っていければ、県外に持っていければ、さらに町の魅力につながる、加部安左衛門さんのそういったものもできているわけでございまして、町民の皆様のご協力もいただいて、団体にも、NPO法人のほうもご協力をいただいて、連携をして、この東吾妻町を大いにまた観光振興、そして活性化につなげるための手だてを、これから取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 3番、井上英樹議員。

○3番（井上英樹君） もう持ち時間がなくなりましたので、そろそろ終わりとさせていただきますけれども、町長がおっしゃいましたこの町の偉人、お二人、名前を挙げていただきました。もう一人加えさせてください。岩島出身の小林宗作さんであります。窓ぎわのトットちゃんの校長先生ということで、皆さんよくご存じかと思うんですけども、この方は日本の音楽教育の礎をつくった方です。私は音楽専門ですから、そういうことを言うわけですけども、ぜひとも、この小林宗作さんのほうもスポットを当てていただきたいというふうに

思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） トットちゃんの先生、小林宗作さんも、今後は町の偉人として取り上げてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 井上議員、いいですか。

○3番（井上英樹君） はい。

○議長（須崎幸一君） 以上で、井上英樹議員の質問を終わります。

◇ 高 橋 徳 樹 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、6番、高橋徳樹議員。

（6番 高橋徳樹君 登壇）

○6番（高橋徳樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

現在、当町におきましては、2018年から2022年まで町づくりの基本目標に基づきまして、第2次総合計画が進められております。とりわけ2018年まで5カ年の前期の重点施策というのが進められておりまして、その中に、中山間地域の特性を生かした産業の創出、産業振興が示されております。今回は、その中から主に基本産業となります農業の振興推進の観点から質問させていただきたいというふうに思います。

大きく3つの項目をお聞きしたいというふうに思っています。

まず、農業者の方の役割、また、現在進められております花の栽培の推進、さらに新しい農業の産出について、3つについてお聞きしたいというふうに思います。

現在、当町の農業者の皆様には、認定農業者でありますとか農家組合長、農業委員等々さまざまな立場で町の農業発展のために尽力をされているというふうに理解しております。

特に、とりわけこの中で、みずからの農業経営の目標に基づきまして創意工夫を行い、経営改善を進めております、その計画を市町村が認定して、支援する認定農業者制度というのがございます。認定農業者の制度の意義、また、現在の状況について、またさらに、認定

農業者が地域発展のために期待される役割はどのようなことか伺いたいというふうに思います。

認定農業者につきましては、県また国等のさまざまな農業振興や支援等が受けられるとあるというふうに聞いております。その中で、ただ残念ながら、認定農業者の中にもまだ会が未整備である、窓口の担当がわかりづらい、なかなか認定農業者のメリットがわからないというような声も聞かれます。

近隣の市町村であります中之条町、また渋川市におきましては、この認定農業者の会がございます。窓口も係長クラスの方が事務局として対応しているというふうに聞いております。やはり認定農業者の方の会が早急に設立運営され、当町におきましても情報の共有、また次世代の人材投資事業を活用しながら、45歳未満の新しい農業者を迎えるためにも、この認定農業者の制度を整備していくことが大事ではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

とりわけ、現在、六合村のほうでは、新規農業者が5名ほど入ったというふうに聞いております。それは、やはり新規農業者につきましては、まず何を栽培して、どこに販売して、住まいが決まらなと生活の見通しが立たないということで、認定農業者の方がいろいろな面でサポートしているというふうに聞いております。やはり、本町におきましても、地域づくりの先駆者として期待されているというふうに思いますので、認定農業者の会を早急に立ち上げて、地域づくりでさらに活用されていかれてはどうかというふうに思います。

また、大きな項目の2項目めですけれども、産業の振興ということで、特に農業の振興ということでお尋ねさせていただきます。

現在、東吾妻町につきましては、29年度の農業生産額は約95億円でございます。内訳は、畜産が75%の71億円、残りの25%がほかの農産物でございます。畜産の貢献については今回は置いておいて、今回は、その他の農産物についてお話しさせていただきたいと思います。

とりわけ、現在、ポットマム、（洋キク）栽培がかなり注目されているというふうに思います。最近では、花卉部門が産出額が3億6,000万円、野菜の次に伸びてきております。その中で現在、ポットマム生産者は約40名余り活躍されているというふうに思います。今現在、国の補助金でございますパワーアップ事業等を活用して、栽培に積極的に取り組んでおります。

このパワーアップ事業につきましては、かなり目標は決められておりまして、生産額の10%、また、生産効率等々さまざまな条件をクリアしないとということで、かなり先駆的な

農業者が、全国的にこのパワーアップ事業を利用して事業を行っているというふうに聞いております。

さらに、皆さんもう既に承知しているというふうに思いますけれども、東吾妻町のこのポットマムのキクの栽培につきましては、昼夜の温度差もあり、色も鮮やかで、質・量とも県内で注目されているというふうに聞いております。農協におきましても、夏場の販売品目として力を入れており、今後の有望品目として考えられるというふうに思います。いろいろな変遷があり、当町においてもこれまでさまざまな農産物が注目されてきました。コンニャク、養蚕等々いろいろ歴史を経て、今、やはり現在は、ポットナム栽培を地域ブランドに立ち上げて、地域の農業の振興を図ってはどうかというふうに思います。

全国的に中山間地域におきましては、さまざまなブランド戦略が行われております。当然に、一朝一夕にできるものではないというふうに思います。とりわけ、このブランド戦略を進めるためには、やはり地域におられます農業者の方、企業の経営者の方、行政職員のさまざまな方がばらばらに検討を進めていたのでは、なかなか策定は難しいというふうに言われております。やはり、農協はしっかりした販売網がございますので、この販売者となる農協、また、さまざまな技術の指導、情報提供を行う、いわゆる改良普及所の今の吾妻農業事務所、ポットマムの栽培生産者、また、ポットマムの生産者の事務局があります当町の農林課、それらの組織が一体となって、三位一体となった有機的なネットワークの組織づくりを整備して、この現在注目されておりますキク栽培を地域ブランドにということを推進してはいかがかというふうに思います。町長の見解を伺いたいというふうに思います。

3番目でございますけれども、この認定農業者というものにつきましては、現在45歳未満の農業者の方を対象にしているというふうに聞いております。やはりその中で、今後新たな農業の振興、品目をつくり上げていくためには、やはり45歳の農業者の意欲ある方と、高齢者のお年寄りの方の活用が大事ではないかなというふうに思っております。

特に現在、農業については全国的に高齢化と後継者不足がありまして、耕作放棄地などがふえてきております。そんな中で、生産者の方が生産から加工から販売までの6次産業、地産地消ということで注目されている地域があります。ここでは、一つ全国的な例を挙げさせていただきたいと思います。

まず、皆さんご存じだと思いますけれども、徳島県上勝町の葉っぱのビジネスや、高知県北川村のユズ生産、また、近くでは六合村の山野草ビジネス等々ございます。これらの成功例がマスコミで紹介されておりますが、このいずれの地域におきましても、基本になります

のは、知識が豊富で経験がある高齢者の方の強みを生かしていることでございます。

本町におきましても、地場産業を利用した料理コンテストなど、ご婦人方のアイデアですとか、高齢者の方の知恵を生かして、また、認定農業者の方の補助金がなかなか受けにくい45歳未満の農家の方も積極的に入っていただいて、やはり町独自の農業振興をつくり上げていくために、やはり独自の予算をつくり、新たな農業振興を推進されてみてはどうかというふうに思いますが、町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

以上、3項目につきましてご質問させていただきました。あとは自席にてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

認定農業者についてでございますが、経営規模の拡大、複合化など、意欲のある農業者の経営改善計画を町が認定し、地域農業の担い手として認定した方でございます。

町の認定農業者数でございますが、個人36人、法人13組織の49件の方がおり、それぞれの農業分野で活躍をされております。町といたしましても、引き続き地域農業での中心的な担い手としての活躍を期待しております。

支援といたしましては、農用地の利用集積の支援、税制上の特例、長期低利な農業制度資金、また、補助事業等においても、認定農業者の方には厚く手当てされております。メリット等がわかりづらい等の声もあるとのことでございますが、広報などでの周知を図るとともに、意欲のある農業者の方々には、個別に協議を行いたいと考えております。

認定農業者の会を設立し、地域農業づくりに活用をとのご意見でございますが、現在、各地域、東、太田、原町、岩島、坂上に地域農業振興協議会がございます。その地域農業振興協議会には、全員ではありませんが認定農業者の方もいらっしゃいますので、協議会でのご意見をいただきながら、地域農業の振興が図られればと考えております。

新規就農者のサポートでございますが、年2回、町・県・JAなどの関係機関で、新規就農状況の確認を行っております。そのような場に認定農業者の方の参加をいただくことで、アドバイス等がいただければと考えております。

会の設立についてでございますが、今後、認定農業者の方々のご意見を伺う中で検討させていただきます。

次に、キク栽培のブランド化でございますが、吾妻のスプレーギクにつきましては、高い評価を受けており、今月18日には、群馬県花卉輸出推進協議会主催ではありますが、台湾のバイヤーを招聘し、産地見学が行われると聞いております。

ブランド化の推進でございますが、平成29年度に産地パワーアップ事業により、生産者の方々の施設、機械等の整備を進めてきております。また、平成30年3月末には、関係機関、生産者との検討の結果、スプレーマム産地協議会が設立をされております。その協議会の中で、生産者を初めとする関係機関との協議を行う中で、ブランド化の推進が図れればと考えております。

ブランド化の推進に当たっては、新品種等の導入が不可欠と思われます。そのような場合には、現在ありますスプレーギク新品種導入事業としての補助事業がございますので、活用していただければと考えております。

新たな産業のため町独自の予算の計上をとのご質問でございますが、現在、町独自の補助事業といたしまして、農業者の方が新たに農業用機械を導入するための補助、また、新規に農産物加工品を生産・販売しようとする農業者グループに対する資材購入経費の補助がございますので、それらを活用していただければと考えております。

また、意欲のある農業者の方には、先ほど述べました認定農業者になっていただくよう勧めていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

最初の認定農業者についてですけれども、これからさまざまな意見を聞いて会をつくっていただけるというようなことで理解をいたしました。非常に前向きなことでありがたいというふうに思っています。

やはり、核になる地域を守って推進していく認定農業者の役割は大きいと思いますので、ぜひとも、やはりそのグループを立ち上げて、会を立ち上げてつくっていただければと、お願いしたいというふうに思います。

それから、キクの栽培につきましては、今、非常に県でも注目しているというふうに聞いております。先ほど町長がおっしゃいましたように、現在、前橋のバラですとか、さまざまな花が海外のほうの輸出に向けて、香港ですとか進められているというふうに聞いております。

その中で、つい最近、中学生が台湾の基隆のほうに行きましたけれども、県のほうでもキクの栽培、今のところ生産量等々まだまだいろいろと準備は簡単ではないと思いますけれども、台湾の基隆というような話も、県庁の方が話を進めているという話も聞いておりますので、やはりここで、一大産業ということで、大いにこのブランド化を進めていただければというふうに思います。

そこで、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、この花卉の生産組合について、さまざまな補助金等の活用ということについては、そういった活用が考えられますが、現在、そのグループの事務局が農林課のほうにあるというふうに聞いておりまして、それぞれの課も非常に忙しいというふうには、皆さん職員の方は忙しいということは承知しておりますけれども、やはり現在、その事務局においても、いろいろそのグループの予算もないというようなことも聞いておりますので、やはり、この5カ年にわたっての重点施策、4つの中の重点施策ということでございますので、地域のかかなり進められておりますそのキクの生産者の方の力を、このブランドに進めていかれたらと思いますので、やはり農林課のほうの課の体制整備等々を、またお願いできればというふうに思います。

さらに、3番目の新しい産業の創出でございますけれども、今現在進められておりますデビルズタンバーガー等々、若い方のアイデアから生まれてきた事業も非常に大切な事業だというふうに思いますが、私が先ほど後半申し上げました全国のさまざまな地域の取り上げをしました例でございますけれども、いずれも、もう皆さんもテレビ等で何回もいろいろごらんになっているというふうに思いますけれども、やはりこの町でなければできない仕事をつくらなくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。そのためには、やはり2022年まで重点施策ということで取り上げておりますので、やはり何とか農業のその振興とあわせて、新しい農業というのをつくり上げていかななくてはならないかなというふうに思います。

それは何だろうかという、やはり全国のいろいろさまざまな成功例というのが、そこにはヒントがあるのではないかなというふうに思っています。

特に、この上川町の葉っぱビジネスにつきましては、約200名の農家の方が、今2億5,000万円ぐらいの産業をつくり上げているというふうに聞いております。これも最初は、農協職員の方のちょっとしたアイデアから生まれてきております。それは、大阪の料亭に行って、その料理のところに葉っぱが乗っていて、それを若い方たちが非常に喜んで、かわいいということで持って帰っていったと、そんなきっかけから始まったというふうに聞いております。やはり、六合村の山野ビジネスにつきましても、さまざまな添え花といえますか、

そういったことで、今、東京のほうの市場に出荷しているというふうに聞いております。

いずれにしても、この上川町の担当の方がおっしゃっていることは、いろんな広報紙に紹介されておりますけれども、それは、やはりお年寄りの方が働かなくても十分に暮らしている高齢者の福祉だけじゃなくて、やはり元気なうちは働いて、生きがいといいますか、その辺のところから産業というものが生まれて、今はいきいきと年配の方々がタブロイド版を駆使して産業を興しているというふうに聞いております。全てがそういったことでまねできるということではありませんけれども、やはり町独自のそうしたこれまで積み上げてきたものをさらに再認識して、新しい農業をつくり上げていくということも大切ではないかなというふうに私は思っております。

そこで、この計画に基づきまして、3カ年にわたってのこの企画課がまとめた実施計画がありますが、そこで7つの基本目標の中で、農業につきましては、来年度から畜産振興の畜産団地の予算等々が終了してなくなるというふうに書いてあります。そこで、まず国の補助金、さらに一般財源等、トータルで1億円ぐらいのその畜産団地の予算等が今後終了するというので、やはりこの一般財源のところの一部におきましては、やはりこの産業振興、農業の新しい振興と創出に向けて、ぜひとも執行部のこの重点施策として取り上げている項目を、何とぞやはりさまざまな人材を活用して進めていかれたらどうかなというふうに思いますが、改めて町長のお考えをお聞きできればというふうに思います。

○議長（須崎幸一君） 質問の途中ではありますが、ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

（午前11時03分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、高橋議員の農業に関するご質問でございます。

スプレーギクでございますが、まず、お話の中に台湾のバイヤーが群馬県に来るということでありまして、9月18日から20日の間いらっしゃいまして、片品村や中之条町、それから東吾妻町の植栗でスプレーギクの圃場を見るというふうなことでございます。台湾へは農作物につきましても、食べる物につきましても、輸出することはできないということでございまして、花であれば台湾のほうには輸出できるのでございまして、その点につきまして、非常にこれから期待される分野だと思っております。そのキクの会の皆さんがつくっております、これにつきましては、東吾妻、中之条、高山、3町村でつくっているものでございます。生産者の方がですね。それで事務局が東吾妻町。東吾妻町が一番生産者が多いということで、農林課のほうで事務局を持っているということでございます。予算等のお話もありましたけれども、これにつきましては、また今後、3町村でよく協議をしながら、この会のあり方等につきまして協議をしていきたいと思っております。

また、新しい農業というふうなことで、新しい着眼点で、東吾妻町にあるものを非常に全国的に大いに注目されて、そして大いに売れていくものを見つけ出すということでありまして、今のところ私については、そういうものがぱっとこう出てこないんですけれども、これから皆さんのご意見もいただきながら、東吾妻町の特産として売り出せるものがあれば、取り組んでまいりたいと思っております。

それから、畜産団地に関する予算のお話が出ました。1億円というような具体的なお話が出ました。これにつきましては、畜産団地の事業者から5,000万円、それに東吾妻町、町から5,000万円、足して1億円で返済をしていくという事業でありまして、これにつきましては、終了をそろそろしていくということでありまして、非常に明るい話でございます。これを農業振興に使っていったらどうかということでございますけれども、これにつきましては、今後財政を見ながら、また、町全体の産業等も見ながら、使えるものがあれば、農業振興にも使ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 6番、高橋徳樹議員。

○6番（高橋徳樹君） 町長、ありがとうございます。町長の思い、積極的に農業の新しい産業を興したいという気持ちはよくわかりました。

そこで、キクのこと、キクの栽培のグループについてでございますが、農林課のほうに事務局があるということなのですが、農協、さまざまな行政の機関におきましても、今後その事務局として、一般通告にも書かせていただきましたけれども、皆様方がこの役場が、行政

側でこれを俯瞰してプロデュースできるような方がいればという期待が多いと思っておりますので、ぜひともそうしたことで、内部のことでございますけれども、町長のほうのそういった要望が、事務局のそういった整備等々、予算の裏づけも含めての期待が、いろいろな外の、その花の方からございますので、改めてお願いしたいというふうに思います。

さらに、この小さな補助金の活用についてでございますが、さまざまなこれまでの補助金の支援で、農家の方もいろいろな支援を受けたと思います。特に農業機械の役割については、農業機械の補助については、かなりの皆さんがよかったという話を聞いております。

ただ、若干、ややちょっと飽和的なところもございますので、やはりそういった補助金のちょっと若干金額の組み替えも含めながら、一番最後になりますけれども、少額でも結構ですので、新しい農業に向けての調査・研究等の事業等の予算もお願いできればというふうに思います。町長の最後のあれをお聞きできればありがたいです。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高橋議員のご質問、またご要望でございますけれども、議員のお話に沿ったような形で今後検討してまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 以上で、高橋徳樹議員の質問を終わります。

◇ 里 見 武 男 君

○議長（須崎幸一君） 続いて、7番、里見武男議員。

（7番 里見武男君 登壇）

○7番（里見武男君） それでは、須崎議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東吾妻町第2次総合計画が、2018年から2027年度の10年間を計画期間として、平成30年3月議会で原案が可決されました。その中の総合計画の施策の展開について、人口の将来展望について、住民と行政の協働の推進について、町財産の適正管理の4点について質問いたします。

まず最初に、第2次総合計画を読んでいきますと、施策の展開では、何々を推進します、何々に努めます、何々を図りますといった言葉が多く見受けられます。行政に都合のいい言葉に思えるが、数値目標や実行しますといった文言にならなかったのか、町長に伺います。

2 番目として、計画期間2018年から2027年度の10年間で、基本構想の人口の将来展望で、2040年に1万人の人口維持を実現とあるが、以前にも同僚議員や私も質問した経緯がありますが、人口減少は社会経済や地域社会全般にわたり、その影響が懸念され、自治体経営にさまざまな影響を与えているとされています。毎年350名くらいの人口減少が続くと、第2次総合計画の最終年度の2027年度には、1万人を割るのではないかと危惧しております。少子高齢化、人口減少問題は、どの自治体も共通の課題であります。

平成29年10月から平成30年9月までの群馬県内の人口動態データによると、35市町村では伊勢崎市、太田市、吉岡町、榛東村の4自治体が増加で、他の市町村では人口減少が続いております。

市町村別人口増減率では、35市町村中、当町は31位と下位にあり、自然動態では出生が48人、出生率は31位、死亡者数は215人で死亡率は第9位となっております。

社会動態では、東吾妻町は転入者が303人に対し、転出者は447人となっており、社会増減率では県内で32位となっております。県内でもかなり悪い状況となっており、のんびりしている状況にないと感じ、早急な対策をとる必要があると思います。

そのようなことを踏まえ、計画期間中の目標値の下方修正も必要ではと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

3 番目として、町民の声を町づくりにつなぐため、町政懇談会を年1回、町内5地区で行っておりますが、ご存じのように参加町民は毎年少なく、より多くの町民が参加できるような環境づくりが必要と思いますが、町長の思いをお聞きします。

例えばですが、年代別懇談会や第2次総合計画進捗状況報告会等、テーマを決めてより細かな懇談会などを実施できるか伺います。

次に、当町における公共施設の一人当たりの延べ床面積は、類似団体の1.5倍になっています。総量の適正化を踏まえ、公共施設の延べ床面積を40年間で40%の削減目標を掲げています。長期的な目標だが、計画的に公共施設の廃止や受客等の優先順位を定めていますか、町長にお伺いします。

以上、4点について質問いたします。あとは、議席にて質問いたします。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、里見議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目のご質問でございますが、ご承知のように平成30年度から10年間の町の最上位計画として策定をいたしました第2次総合計画は、公募委員も参画した総合計画審議会等のご意見をお聞きしながら、その案を取りまとめ、平成30年3月議会の議決を経て策定したものでございます。

その間の審議経過や出された意見の集約等は資料篇として冊子にまとめ、議員各位へも配付いたしましたが、この中の一部記録に掲載したように、審議会の中でも、計画書の文章表現に議員ご指摘の「推進」という言葉が多過ぎるというご意見が出されました。そのため、最終的な計画書案の編集に際しましては、これを配慮した文案作成を心がけ、議会に議案として上程をいたしました。

特に、第2次総合計画より定めました前期計画、5年間の重点施策につきましては、極力これを反映するよう表現を工夫し、目指す成果の目標年度も設定するなど、実現に向けた実効性の高い総合計画として策定をしたつもりでございます。

次に、2 点目のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、第2次総合計画の基本構想の中で、人口の将来展望として、2040年に1万人の人口維持を掲げております。これは、平成27年度に策定いたしました「東吾妻町まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」で示したものでありまして、これを実現していくため、同時に平成27年度から5カ年間の総合戦略を策定し、町が取り組むべき具体的な36の事業を掲げ、各課横断的な体制を構築しながら取り組んでまいりました。

なお、今年度が現行総合戦略の最終年度でありまして、次期総合戦略の策定に向けて準備を進めておりますので、あわせて現行総合戦略に対する効果・検証を行いながら、改めて人口の将来展望の推計を見直す必要があると考えております。

また、その結果に基づいた新たな人口減少対策の具体的な事業につきましては、総合戦略本部を中心に各課横断的な体制で検討を進めていくとともに、住民参加の「ひがしあがつま創生会議」からご意見等を伺いながら、次期総合戦略を取りまとめていきたいと考えております。

3 点目の「町政懇談会の開催」についてでございますが、今年度も7月1日から5日にかけて町内5会場で実施をさせていただきました。過去5年間の来場者数の推移を見ますと、平成27年から29年は50人程度だったものが、昨年73人、ことしは77人と、若干ではありますがふえてきております。

これは、会場でお聞かせいただいた要望に対して、即時対応している案件などがあり、そ

れを懇談会周知の際にお伝えすることによって、少しずつ浸透してきているものと考えております。来場された皆様から生の声、そして討議により具体的な現状がわかるため、解決につながっております。

また、本年4月から施行されました「まちづくり参加条例」にのっとり、住民が町づくりに参加する具現の場として、「ひがしあがつま創生会議」を9月18日に設置をいたします。公募委員10名、地域代表、産業界など、計24名の委員による組織で、さまざまな角度からのご意見が拝聴できると期待をしております。

また、町長室は、基本的に町民の方が自由に訪れて、お話を伺わせていただくことも可能であります。そのように設定をしておりますのであります。何より住民の代表である町議会議員の皆さんとの議会というコミュニケーションの場もございます。今後、検討させていただきます。

4点目の「計画的に公共施設の廃止等の優先順位は定めているか」についてございますが、東吾妻町の公共施設とインフラ施設に関しましては、平成29年3月に東吾妻町公共施設等総合管理計画を策定しております。

議員ご指摘のとおり、内容としましては、公共施設の延べ床面積ベースで、今後40年間で40%の削減を目標としております。また、インフラ施設につきましては、削減が困難なことから、計画的かつ予防的修繕を行うことで、維持更新費用を削減を図ることになっております。40%という目標は、あくまでも今後の投資的経費を抑えるためであり、各施設等の老朽化等に伴う更新費用などの優先順位を考慮しておりません。全体的な公共施設の管理につきましては、先ほどお話をいたしました公共施設等総合管理計画で、40%を削減することを目標としておりますが、各施設ごとにつきましては、その特性や各施設の状況に即した個別計画を策定する必要がございます。

そのため、現在は各施設ごとの個別計画を検討しております。個別計画策定後、全体計画と個別計画の摺り合わせの作業を行い、各計画の整合性を図ってまいります。その際に、議員がご指摘の優先順位などが必要になってまいります。計画的な廃止や優先順位の決定につきましては、幅広い意見を取り入れる必要があるため、全庁的な取り組み体制を構築し、財政部局とも緊密に連携しながら検討してまいります。もちろん受益者である住民の皆様からご理解を得られるよう、意見交換や説明会などを開催し、情報を共有してまいります。

また、40%の削減が困難な場合でも、計画的かつ予防的な修繕を行うことで維持更新費用の削減を図り、持続可能な公共施設の施設保有のために努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 町長には丁寧な回答、ありがとうございました。

人口問題の件なんですけど、単純に人口を維持する計算では、社会増減率と自然増減率がともにゼロであれば横ばいでいいんですが、出生数と死亡数が同数になることは、非常に今現在難しいと考えられます。ただ、県内では吉岡町、人口2万1,800人だけが、出生数218人に対して死亡者数が183人ということで、群馬県ではこの吉岡町だけあります。当町は、当然かなりマイナスになっておりますので、これは達成できないと思います。

そこで、社会増減率を上げれば、すなわち転入者が転出者を上回れば、よい方向になるんじゃないかと思いますが、その辺、町長、いかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人口が増加している自治体、数えるほどしかないということでありまして、そのような中で、各自治体ともに大変苦労しております。

特に、吉岡町につきましては、若い夫婦が吉岡町に移り住むということが多くて、若い世代が多いということで、死亡者数を出生数が上回っているということでございます。そういった状況にありまして、東吾妻町につきましては、若い皆さんが高校卒業、または大学卒業後、戻ってくるということが非常に少ない状況にありますので、人口減少の傾向にあるということでもあります。

今後は、町の魅力をさらに発展させまして、若者がこの町に住んで、そして、結婚して子供たちが生まれるような状況をつくっていかねばならないということで取り組んでおるところでございます。

今後も企業等とも連携をしながら、人口減少に歯どめをかけるような取り組みを行ってまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 人口動態の転出・転入ですか、私ちょっと調べまして、平成29年10月から平成30年9月までの間で、県内市町村間の転入・転出をちょっと調べてみました。

前橋市へは、当町から73名が転出して、前橋市から13人が当町に転入しました。次に多いのが、中之条町です。当町から48人が転出して、40人が中之条町から当町に転入されました。この辺を、実家に帰る人とかもあると思いますが、その辺を分析して、どういう状況で転出・転入になったのか把握してもいいんじゃないかと思いますが、町長、どうです

か。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に、そういった人物を、知り合いであれば状況はすぐわかるわけでございますけれども、我々が知り得ていない人の状況を調査するというふうなことは、なかなか難しい状況にありますね。やっぱり、プライバシーの問題とか個人情報というようなことがありますので、それにつきましては、町として調査するというふうなことはできないかと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） やはり自然増減率が見込めないと、一番に対策をとる必要があるのが、やっぱり社会増減率、転入・転出ですね。これが転入者がプラスになれば、かなりいいと思います。そんなことで、転入者をふやす対策としてはIターン、Uターン、その辺はやっておられるとは思いますが、さらにその対策をやっていただきたいと思います。それと、転出者を出さない対策ですか、そういった面も必要ではないかと思われます。

それで、今後、上信自動車道の開通を控え、7つのインターチェンジがあるわけですが、非常に交通の便がよくなると思われます。先を見越して工業団地を造成して、大胆な固定資産税、法人税の優遇処置を図って企業誘致を進めて、進めれば社会増減率も非常に上昇すると思います。それによって、おのずと出生率も上がると思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信道につきましては、今、町内各所で工事が進んでおります。早期に完成させていただいて、その恩恵をいただくということで、7つのインターがあります。非常にこれが大きな効果をあらわすと、町内隅々まで上信道の効果が行き渡るかと思います。こういうものを、これから大いに活用していかなければならないと思います。

特に、企業につきましては、もう既に町の中の大きな企業、工場の設備等、増設等が行われておりまして、サンワさんにつきましては工場規模が倍になったとか、パナソニックさんが新しい工場がもうできました。リンテックさんは古い工場から最新鋭の工場を一つつくったというふうなことでございまして、企業自体も上信道の開通ということは非常に大きな期待を持っているわけございまして、町といたしましても、この上信道、早目に開通をさせていただいて、その恩恵をこの町の産業に大いに活用してまいりたいと思っております。これによって、企業誘致というものも進められるわけでございますので、今後とも県の企業誘

致関係の部署とも連携をしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7 番、里見武男議員。

○7 番（里見武男君） ありがとうございます。

続いて、行政懇談会の件なんですが、私も原町地区に懇談会ですか、出席しました。17名の出席者で、そのうち5名が議員です。そんなことで、非常に寂しい懇談会だなと思われま

す。

その中で、町長初め、副町長、教育長、各課長の皆さんが前にずらっと並んでいるわけですが、圧倒されて、町民が意見が言える雰囲気ではちょっとないような感じもします。そんなことで、各行政区ごとにテーマを出してもらって、担当課だけが出席して町側の出席数を減らしていただければ、町民の方も気軽に意見が述べられるんじゃないかと思いますが、町長、考えはいかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 里見議員のご意見でございます。

今までこの町政懇談会を開いてきた状況を見ますと、いろんなご意見等、要望等をお話しなさる方は、やはり多岐にわたっております。話の中で総務課の話になったり、農林課の話になったり、いろいろするわけでございまして、あらかじめテーマを決めてというふうなことも言われましたけれども、そういうこともできるかもしれませんけれども、今までのように、来た町民の方が課長の顔を見て、あの課長が来たんなら、これは話を聞こうというふうなこともありますので、今までのものを踏襲しながら行っていくのがいいのかなというふうに思っております。

これにつきましては、もうずっと私は毎年やるという方向で考えております。また、開催の仕方につきまして、またご意見等もお伺いしながら、変えていくことが可能であれば、そのやり方を多少ひねっていくのも一つの手かなとも思っておりますので、またご意見をいただきたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7 番、里見武男議員。

○7 番（里見武男君） ありがとうございます。

次に、町財産の適正管理なんです、旧庁舎の解体ですか、来年度の予定でやると聞いておりますが、6割が借地ということで、跡地利用では町民の意見を聞いて検討するという町長のお話ですが、それにあわせて、原町駅前の商店街の整備も検討したいとお聞きしましたが、今、具体的にどのようなことをしたいかお聞きしたいのですが、町長、どうですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 旧庁舎につきましては、もう使えるものではありませんので、解体をしていくということでありまして、その跡地を、あの古い町並み、真田の城下町であった町でありますので、これをまた活性化していくために、そのところを新たに施設を構えていきたいというふうには考えております。

また、原町駅前のアーケードがあるような商店がありますけれども、これにつきましても、今、商店として営業しているものはそれほどありませんので、これを一体的に整備をして、町の施設も入れることができれば入れたり、商工関係、あるいは観光関係の施設が入れることがあれば、できれば入れたりして、あのところを活性化、活発化するようなことに考えてまいりたいと思います。

これにつきましては、包括連携協定を結んでおります東洋大学の専門の先生方に相談をしたり、また先日は、国土交通省の都市計画関係の皆様に来ていただいて、現場も見ていただいて、ご意見等も交換をしたところでございます。今後、町民の皆様のご意見もいただいて、また、国交省のいい事業があれば、そういうものも導入しながら、また、設計等におきましては、東洋大学の先生方のご意見も入れながら考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） 保育所が、3つの保育所が統合されまして、今現在、旧原町保育所の関係なんですけど、今使うのは投票所ぐらいと思っておりますが、今後、廃止や削減は考えておるのか、お聞きしたいんです。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 川戸にあります旧原町保育所跡地ではありますが、これも建物はもう相当古くて、何かに転用するというふうなことはできません。また、土地も町民の皆様土地をお借りしているところでございますので、解体をして、また、その後は地主の方々と相談をしながらということで進めてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） はい、わかりました。

それでは、最後に、今、上信自動車道が工事が進められておりますが、上信自動車道の工事によって立ち退きですか、そういったことが、いろいろ私の地区にもあります。

そんな中で、じゃどこへ移住するんだということで、工事事務所の方が、それは相談に乗ってくれるということなんですけど、自分は、例えばこの部落、この班から外へ出たくない

か、そういったこともいろいろ意見があるんですが、その中で、工事事務所の方は一生懸命そういうお手伝いをしてくれるということなんですが、町もその辺を相談に乗ってやってもらわないと、住民は非常に心配になっているように思われます。どこへ、そんな遠くじゃ嫌だとかって、そういうところもかなりありますので、その辺、町長、どうですか。工事事務所に全部任せるのではなく、町もそこへ乗っていただけるような対策が必要じゃないかと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上信道の関連で、その土地を明け渡して、住宅も新たにつくらなければならぬというふうなことが出てくるわけでございまして、県の事務所には、そういった係がいるわけでございますけれども、町といたしましても、町民の皆様のことでもありますので、町民の皆様のご相談に対して、お話に乗って、町としていろんな相談に乗って、お話を進めるということも必要かとも思っておりますので、その点は、これから臨機応変に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 7番、里見武男議員。

○7番（里見武男君） いろいろ質問しまして、いろいろありがとうございました。

私も知っている中で、例えば渋川や中之条からご夫婦、子供たちと来て、家を建てたと。まだ四、五年なんですが、その中で、またもう出ていかなければということで、私も非常に、このまた渋川や中之条に家をつくるなんていうことで大変困るので、その辺は町のほうも相談があった場合は乗ってやってください。

以上で質問を終わります。

町長、最後に一言お願いします。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 里見議員から広範にわたってご意見やご要望をいただきました。

里見議員も町民のため、町の発展のために、いろいろお考えをいただいているということでございますので、今後もよろしくご協議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） 以上で、里見武男議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時54分）

○議長（須崎幸一君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 重 野 能 之 君

○議長（須崎幸一君） 午前中に続き、一般質問を行います。

9番、重野能之議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） 議長の許可を得ましたので、質問通告書に従い質問させていただきます。

質問の項目として、1点目として、東吾妻町経済の現状と課題について。2点目として、子育て支援の理念と子供の現状についてを質問させていただきます。

子や孫たちの将来は大丈夫か。多くの方がこの切実な思いを抱いていると考えます。人口政策、経済政策においては、間違った政策の効果はすぐにあらわれますが、よい政策、正しい政策のその効果が出るのには、時間がかかるとも言えます。

東吾妻町の将来にわたる活性化と存続のために、小さな子供から高齢者の方々まで、より多くの町民の方々の声、声なき声に耳を傾けて、今、町長にはさらにリーダーシップを発揮していただきたいと考えます。

日本経済の中核である中小企業が多くを占める中山間地域。しかし、現実には依然として厳しい景況感に包まれております。当町の経済、景気の現状をどう捉えているのでしょうか。

全国的に過去20年から30年前との比較だけでも世帯所得の減少、伸び悩みが指摘されております。特に若い世代の所得の現状は厳しいと言われ、例えばある調査では、世帯所得金額1994年が約664万円、2015年が約560万円であるとも言われております。この状況の中で、今では賃金、給与の引き上げが企業に求められておりますが、中山間地域の中小企業では、この賃金の上昇すら負担となり苦しい経営を強いられているところもあります。

当町の経済活性化と時代を見据えた新たなビジネスモデルの構築のために、町商工会、商店、金融機関等との一層の連携を町としても進めるべきと考えますが、現在の状況と課題が

あればお聞きしたいと思います。

景気を反映するように、今、子供の貧困化が問題となっております。2017年国民生活基礎調査によれば、子供の相対的貧困率は13.9%。7人に1人が貧困状態。特にひとり親家庭では50.8%と厳しい数字であります。私自身も実感しているところであります。町としてもさまざまな子育て、就学支援に取り組んでおりますが、町長の子育て支援と教育の理念を改めてお聞きかせいただきたいと思います。

東京都足立区では、子供の健康と生活実態調査を実施しております。子供の生活習慣や健康状態、また保護者自身の健康状態や経済状況、子供との接し方などについて、毎年5,000人以上の児童・生徒を対象に学校を通じて調査をしているというものであります。

当町ではこのような取り組みは実施されているのでしょうか。また、実施されていれば全体的に現状はどうか。実施なければ提案をいたしますがどうお考えか。

以上を質問させていただきまして、自席に戻らせていただきます。

○議長（須崎幸一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、重野議員のご質問にお答えをいたします。

東吾妻町経済の現状と課題についてどう捉えているか、ということですが、議員のご指摘のとおり厳しい状況にあると思います。原町地区におきましては、郊外大型店舗等の出店があり、郡内でも一番にぎわいを見せている反面、各地区に点在しております従来の商店につきましては、減少し、買い物弱者への対策も課題となっております。

また、平成30年度実績で3,600万円を超える「企業誘致奨励金」を交付して、我が町へ進出していただく企業をふやす取り組み、企業の事業拡大を進める取り組み、新たな起業を誘う取り組みなど、雇用の創出を進めております。

町内には川戸地区を中心に進出いただいた優良企業を初め、製造業や土木建設業など、優良企業がたくさんあります。平成29年度より吾妻中央高校、長野原高校の生徒等対象に、合同企業説明会を開催しており、優秀な若者が町内の優良企業に就職し、町内で生活していただく支援をしております。

勤労者が町内に住宅を取得した際に、資金の借り入れに対し発生した利息を補助する政策を、平成30年度実績で6件60万円の補助を行いました。

商店や小規模事業者への支援といたしましては、金融機関の統廃合も新聞紙上をにぎやか

しておりますが、商工会、金融機関と協力して、小口資金融資制度を積極的に活用して、設備投資や後継者育成など、商工業振興が図られるよう努めております。

勤労者世帯や自営業者の生活向上や中小企業の経営改善が進むよう、労働行政及び商工業行政の数々の施策を実施しております。

2点目の、「子育て支援の理念と子供の現状について」のご質問のうち、現在、子供の貧困化が問題となっている。町としてもさまざまな子育て、就学支援に取り組んでいるが、町長の子育て支援と教育の理念はについてでございますが、東吾妻町の子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって、左右されることがあってはならないとの考えのもと、全ての子供が生きる力を身につけながら、夢と希望を持って成長していけるよう、町づくりに取り組んでおります。最近、特に子供の貧困の連鎖が大きな社会問題となっておりますが、その連鎖を断ち切るために家庭の経済状況が芳しくない子供であっても、健やかに成長する環境を整備し、教育の機会均等を図っております。

子供の貧困対策には、子供や保護者に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の諸施策が必要となりますが、町では「東吾妻町第2次総合計画」や、「東吾妻町まち・ひと・しごと総合戦略」などに基づいて、さまざまな取り組みを行っております。特に要保護、準要保護に該当する児童・生徒に対しましては、民生委員のご協力もいただきながら、教育委員会において認定をし、学用品費や修学旅行費、PTA会費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、卒業アルバム代などを就学援助費として補助いたしております。

また、子育て支援策といたしましては、乳幼児期においては出産祝い金や乳幼児おむつ等購入費補助金、チャイルドシート等購入費補助金、中学校卒業までの医療費の無料化、ロタウイルス予防接種やおたふく風邪予防接種、インフルエンザ予防接種に対する補助などに取り組み、保育や教育の場面においては、学校給食費の無料化や、保育所やこども園の保育料の減免、小学校入学祝い金や中学入学支度金による保護者の経済的負担の軽減、育英資金の貸し付けや高校生等への通学定期代補助による上級学校への進学援助等を行っております。その中でも、学校給食費の無料化によって町内の全ての子供が栄養バランスのとれた給食の提供を受けながら、安心して気持ちよく食することによって、全員が心身ともに健やかに育っていると考えております。引き続き、東吾妻町の全ての子供たちが、健やかに成長する環境を整備し、教育の機会均等を図りながら、子育てをするなら東吾妻町と言われる町づくりをさらに進めてまいります。

次に、東京都足立区で実施をしております、こどもの健康と生活実態調査のような取り組

みを実施しているか。実施されていれば全体的に現状はどうか。実施がなければ提案するがどうか、でございますが、議員のご質問にありましたとおり、足立区では区立小学校に在籍する4年生全員と6年生の一部、区立中学校に在籍する2年生の一部を対象に、「子どもの健康、生活実態調査」を実施し、平成30年度調査においては5,387件の有効回答がございました。この調査においては、児童・生徒の基本的な健康状態や、生活実態の調査に加え、世帯年収の調査も併せて行われ、生活困難世帯と、非生活困難世帯の比較もされております。都会では地方に比べて、世帯間も年収格差もあるため、このような調査が実施をされているものと推察いたしますが、本町におきまして、このような調査は現在行っておりません。しかしながら、町では全ての基本は食生活にあるとの認識のもと、保健センターにおいて、小学校5年生と中学校1年生を対象に、食事調査を実施し、その結果に基づいて保健師が保護者や児童・生徒に必要な指導を行ったり、教育委員会でも子供のアレルギー食材を把握するために、保育所やこども園への入園時に、保護者から「子ども安心カード」に詳細な情報提供をいただき、その情報は小学校から中学校へと引き継がれ、日々、安心・安全な給食の提供に努めております。

また、子供たちの基本的な生活習慣の基礎を身につけることに向けて、町内の保育所、こども園において、挨拶、身の回り、食事の3観点から子供の発達段階を踏まえて、一貫性のある取り組みを進めております。

さらに、各学校におきましては、基本的な生活習慣の確立のため、特に睡眠と食事の調査やアウトメディアに関する調査に取り組み、子供一人一人の基本的な生活習慣の確立と、みずからを律する力や、自分を肯定できる力を育みながら生きる力を身につけさせ、心身ともに健全な子供の育成を図ってまいります。

議員からご提案をいただきました足立区で実証をしているような調査につきましては、現在実施する予定はございませんが、世帯年収調査の部分を除けば、各学校でそれぞれの子供の健康と、生活実態の把握に努め、きめ細やかな指導につなげておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ご答弁ありがとうございます。

自分が政治という大げさなことまでまだできませんが、議員を若いときに県議選から挑戦をさせていただきました。

日本の国ではないんですが、ある国で非常に大富豪と呼ばれる、大金持ちと言われる人が財政と税制の担当の大臣になり、国家を運営していく一つの役職であったと。そういうようなことをたまたま目にすることが若いときありまして、確かに知識教養は必要かもしれないけれども、本当に大富豪で一生食いつぱぐれもなさすぎるぐらいのそういう人が、本当に一つの国家の財政財務を担当する。それで本当の政治ができるんだろうかという、若いながら勝手な思いを抱いて、政治というものを自分も自分の思いを自分を体験しながらアピールをしていきたい、ということが昔あったんですが、この子供の貧困ということで、これまさに親の貧困で、自分もこの子供の貧困ということを考えながら、これ実は親の貧困なんであるということで、自分も本当に痛感をし、また、自分の周りの特にシングルマザーの母子家庭での非常に大変な現状を聞いております。

さまざまな虐待事件等も発生しております。最近でもやはり虐待で亡くなられた幼い子供がいました。これは、交際をしていた内縁の夫によるその子供に対する虐待事件でありました。今では70人以上の子供が全国で亡くなっております。

やはり子育て支援、国の政策もあり、また町の非常に手厚いさまざまな政策があります。これからは、今まで以上にある程度子育て支援、また、母子家庭、シングル家庭に対するさらなる町の、また、国の関与というものをやはりある程度していかななくてはならないということ、改めて痛感をしております。

先ほど町長からご答弁がありました。

要保護、準要保護の子供さんたちに対して、町の手厚い支援が実施されているということで、自分も初めて知った部分もありました。

ここら辺、人数的なものというのは触れられないかもしれませんが、そこら辺の現状というんですか、町長が把握している段階で言える範囲で状況を、もしわかる範囲で教えていただければと思いますが。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、東吾妻町内におけます平成31年度の要保護、準要保護児童・生徒の状況であります。小学生の要保護が1名、準要保護が20名。中学生の要保護が1名、準要保護が18名という状況になっております。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） やはり当町でもそれだけの大変な思いをしている人たちがいるということだと思います。さらなるきめ細かな支援を、引き続き町にはしていただきたいと思います。

いうふうに考えるものであります。

続きまして、最初に質問を、ちょっと順番が逆になってしまうんですが、日本の経済、また、町の経済ということで質問させていただきました。

やはりどの家庭でも、特に若い子育て世代では、子供を町で産んで、子供を育てて、家を建てて、車を買って、家族みんなで幸せに暮らしていきたいというふうに誰もが考えております。しかし、なかなか所得であったり、また、働き方改革と言われておりますが、働くその職種、また、その会社のやり方によっては本当に格差が、給与にしても所得にしても格差が今、生じている段階です。そういう中で、やはり誰もが結婚して家を建ててという、マイホームを持ってという思いを抱いております。

そんな中で当町でも分譲地というものがあります。委員会でも、総務の建設常任委員会でも、こういったところは議論をずっとされてまいりました。特に自分の地元、岡崎でも全20区画のうち7区画がまだ売れていない、未販売の土地ということで残っております。町全体では11区画と。ここら辺の、箱島に住みたいという、実際自分も希望を聞くことが非常に多いんです。それは今ある箱島の住宅団地、あそこら辺に住みたいなというふうに言っている人は町内でもいたし、また、北橋なんですけど、そういう知人もいました。

そこら辺で残る分譲地の販売に関して、いろいろな議論が、方法があると思います。無償にして、子育てをするそういった方には無償でと、そこら辺は既存に既に住まわれている方との公平性の問題というものもあると思いますが、やはりある意味、そこら辺は町長のダイナミックな判断で、ダイナミックな施策で、ここら辺の残っている土地というものをさらに利用して住んでいただくと。そこら辺のところをぜひ実行していただきたいというふうに考えるんですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の所有する住宅の分譲地でございますけれども、全体で11区画残っておるということでありまして、これにつきましては、子育て支援なり、若者の定住のために何か支援策があるのではないかとということでございますけれども、議員おっしゃったように、最初の段階で高い値段でお買いいただいた方との関連もあります。でも、そういう方々の了承もとることも必要でございましょうが、現在も子供一人当たりにつき幾ら減額しますというふうなことで優遇策はとっておるところでございます。その中でまた残っておるということでございまして、それなりに分譲地の立地的な条件というものもあるのかもしれない。お話の中に箱島に住みたいという人がいるという人がいるというふうなことでござい

すけれども、確かに箱島、川の向こうには、小野上駅があって上信道のインターもすぐそばにできるというふうなことからすればですよ、住んでもいいのかというふうに思うのかもしれませんが。そのような条件も踏まえながら、今後、分譲地の残っているところの優遇策等も模索しながら、若い人がこの町に住宅を持って、それから子供をつくって、そして教育をしてというふうに住んでいただけるような抱負を考えてまいりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 9番、重野議員。

○9番（重野能之君） ぜひ、実行していただきたく、強く自分も考えております。要望したく考えております。人口政策というものが、今、少子高齢化と言われて、特に人口減少というものが、急激な速度で先進国の中でも進んでおります。この人口政策も恐らく、今、本当に町だけではなく全国でいろいろな子育て支援を行っております。この人口を増加させていく、ここら辺の政策の効果というのは、やはり四、五十年かかるというふうにも言われております。

本来、この人口減少、今まだ何とか、何とか今まだ維持できておりますが、恐らくこのままいったら、自分の勝手な考えでは今の子供たち、幼い本当にゼロ歳、2歳、3歳の子供たちの将来は、大変深刻なものになっていく社会になっていくだろうというふうに自分は考えております。そのために活動しているつもりではいるんですが。そこら辺、今のこの町の政策、町で限って言えば、本当に細かな政策によって子供たちが子育て支援をしていく、その効果が出るのも、すぐすぐ出ないんだろうというふうに思います。

これは町の、話は少し飛んでしまいましたが、財政の問題もそうで140億円、150億円と。これは何も今の町政執行部がつくった借金でもなく、これは過去の積み重ねでありまして、実際は140億円と言われても60億円、70億円というふうに負担は言われておりますけれども、ここら辺の今のこの財政状況も、もうこれは今、降って湧いたものではなくて、やはり、長年の政治の積み重ねだと思うんです。気がついたらこんなになっていた。人口減少も気がついたらこんなに減っていた。えらいことになった。では、国は地方創生やってください。今ごろ地方に。やはりそういう手おくれの政治の状況というものも、あったんではないかなというふうに思う部分もあります。

そこら辺の考えを持って、町長の中学校統合、またいろいろ議論がありました給食センター。こういったこつこつしたこと、また子育て支援もそうですけれども、こつこつしたことを積み重ねていって、その成果が出るのが急ではないかもしれないけれども、やはり長期的な総合計画もありますが、ビジョンを持って考えて、政策というもの政治というものは考え

ていかなくはないのかなというふうに思っております。そこら辺は本当に町長初め、今の執行部の方々が非常に厳しいその状況の中に立たされて、過去、そして今、そしてこれからというふうに、その中で今、厳しい歴史の中に立たされているのではないのかなというふうに思います。

そこら辺の政治的な歴史といいますか政策の効果というものについて、ちょっと抽象的な質問になってしまうんですが、町長の考え方、政策、また、政治政策の効果というものについて、町長がどのようにお考えか、最後にお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（須崎幸一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員から大変よいお言葉をいただいております。

私ども、中山間地域のこの東吾妻町、これからの将来のためになる施策を行っているところでございます。これまで子育て支援、しっかりと取り組んでまいりました。さまざまな支援を積み重ねております。また、若者の定住のための住宅に関する補助事業なども積み重ねてきております。こういった施策は必ずや将来、実を結んでこの東吾妻町が若い人が明るく、子供たちも明るく住んで、元気な町になるように願っているところでございます。これからも、こういった施策、細やかに積み上げて実施していくことが必要かと思っております。これにつきましても、議員の皆様にご理解とご協力を今後もよろしくお願いいたします。

○議長（須崎幸一君） よろしいですね。

以上で、重野能之議員の質問を終わります。

これをもって、町政一般質問を終わります。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（須崎幸一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会の前に、町長のご挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和元年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日に開会されました今期定例会におきましては、報告関係2件、条例関係10件、決算関係8件、予算関係5件、その他6件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしていきたいと存じております。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しまして、感謝を申し上げます。

台風15号の災害により、千葉県への停電がいまだ解消されず、また、断水もあり生活への影響が大変なっております。

当町では幸いにも大きな災害はありませんでした。今後の千葉県の早い復興を願っております。

また、27日には戦没者追悼式をコンベンションホールにおいて挙行の予定でありますので、

ご参列を賜りたいと思います。なお、これから、吾妻郡民スポーツ大会などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町勢の発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（須崎幸一君） 閉会に際し、ご挨拶を申し上げます。

令和元年第3回定例会は、9月3日から本日まで11日間にわたり開催され、条例や平成30年度各会計歳入歳出決算認定、令和元年度補正予算、その他の執行部提案に加え、委員会提出議案1件、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に、心から御礼申し上げます。

迎える秋は、スポーツ行事や秋祭りなど、多忙な時期となります。

特に9月22日には、郡民スポーツ大会が中之条町を主会場に予定されております。

健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（須崎幸一君） これをもって、令和元年第3回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時33分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 須 崎 幸 一

署 名 議 員 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 根 津 光 儀

署 名 議 員 樹 下 啓 示